



Tokyo Guarantee Report 2024

東京信用保証協会レポート



プロフィール

東京信用保証協会は、中小企業の皆さまが事業資金を借り入れる際「保証人」となることで、資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

基本理念

わたしたちは「信用保証」により、中小企業の活力と信用力を新しい可能性に結びつけ、経営の発展を力強くサポートします。

行動指針

対外サービス・顧客志向 「親切、公正、感謝の気持ちで、お客さまに接します」

対内的・仕事のやり方等 「新しい発想と自由な議論で、明るくやりがいのある職場を目指します」

実りある協会生活 「心もからだも健康で、自己発展を目指します」

プロフィール【2024(令和6)年3月31日現在】

根 拠 法	信用保証協会法
主 務 大 臣	(信用保証協会法第48条) 内閣総理大臣 (金融庁長官…法第50条の1に基づく権限の委任) 経済産業大臣 (地方支分部局長…法第50条の2に基づく権限の委任)
創 業	許認可取得：1937年(昭和12年) 7月28日 設 立： 同 8月31日 業 務 開 始： 同 9月2日
基 本 財 産	3,561億円
保証利用企業数	21.9万企業
保証債務残高	件数：466,364件 金額：5兆6,248億円
事業所数	本店・11支店
職員数	641名

CONTENTS

プロフィール、基本方針、コンテンツ	1	令和5年度事業報告	7
ごあいさつ	3	業務概要	43
経営方針	4	個人情報保護	69

基本方針

わが国経済の活力の源泉である中小企業者とともに歩む当協会は、環境の変化に対応して事業展開していく中小企業者のニーズに的確・迅速に応えるため、より一層中小企業者の立場に立った運営を行うとともに、当協会自らの経営基盤の充実と健全性を高めることに努めてまいります。

1 適正保証の推進

経営の発展に努める中小企業者自らが培ってきた信用力を評価するとともに、将来性や真摯な経営意欲を汲み取って信用保証を行い、中小企業者の健全かつ円滑な金融を実現するよう努めてまいります。

- (1) 個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな対応により、事業の発展に取り組む中小企業者を支援します。
- (2) 創業に向けて努力する中小企業者を支援します。
- (3) 社債の発行等資金調達の多様化に取り組む中小企業者を支援します。

2 経営支援の充実

金融機関や関係機関との連携を図りながら、中小企業者の経営改善や事業再生を推進するとともに、ビジネスフェア、産学連携等を通して、元気で活力ある中小企業者へのサポートの充実に取り組んでまいります。

3 条件変更への弾力的な対応

保証の後、中小企業者に業況変化が発生した場合は、中小企業者の実情に沿って適切に対応します。当初の返済(貸付)条件を履行することが困難となった場合でも、返済金額の減額または保証(貸付)期間の延長等によって、返済を継続することができる場合には、貸付金融機関と連携を図りつつ、返済条件の変更へ弾力的な対応をいたします。

4 求償権回収と再生支援への取り組み

求償権回収は、信用補完制度の健全な運営と発展のために欠くことは出来ません。求償権の回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細かな求償権管理を行い、公平かつ厳正な回収の促進に努めてまいります。そして、再生に向けて努力する企業に対しては、事業再生を支援し、さらには保証人等の生活再生に寄与してまいります。

5 業務改善と効率化の推進

環境の変化ならびに中小企業者、金融機関の多様なニーズに対応し、かつ、経営基盤の充実と健全性を確保するため、なお一層の業務の改善と経営の効率化を促進してまいります。

コンプライアンス態勢	73
定款	75
資料編	77
役員名簿	88

組織機構図	89
当協会のあゆみ	90
事業所のご案内	94

Greating

■ ごあいさつ

平素より東京信用保証協会に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和5年度の事業活動および今年度の事業計画についてご報告するディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート2024」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取組についてご理解を深めていただければ幸いです。

令和5年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の急回復等の明るい動きが見られました。一方で中小企業者を取り巻く環境は、物価高に対する価格転嫁の遅れのほか、慢性的な人手不足や事業承継における後継者難など様々な課題があります。

このような状況のもと、国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、持続的な賃上げや活発な投資による力強い循環により次の成長に繋げていくことを掲げ、ことに中小企業支援策としては、借換えの継続などの資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期すとしています。東京都においても、各種の制度融資を通じて引き続き都内中小企業者の円滑な資金調達を強力に後押ししつつ、DXの促進や事業承継に対する支援のほか、スタートアップの創出・成長に向けた支援の加速化を目指しています。

かかる諸情勢において、当協会はゼロゼロ融資の返済が本格化する中、借換えの他、中小企業者の資金繰りニーズに迅速かつ柔軟に対応してまいりました。また、今年の3月から一定の要件を満たした場合に、保証料の上乗せを条件に経営者による保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」の取扱いを開始したところです。令和6年度も様々な機会を通じて利用促進を行ってまいります。さらにマイナス金利解除による資金繰りへの影響を注視しつつ、事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を継続してまいります。

さて、ここ数年、経営支援の面では職員の積極的なアプローチやダイレクトメール発送等の「プッシュ型支援」を年々強化し、経営改善を望む中小企業者に寄り添いながら伴走しております。

理事長 山本 隆

また、コロナ禍では非対面型が主流となっていた創業セミナーや創業スクール等を対面型に戻し、創業者の準備段階に応じた支援を行っています。新たな取組として、東京都よろず支援拠点をはじめとする5つの支援機関が支援策や知見を持ち寄って中小企業者を総合的に支援する『チーム型支援』である「東京チームサポートアシスト会議」を通じ、様々な経営課題を抱える中小企業者への経営支援を実施しているところです。引き続き令和6年度も各支援機関との連携をより深め、一層親身にきめ細かな金融支援と経営支援に取り組んでまいります。

最後に、当協会は金融機関や関係機関の皆さまとの連携を一段と強化するとともに、「対話」を重視した金融支援・経営支援に協会一丸となって全力で取り組む所存です。経済危機や自然災害発生時等におけるセーフティネット機能としての準備を常に意識し、また、利便性向上にかかる業務改善をこれまで以上に推し進め、中小企業者から信頼され必要とされる存在であり続けることを目指してまいります。引き続き、ご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年6月

■ 業績の推移

(単位：百万円)

	'21(令和3)年度	'22(令和4)年度	'23(令和5)年度
保証承諾	1,239,488	1,159,727	1,198,994
保証債務残高	6,763,396	6,402,228	5,624,839
代位弁済	32,483	51,508	73,623
回収	8,889	9,790	9,416
収支差額	28,429	26,095	26,538

第7次中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

東京信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関や関係機関と連携を強化し、金融支援及び経営支援に全力で取り組みます。また、地域の特性や中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージなども踏まえて戦略的に業務に取り組むとともに、外部環境の変化に合わせたデジタル化などの業務改善を絶えず推し進めていきます。

以下に掲げる主要項目を業務運営の基本方針として、より多くの中小企業・小規模事業者の皆さまにご利用いただくとともに、信頼され必要とされる存在であり続けることを目指します。

コンプライアンスについては、公的機関としての使命・社会的責任を果たし、反社会的勢力等に対しては関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。

1. 金融機関と連携した支援の推進

金融機関と緊密に連携を図ることで、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業特性や経営課題などの企業情報、金融機関の与信状況や今後の支援方針等について情報を綿密に共有し、それぞれの役割を分担しながら、金融支援及び経営支援を推進します。

2. 金融支援の推進

信用補完制度は中小企業支援の重要な柱であると認識し、国や東京都を始めとする地方公共団体が実施する制度融資について、積極的に取り組みます。また、「経営者保証改革プログラム」の趣旨に鑑み、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証を不要とする取組をより一層推進します。

3. 経営支援の推進

金融機関等との連携の下で、中小企業・小規模事業者の皆さまとの対話を通じて経営課題等の把握に努め、寄り添った支援を実施していきます。また、専門家派遣を活用し経営課題の解決支援に積極的に取り組むとともに、「東京応援パッケージ」や「経営サポート会議」等を通じて、経営改善及び事業再生を後押しします。

さらに、当協会が取り組む専門家派遣等の経営支援について、効果(営業利益増加率、リスク正常化率、代位弁済遷移率)を検証することで経営支援の質を高め、より効果的なものにしていきます。

4. 利用者の利便性向上

信用保証書や保証申込手続きの電子化を推し進め、金融機関及び中小企業・小規模事業者の皆さまの利便性を向上させます。

令和6年度経営計画

1. 業務環境

景気は、このところ足踏みもみられるものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

2. 業務運営方針

中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関や関係機関と連携を強化し、金融支援及び経営支援に全力で取り組みます。特に、経済危機や自然災害発生時等において、公的機関としてセーフティネット機能を発揮すべく、積極かつ柔軟な金融支援を実施します。

また、都内産業構造の変化に機敏に対応し、地域の特性や中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージなども踏まえて戦略的に業務に取り組み、より多くの中小企業・小規模事業者の皆さまにご利用いただくとともに、外部環境の変化に合わせてデジタル化などの業務改善を絶えず推し進めていくことにより、信頼され必要とされる存在であり続けることを目指します。

さらに、SDGs達成に向けて、信用保証を通じて社会の一員として積極的な貢献を行ってまいります。

金融機関と連携した支援の推進

金融機関との情報交換等を通じて中小企業・小規模事業者の皆さまの事業特性や経営課題などの企業情報、金融機関の与信状況や今後の支援方針等について情報を綿密に共有し、安定的な資金調達を支援します。

政策保証等の推進

国、東京都、区市町等が実施する制度融資について、その制度趣旨を踏まえて、積極的に取り組みます。特に東京都中小企業制度融資については、東京都融資目標額を踏まえ、都内中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り円滑化に万全を期すため、東京都と連携して、あらゆる状況に適切に対応できるよう組織を挙げて万全の態勢で臨みます。

経営者保証に依存しない保証への取組

「経営者保証改革プログラム」の趣旨に鑑み、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証を不要とする取組をより一層推進します。

経営改善、資金繰り改善のための金融支援

業績が悪化した企業や、返済条件の緩和を行った企業に対し、金融機関等と一層の連携を図り、現況や今後の見通しについて丁寧な把握に努めます。

また、必要に応じて経営支援を一体的に実施しながら、借換保証や改善サポート保証等を活用し、資金繰り支援に取り組みます。

創業者及び小規模事業者支援の推進

創業5年未満のアーリーステージにある創業者や外部環境の影響を受けやすい小規模事業者の皆さまに対して、利子補給や保証料補助などが充実している東京都中小企業制度融資や区市町制度融資等を活用し、中小企業・小規模事業者の皆さまへの訪問等による対話を通じて事業の将来性や持続性など非財務情報を積極的に評価しながら金融支援を行います。

また、資金繰りを始めとした経営上の不安を速やかに相談できる身近な存在として、金融と経営の両面から継続的に支援します。

さらに、創業5年未満のアーリーステージにある創業者に対しては、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」も活用して「新たな事業への挑戦」を力強くバックアップしていきます。

事業承継支援の推進

金融機関・関係機関と連携し、一定の要件を満たす中小企業・小規模事業者の皆さまについては、経営者を含めて保証人の提供を受けず、さらに専門家による支援・確認を受けた場合には信用保証料の引下げを行う「事業承継特別保証制度」等を活用し、後継者が安心して事業承継及び経営に取り組めるよう積極的に後押しします。

経営支援の充実

中小企業・小規模事業者の皆さまとの対話を通じて経営課題等の把握に努め、金融機関との連携の下で皆さまに寄り添った支援を実施していきます。

一歩踏み込んだ経営支援の実現に向けて、東京都よろず支援拠点を始めとする各支援機関の支援策や知見を持ち寄って総合的に支援する「チーム型支援」で中小企業・小規模事業者の皆さまに対する支援に取り組めます。

専門家派遣事業については、中小企業・小規模事業者の皆さまにより身近な支店において、一貫して取り組む態勢を構築することで、対話の機会を重視した伴走支援を実施します。また、オンラインによる専門家派遣の実施等、業務のデジタル化・オンライン化を推進し、利便性向上を図ります。

さらに、「東京応援パッケージ」や協会が事務局を務める「経営サポート会議」、経営改善計画策定支援に係る補助の実施等を通じて、経営支援の充実を図ります。

加えて、協会が取り組む専門家派遣等の経営支援について、効果を検証することで経営支援の質を高め、より効果的なものにしていきます。

「営業利益増加率」「リスク正常化率」「代位弁済遷移率」について、経営支援効果倍率*の目標値を1倍超と定め、検証を通じてより効果的な経営支援となるようPDCAを実施していきます。

*経営支援の実施先と未実施先の経営指標値を比較し、倍率が1倍超であれば実施先のパフォーマンスが高いことを意味する。

相談態勢の充実

支店における窓口相談に加え、金融機関や関係機関が主催する各種経営支援イベントへの相談員派遣等を通じて、中小企業・小規模事業者の皆さまの立場に立った丁寧かつ親身な対応を行います。また、Webフォームによる相談予約を開始し、オンラインによる相談態勢も充実させることで、更なる利便性向上を図ります。

海外展開や事業承継などに関するご相談は、部支店とともに専門のサポートデスクが対応し、公益財団法人東京都中小企業振興公社等の関係機関と連携しながら、有効な解決手段を提供します。

利便性向上に向けた取組

金融機関及び中小企業・小規模事業者の皆さまの利便性向上のため、信用保証書や保証申込手続きの電子化を推し進めます。

コンプライアンスの徹底

信用保証協会の公共的使命と社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。反社会的勢力等の排除に関しては、関係機関と情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切の関係遮断に取り組めます。

3. 保証承諾等の計画

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

項目	金額
保証承諾	1兆2,000億円
保証債務残高	5兆円
代位弁済	1,000億円
回収	100億円

令和5年度事業概況

経済金融情勢

令和5年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の急回復等の明るい動きが見られた一方、中小企業者を取り巻く環境については、物価高に対する価格転嫁が遅れているほか、慢性的な人手不足や事業承継における後継者難などの問題により依然として厳しい状況が続いています。

国及び東京都の施策

国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、持続的な賃上げや活発な投資による力強い循環により次の成長に繋げていくことを掲げ、殊に中小企業支援策としては、借換え支援の継続などの資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期すとしています。東京都においても、各種の制度融資を通じて引き続き都内中小企業の円滑な資金調達を協力を後押ししつつ、DXの推進や事業承継に対する支援のほか、スタートアップ戦略の加速化を目指しています。

当協会の取組み

当協会はゼロゼロ融資の返済が本格化する中、借換えのほか、中小企業の資金繰りニーズに迅速かつ柔軟に対応しつつ、他方で、経営者保証に依存しない取組みも推進してまいりました。そのような中、一定の要件を満たした場合に、保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」の取扱いを3月から開始し、中小企業の取り得る選択肢の拡充に努めました。

経営支援の面では従来にも増して、ダイレクトメール発送を含む『プッシュ型支援』をより強化し、経営改善を望む中小企業に寄り添いながら伴走いたしました。またコロナ禍では非対面型が主流となっていた創業セミナーや創業スクール等を、徐々に従来の対面型に戻すことで、創業者の多様なニーズに応えてまいりました。加えて、各支援機関の支援策や知見を持ち寄って中小企業を総合的に支援する「チーム型支援」として、『東京チームサポートアシスト会議』を計4回開催し、様々な経営課題を抱える中小企業への経営支援を実施しました。

保証業務の電子化の面では、令和2年度から導入した信用保証書の電子発行の割合が、保証承諾の8割を超えました。また、令和4年度から一部金融機関での運用を開始した信用保証の電子申込についても、取扱金融機関の拡充に努めており、融資申込から実行までのリードタイム短縮に尽力してまいります。

令和5年度事業実績

令和5年度の保証承諾は7万8,682件、1兆1,990億円となり、前年度に比べ件数は98%、金額は103%の実績となりました。代位弁済は6,179件、736億円と前年度に続き件数・金額ともに増加しました。

求償権の回収総額は94億円となり、前年度に比べ3.8%減少しました。このうち、無担保求償権からの回収は70億円です。また、保証協会債権回収㈱(保証協会サービス)東京営業所による委託回収額は55億円となっています。

《令和5年度の事業実績》

項目	件数・企業数	金額
保証承諾	7万9千件 (-2.2%)	1兆1,990億円 (+3.4%)
保証債務残高	46万6千件 (-4.5%)	5兆6,248億円(-12.1%)
代位弁済	6,179件 (+47.3%)	736億円(+42.9%)
回収		94億円 (-3.8%)
利用企業	21.9万企業	

()内は前年度比

創業支援の取組み

当協会では、平成31年4月から創業支援の専門部署「創業アシストプラザ」を全支店に展開し、ご相談や保証の申込を承っています。また、経営支援の専門部署「経営支援部」においてさまざまな支援メニューをご用意し、これから創業される方や創業されて間もない方を、金融面・経営面の両面から継続的にサポートしています。



創業に関する一般的なご相談、金融相談・経営相談、創業後のフォローアップなど

創業者向け公開講座（創業セミナー）

創業予定者や創業後間もない方を対象に、創業に必要なノウハウや経営に役立つ知識等を習得していただくセミナーを開催しています。



令和5年度の公開講座

ステップアップセミナー（創業編）《リアル開催》

日程	テーマ	講師
2023.6.10	創業ってどういうこと?知っておきたい、考えておきたい7つのこと	中小企業診断士 大江 栄 氏
	スマホでOK!売上UPに直結する『写真』の撮影方法と活用法	中小企業診断士 石田 紀彦 氏
	保証協会創業ミニセミナー	東京信用保証協会 大田支店 西村 一志

ステップアップセミナー（創業編）《オンデマンド配信》

日程	テーマ	講師
2023.11.1 ～11.14	創業前に考えておきたい10コのポイント	中小企業診断士 石井 律子 氏
	顧客視点で実現する!プレゼンス(存在感)を高める『Webブランディング』	中小企業診断士 吉野 太佳子 氏
	保証協会創業ミニセミナー	東京信用保証協会 経営支援部 菅 直也

創業スクール

具体的なビジネスプランをお持ちの方を対象に、少人数のゼミナール形式で、ディスカッションを交えながら、“人に見せて話せる”創業計画書の作成を目指す「創業スクール」を開講しています。



令和5年度の創業スクール

	日程	テーマ	講師
第33期 (リアル開催)	2023.7.11	<経営・先輩起業家経験談>創業するって、事業主になるって、どういうこと?	
	2023.7.18	<販売方法>情報収集と市場環境の把握の方法を知ろう。お客様は誰?(ターゲティング)	
	2023.7.25	<販売方法>買ってもらえる仕組みを考えよう(マーケティング計画)	エフ・ブルーム株式会社
	2023.8.1	<人材育成>創業のカタチを知ろう(起業の形態) 創業チームのつくり方、育て方	代表取締役 中小企業診断士
	2023.8.8	<財務>何にいくら必要?どうやって調達する?(資金計画)	大江 栄 氏
	2023.8.15	<個別相談会>しっかり相談。プランを練り上げよう!	
	2023.8.22	<財務>売上は上がる?利益は出る?(売上利益計画)	
	2023.8.29	<ビジネスプラン発表会>みんなでプランの発表会	
第34期 (リアル開催)	2024.1.10	<経営>創業の心がまえとは? 創業アイデアをまとめよう	
	2024.1.17	<販売方法>売れる仕組みづくりを考えよう	
	2024.1.24	<販売方法・経営>ファンを作るための販売促進を考えよう 個人?それとも法人にする?	アールズフィールド株式会社
	2024.1.31	<財務>利益の出し方を考えよう	
	2024.2.7	<財務>いくらお金がかかるか、資金調達の方法を考えよう	代表取締役 中小企業診断士
	2024.2.14	<個別相談会>ビジネスプランの悩みを解決しよう	石井 律子 氏
	2024.2.21	<人材育成・先輩起業家体験談>組織を作るのに必要なこととは? 先輩起業家からヒントをもらおう	
	2024.2.28	<ビジネスプラン発表会>ビジネスプランを発表し合おう!	

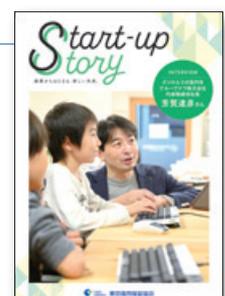
「企業サポート推進プロジェクト」における創業計画策定支援

平成27年4月に発足した「企業サポート推進プロジェクト」は、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決スキームとして多くのお客さまにご活用いただいています。

平成28年4月のサポートメニュー拡充により、新たに創業計画の策定支援が本プロジェクトによる支援対象となり、当協会主催の創業スクール等を修了した方にご利用いただいています。創業計画について専門家の目線から直接のアドバイスを受けることは、より一層のブラッシュアップにつながり、積極的に推進しています。

創業事例動画と創業事例リーフレット

経営支援部では、創業の具体的事例を通じて、今後の当協会における創業支援の施策等に役立てるとともに、これから創業を考えている方の参考として活用していただくことなどを目的として、「創業事例動画及びリーフレット」を制作しています。これらは当協会ホームページにてご覧いただけます。



信用保証

創業の際に必要な事業資金を金融機関から借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となり、資金調達をサポートします。

当協会の信用保証により、金利面等が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をご利用いただくことができます。

また、当協会では、平成27年4月に創業関連保険における保証料率の引き下げを実施し、令和5年3月からは、経営者の個人保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）」、および同制度に準拠した東京都制度融資「創業」【創業経営者保証不要型（略称：創業経保）】の取扱いを開始しました。創業初期のライフステージにある中小企業者等の資金調達のより一層の円滑化を後押ししています。

【令和5年度 創業5年未満の中小企業者への保証実績】

保証承諾件数 12,715件

保証承諾額 1,272億円

東京都制度融資「創業」【創業経営者保証不要型（略称：創業経保）】制度概要 （令和6年4月1日現在）

東京都制度融資【創業経営者保証不要型（略称：創業経保）】	
制度名	東京都制度融資【創業経営者保証不要型（略称：創業経保）】
融資対象	①創業予定の方 ・事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 ②創業後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人で設立した法人で、設立から5年未満である ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ・事業を営んでいない個人が開業した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である
融資限度額	3,500万円
資金使途	運転資金・設備資金
融資期間	10年以内（据置期間1年以内、または3年以内を含む）
返済方法	分割返済（据置期間1年以内を含む）
融資利率	【固定金利】 融資期間 3年以内 …… 1.5%以内 3年超5年以内 …… 1.6%以内 5年超7年以内 …… 1.8%以内 7年超 …… 2.0%以内 【変動金利】 「短プラ+0.2%」以内
担保	徴求しない
保証人	徴求しない
保証料率	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。

【創業関連保険に係る保証の保証料率】

1企業にかかる保証付融資合計額	保証料率（年%）
500万円以下	0.35
500万円超 1,000万円以下	0.50
1,000万円超	0.60

創業支援機関等との連携

当協会では、東京都・区市町をはじめ、さまざまな創業支援機関と連携し、創業予定者や創業後間もない方をさまざまな形でサポートしています。創業支援機関が主催するセミナーへの講師派遣や個別相談会への相談員の派遣を通じて起業家マイノリティの醸成や創業保証への理解促進等に努めています。



TOKYO創業ステーション

事業承継支援の取組み

事業承継サポートデスクの設置

事業承継支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

事業承継に関する個別の相談に対応し、必要に応じて専門家派遣の実施をするとともに、連携している事業承継・引継ぎ支援センター等の紹介も行っています。

〔令和5年度 事業承継サポートデスクの実績〕



相談対応実績
681件



保証承諾件数
54件



保証承諾額
2,506百万円

信用保証

事業承継に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

〔令和5年度 東京都制度融資「事業承継」の保証実績〕



保証承諾件数
44件



保証承諾額
1,914百万円

海外展開支援の取組み

海外展開サポートデスクの設置

経営支援のより一層の充実のため、平成30年4月から経営支援部内に専門デスクを設置しています。

海外展開に関する保証の個別相談に対応するだけでなく、より実行性を高めるべく、専門支援機関である日本貿易振興機構(JETRO)や中小企業基盤整備機構等への紹介も行っています。

海外展開を考える中小企業者や海外展開に関する相談を受けた金融機関担当者が当協会を利用するきっかけとなる情報をわかりやすく提供する目的で海外展開サポートデスクの紹介及び事例動画を制作し、ホームページにアップしています。

〔令和5年度 海外展開サポートデスクの実績〕



相談対応実績
113件



保証承諾件数
33件



保証承諾額
918百万円

信用保証

海外展開に取り組む東京都内中小企業者に対して、当協会の信用保証により、金利面が有利な東京都制度融資や区市町の制度融資をはじめ、様々なニーズに対応した保証制度をご利用いただくことができます。

〔令和5年度 東京都制度融資「海外展開」の保証実績〕



保証承諾件数
6件



保証承諾額
219百万円

顧客ニーズや経済・経営環境に即した保証制度への取組み

借換保証の取組み

借換保証には、既存の保証付借入金を一本化し返済期間(返済ペース)を見直すことで、中小企業者の月々の返済額の軽減を図ることが可能となる場合や、月々の返済負担をほぼ変えないまま真水(ニューマネー)の追加ができる場合がある等のメリットがあります。

東京都制度融資「特別借換」

平成25年3月に取扱いを開始した東京都制度融資「特別借換」は、原則として既存の保証付融資のすべてが借換の対象であり、従業員数が20人(卸・小売・サービス業は5人)以下の小規模企業者に対し、東京都から信用保証料の2分の1の補助が実施されるなど、より一層中小企業者の資金繰り改善に資する制度として多くのお客さまにご活用いただきました。

全国統一制度「条件変更改善型借換保証(略称:条変改善借換)」

平成28年3月には、国による中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた資金繰り支援策として、全国統一制度「借換保証制度」の制度要綱を改正し「条件変更改善型借換保証(略称:条変改善借換)」の取扱いを開始しています。本保証は、既往の保証付融資の全部または一部について返済条件を緩和中であって、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者を対象としています。保証期間を最長15年までとることができること、事業計画の内容に応じて真水(ニューマネー)部分を上乗せした借換も可能であること等の特長があり、中小企業者の金融正常化ならびに経営改善に資するものとして取り組んでいます。平成28年10月からはニューマネーを上乗せする場合は、返済の据置期間を2年以内まで拡大する取扱いが開始され、さらに利便性の高い制度になりました。

経営力向上関連保証の取組み

中小企業等経営強化法の施行にともない「経営力向上関連保証」が創設され、平成28年7月より取扱いを開始しました。本保証は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資等の取組みについて主務大臣の認定を受けた「認定経営力向上計画」に従って経営力向上にかかる事業を実施する中小企業者を対象としています。なお、保証の対象となる資金は、認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上にかかる事業のうち、新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金です。

セーフティネット保証の取組み

取引先等の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本制度は経済産業大臣が指定する一定の要件(中小企業信用保険法第2条第5項の第1号から第8号)に該当することを要し、中小企業者が住所地の区市町村長の発行する認定書を取得してお申込みいただくこととなります。セーフティネット保証をご利用の場合は、通常の保証限度である2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)とは別に追加の保証をご利用いただけます。なお、ご利用の際の保証料率は一律となっています。

(令和6年3月31日現在)

	対象者	要件	主な指定案件	保証割合
1号	大型倒産(再生手続開始申立等)により影響を受けている中小企業者	倒産業者と直接取引があり、当該事業者に売掛金等を有していること、等		100%
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者	事業活動の制限を行っている取引先企業との取引割合が20%以上であり、売上高等が減少していること、等	・ALPS処理水の海洋放出関連 ・ダイハツ工業の生産停止関連	100%
3号	特定地域の災害等により影響を受けている特定事業を営む中小企業者	指定地域において指定業種を営んでいて、指定を受けた災害等により売上高等が減少していること、等	(過去の事例) O-157関連	100%
4号	特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者	指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていて、指定を受けた災害等の影響により売上高等が減少していること	・新型コロナウイルス感染症 ・令和6年能登半島地震	100%
5号	全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者	指定業種を営み、定められた事由により経営の安定に支障を来している(売上減少等)こと、等		80%
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者	破綻金融機関と金融取引を行っていて、適正かつ健全に事業を行っているにもかかわらず、金融取引に支障を来している、等		100%
7号	金融機関の合理化(支店の削減等)により借入が減少している中小企業者	取引金融機関の経営の合理化等の実施により、当該金融機関からの借入が減少している、等		80%
8号	整理回収機構(RCC)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生が可能な者	RCCに貸付債権が譲渡され、金融機関借入が減少しているが、事業再生計画を作成している、等		80%

特定社債保証制度の取組み

中小企業者が発行する社債に対して保証を行うことで、直接、資本市場からの資金調達を可能にする特定社債保証制度は、中小企業者の資金調達の多様化を図ることを目的として平成12年4月に創設されました。一定の財務要件を適債基準として、その適債基準を満たす優良企業を対象としています。

社債発行限度額は5億6,000万円ですが、保証割合が80%のため保証限度額は4億4,800万円となります。また社債発行額2億5,000万円(保証額2億円)までは無担保での取扱いとなっています。

特別相談窓口等の設置

特別相談窓口等の設置

当協会では、大型倒産や金融機関等の破綻・自然災害等、多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に「特別相談窓口」等を本・支店保証課等に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和6年3月31日現在の相談窓口は次の通りです。特別相談窓口はもちろんのこと、ご相談は随時お受けしていますので、お気軽にご利用ください。

《(特別)相談窓口》

- 東日本大震災
- 資金繰り
- 新型コロナウイルス
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等
- ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策
- ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策

(令和6年3月31日現在)

提携保証制度の実施

当協会では、中小企業のお客さまのニーズに対応した信用保証を行うべく、金融機関や各関係機関と密に連携した提携保証制度を実施しています。

1. 東京都中小企業振興公社との提携保証《スピリッツ》

都内中小企業に対して幅広い支援事業を実施している東京都中小企業振興公社とタイアップした保証制度《スピリッツ》を平成18年1月から取扱いしていますが、令和2年4月より制度を一部改正しました。この改正により、東京都中小企業振興公社が千代田区丸の内にて運営し、当協会も融資相談ブースを常設している「TOKYO創業ステーション」を利用しながら事業の発展を目指している中小企業者に対し、ファイナンス機能を結びつけることで、経営支援と金融支援を連携して提供するものです。

2. 東京商工会議所提携創業支援融資保証制度《ウィング》

創業支援に積極的に取り組んでいる当協会では、同様に創業支援に力を入れている東京商工会議所とタイアップした創業支援融資保証制度《ウィング》を平成18年4月より取扱いしています。

この制度は、東京商工会議所の経営相談機能と当協会のファイナンス機能を結びつけることで、創業者に対し事業のプランニングからファイナンス、創業後のフォローアップまでパッケージ化した質の高いサービスを提供するものです。

条件変更の取組み

当協会では、中小企業者の経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでいます。とりわけ平成21年12月の中小企業金融円滑化法施行後は条件変更の申請が急増しましたが、同法の趣旨を十分に踏まえた上で金融機関との連携を強化し、中小企業者の資金繰り円滑化に積極的に対応してきました。

同法は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当協会では引き続き中小企業者の実情に応じた条件変更を柔軟に行うことで資金繰り改善を支援するとともに、条件変更後の返済状況・経営状況等を踏まえ、「企業サポート推進プロジェクト」をはじめとする経営支援メニューや借換保証等を通じた正常化支援に積極的に取り組んでいます。

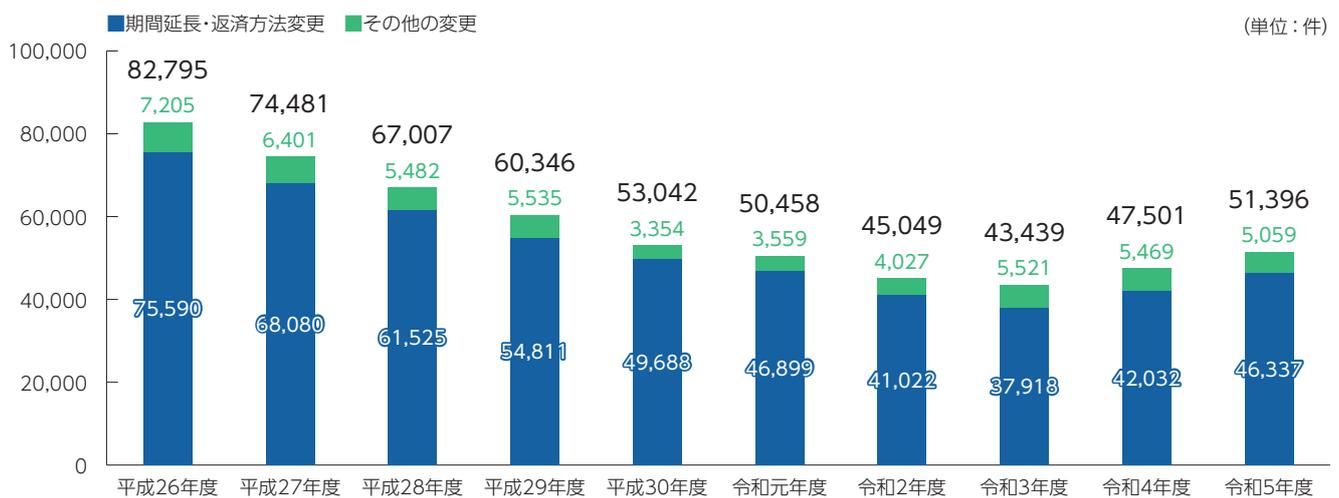
《条件変更承認件数の推移》

(単位：件、%)

	令和4年度		令和5年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
合計	47,501	109.4	51,396	108.2
期間延長・返済方法変更	42,032	110.8	46,337	110.2
その他の変更 ^{注)}	5,469	99.1	5,059	92.5

注) その他の変更は、法人成りによる債務引受や担保変更等です。

条件変更承認件数推移



「経営者保証に関するガイドライン」の活用

当協会では平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度(略称：経保GL保証)」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から新たに金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

①保証時の取扱い

次のア～エのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取扱いをすることができます。

ア. 金融機関連携型

取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている(または図ろうとしている)こと。

イ. 財務要件型

直近決算期において特定社債保証制度(私募債)と同様の財務要件を満たしていること。

ウ. 担保充足型

申込人または代表者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること。

エ. その他

個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

②期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、①保証時の要件ア～エのいずれかに該当する場合、新規の保証付融資で借り換えることにより経営者保証を解除することができます。

なお、①保証時の要件アまたはエに該当する場合、条件変更により経営者保証を解除することもできます。

③事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既往の保証付融資について、原則として後継者(新経営者)の保証追加は行いません。ただし、事業承継により経営権等を有さなくなった前経営者の保証解除を希望し、既往の保証付融資に事故または延滞がなく約定償還が見込まれる場合、条件変更により原則として後継者(新経営者)の保証を追加し、前経営者の保証を解除します。

なお、事業承継時も②期中時の取扱いにより、後継者(新経営者)の保証を追加することなく前経営者の保証を解除することができます。

④金融機関の責務

経営者保証を不要とする保証付融資が完済となるまで、中小企業者から適時適切な財務情報等の取得に努め、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに、決算書等財務諸表一式を当協会に提出していただきます。また、①のア.金融機関連携型の要件により保証付融資を実行した後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。

「企業サポート推進プロジェクト」の取組み

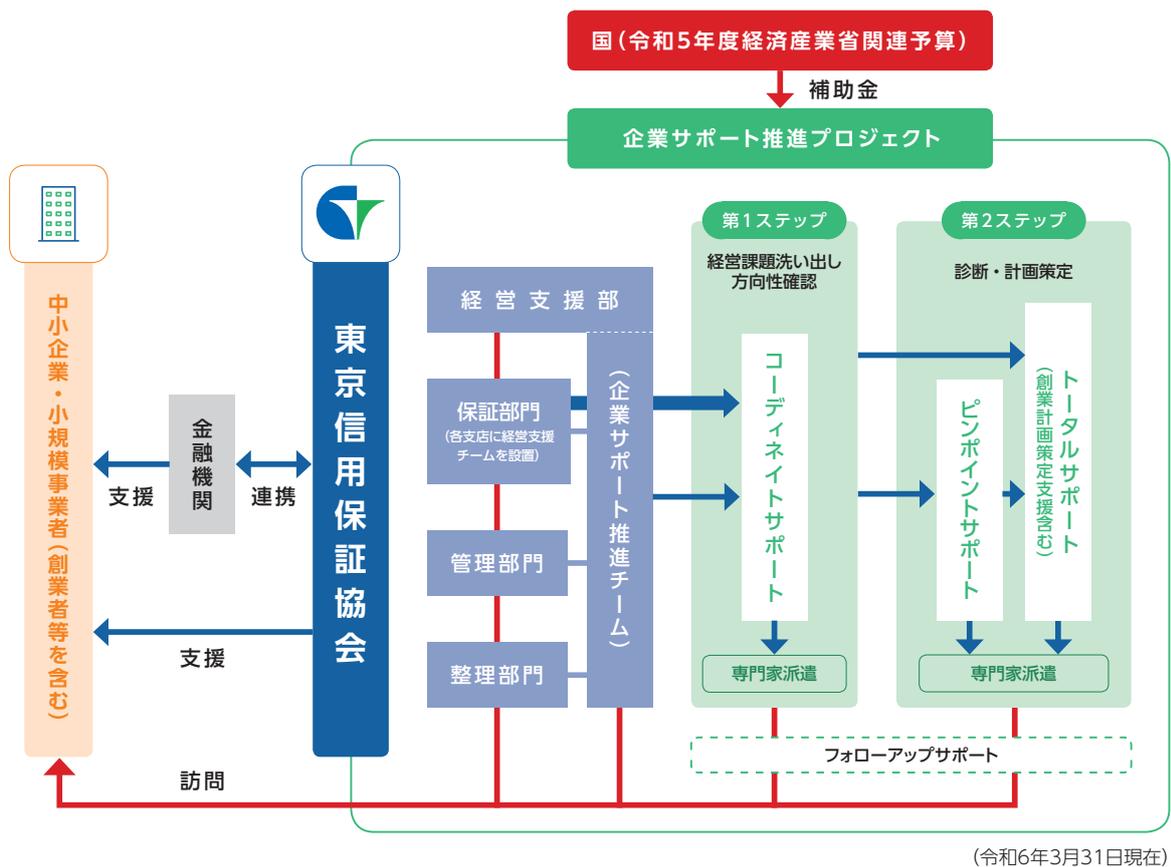
当協会では、業績低迷が続いている中小企業者への期中支援、経営支援の強化を図るため、平成24年4月に専門部署「経営支援部」を創設し、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進してきました。

中小企業金融円滑化法施行後に急増した返済条件緩和等の保証条件変更承認件数は、その後減少傾向にあります。こうした企業の中には、経営改善の手法や経営改善計画の策定に不慣れな先が多く、当協会が実施しているアンケートにおいても、多くの保証利用企業が当協会や専門家などに相談したい経営課題があると回答しています。

このような状況を踏まえ、より踏み込んだ経営改善のサポートを行うことで、金融の正常化及び事業継続に向けた道筋をつけ、地域経済を支える中小企業者の成長発展に寄与することを目的として、平成27年4月、国による「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、外部の専門家と連携した直接対話形式の経営課題解決支援スキーム「企業サポート推進プロジェクト」の取組みを開始しました。

平成28年4月には創業計画の策定支援まで対象を拡充し、さらに平成29年4月には事業承継や生産性向上の支援まで対象を拡充しました。また、すでに本プロジェクトによるサポートを受けられたお客さまへの継続的なフォローアップを実施するなど、より身近に寄り添う経営支援を展開しています。

【企業サポート推進プロジェクト イメージ図】



「企業サポート推進プロジェクト」の概要

本プロジェクトの統括・専任組織として、経営支援部内に「企業サポート推進チーム」を設置しています。さらに、企業との接点となる各部・支店にもそれぞれ「経営支援チーム」等を編成し、協会全組織をあげて直接対話の支援訪問を実施。このうち、本プロジェクトによる診断・サポートが効果的であると思われるお客さまに対し、本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進しています。

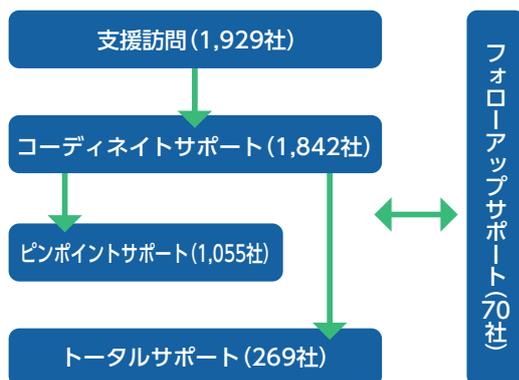
この専門家派遣においては、最初にすべての申込企業に対し「コーディネートサポート」と呼ばれる初期診断を実施し、専門家によるヒアリングを通じて企業の窮境状況や真の経営課題を洗い出します。「コーディネートサポート」後は、経営診断・課題解決支援である「ピンポイントサポート」、経営改善計画や創業計画の策定支援を行う「トータルサポート」、すでにサポートを受けた方のさらなる改善を後押しする「フォローアップサポート」を本プロジェクトの支援メニューとして用意しています。また、必要に応じて他の支援機関へのあっ旋等も柔軟に行っています。

専門家団体との連携

本プロジェクト稼働に際し、当協会は、東京都中小企業診断士協会、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）、日本公認会計士協会、東京税理士会及び東京都行政書士会の各専門家団体と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

「コーディネートサポート」は、この覚書に基づき、中小企業診断士等の各専門家と当協会職員が帯同して対象企業へ訪問する形で実施しています。

令和5年度の利用実績



本プロジェクトによる専門家派遣の活用を推進すべく、1,929社のもとへ訪問し、中小企業者との直接対話を実施しました。

「コーディネートサポート」を行ったのは1,842社、さらにここから「ピンポイントサポート」への移行したのが1,055社、「トータルサポート」への移行が269社、また、「フォローアップサポート」を70社に実施し、この専門家派遣をご活用いただきました。

なお、令和5年度の合計専門家派遣回数は6,094回となりました。

経営サポート会議を活用した経営支援

経営サポート会議とは

経営改善計画を有する中小企業者と取引金融機関とが一堂に会して情報共有を行うことで、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。資金繰りの現状や今後の経営改善計画を取引金融機関に説明して、返済方法の変更等の協力を要請したいといった中小企業者の依頼に基づき、東京企業力強化連携会議の事務局である当協会がそのネットワークを活用し、各取引金融機関へ参加をよびかけることにより開催します。

令和5年度は、延べ256回の経営サポート会議を開催し、個別中小企業者の経営改善をサポートしました。

対象者

以下のすべての要件を満たす中小企業者が経営サポート会議をご利用いただけます。

1. 東京信用保証協会の保証付借入残高がある
2. 具体的な経営改善計画を有している
3. 前項の経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している金融機関がある

開催準備から具体的支援までの流れ

(1) 事前協議

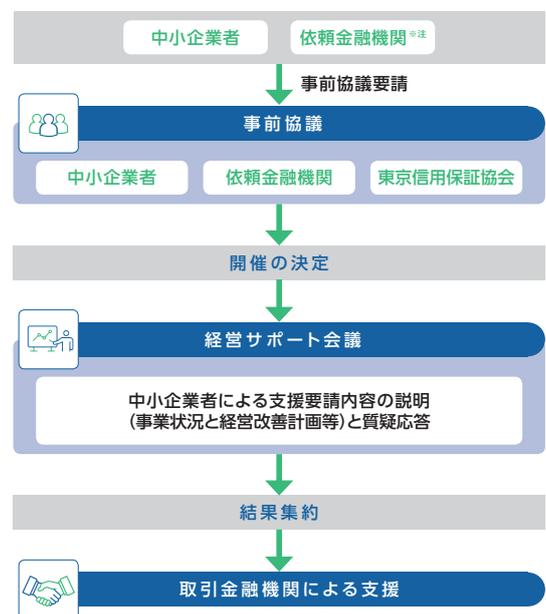
具体的な経営改善計画を有する中小企業者、その経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している取引金融機関(依頼金融機関)及び事務局である当協会の3者により、経営サポート会議開催に関する方向性について事前協議をします。

(2) 経営サポート会議の開催

当協会が事務局として、取引金融機関等に対し、経営サポート会議の開催をよびかけます。同会議では、経営改善計画の詳細や取引金融機関への要請事項(返済方法変更等)についての中小企業者本人による具体的説明や質疑応答等を通じて、課題解決の方向性を探ります。

(3) 取引金融機関による支援

要請事項に対し各取引金融機関より同意の回答が得られた場合は、中小企業者の経営改善に向けて各取引金融機関による具体的支援が実施されます。



※注：中小企業者の経営改善計画を支持し今後も支援育成を表明している金融機関を指します。なお、依頼金融機関は、東京企業力強化連携会議の会員金融機関であることが必要です。

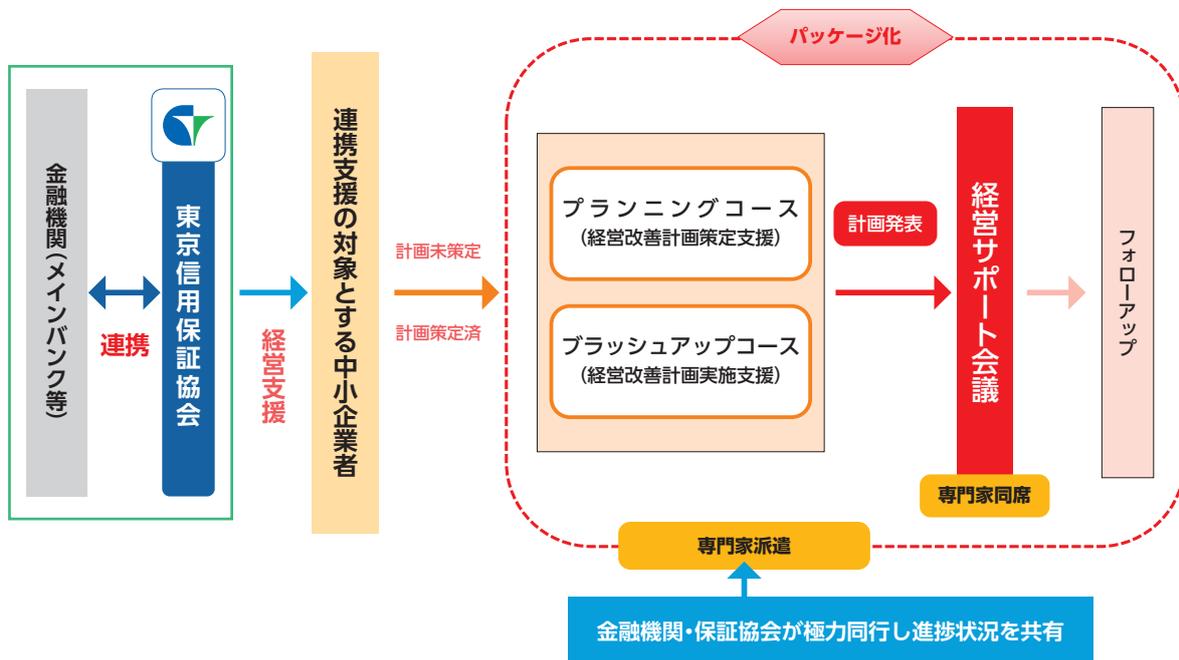
「東京応援パッケージ」の取組み

金融機関の皆さまとの連携を深め、より踏み込んだ経営支援を行っていくために、平成30年4月より新たな経営支援メニュー「東京応援パッケージ」の運用を開始しました。

「東京応援パッケージ」とは

- ▶「金融機関+信用保証協会+専門家」による総合支援です。
企業サポート推進プロジェクトにおける専門家派遣事業をベースとして、当協会と金融機関が連携し、計画策定支援を共に
行ない、経営サポート会議における計画発表までを一貫して支援します。
- ▶経営改善計画等を策定していない先に対しては、プランニングコースという名称で計画策定支援を行います。
以前に計画を策定したが、思うように改善が進んでいない先等に対しては、ブラッシュアップコースという名称で、計画実現
のための施策の具体化や計画の見直しなどを行います。
- ▶「金融機関+信用保証協会+専門家」の3者が同行して、進捗状況を共有しながら支援を進めます。
- ▶策定した計画は原則として経営サポート会議で発表を行います。
計画策定支援を担当した専門家は同会議に同席し、計画発表の際にも協力します。

「東京応援パッケージ」の概要イメージ



令和5年度の利用実績

利用申込数	東京応援パッケージにかかる経営サポート会議開催数
19社	17回

経営改善計画策定支援事業等の取組み

経営改善計画策定支援事業とは

事業内容や財務状況等、経営上の課題を抱えながら、条件変更や融資(借換融資、新規融資)などの金融支援が必要な中小企業者が、国の認定を受けた専門家(認定支援機関)の助けを得て経営改善計画を策定する場合、同計画策定に要する費用について、総額の3分の2(事業者の規模等に応じ十数万円から上限200万円)までを国が負担する制度です。

経営改善計画策定支援事業にかかる補助の実施

当協会では、中小企業者の経営改善計画の策定を推進し、もって中小企業者の経営改善・事業再生に資することを目的として、国が実施する経営改善計画策定支援事業に関して、経営改善計画策定支援費用の一部補助を実施しています。

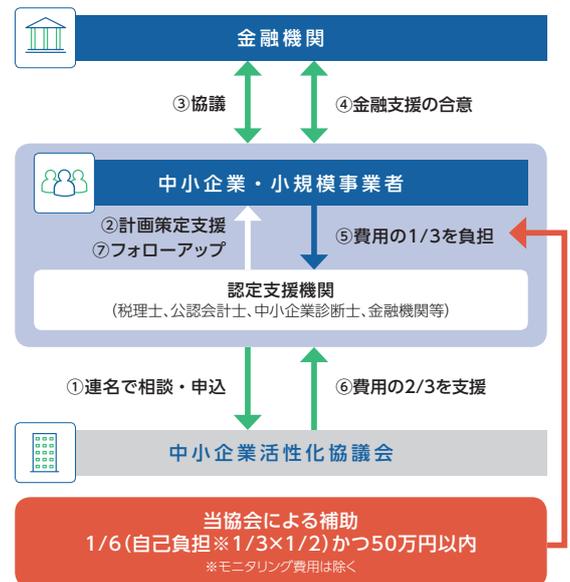
(1)対象

当協会による補助は、次のすべてを満たす中小企業者を対象としています。

- ①事業再生計画実施関連保証を申し込みし保証承諾に至ること。
- ②同保証の審査にあたり、経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善計画を策定し、当協会が主催する経営サポート会議において同意が得られること。
- ③中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援事業の利用申請窓口)が経営改善策定支援事業に基づく費用支払を決定すること。

(2)当協会による補助の範囲

経営改善計画策定支援事業に基づく経営改善策定支援費用(ただしモニタリング費用を除く)のうち、6分の1(自己負担分の2分の1)かつ50万円を限度としています(1千円未満は切捨)。



早期経営改善計画策定支援事業とは

本格的な経営改善が必要となる前の段階における中小企業者・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて、ビジネスモデル俯瞰図や資金実績、計画表等の早期の経営改善計画を策定し、金融機関に提出することで、自己の経営の見直しや、適切な情報開示を促すものです。早期経営改善計画策定およびモニタリングにかかる専門家費用のうち3分の2(上限20万円)について、国が補助します。経営改善計画策定支援事業とは異なり、金融支援を受けることを目的としていません。

早期経営改善計画策定支援事業にかかる補助の実施

令和4年4月から、当協会をご利用中の中小企業者・小規模事業者が早期経営改善策定支援事業を活用して、早期経営改善計画を策定する際に一定の要件を満たした場合は、計画策定費用のうち、自己負担分について最大で全額補助を実施しています。

(1)対象

当協会による補助は、次のすべてを満たす中小企業者を対象としています。

- ① 早期経営改善計画策定支援事業に基づく早期経営改善計画を策定し、当協会が主催する経営サポート会議において同計画について報告等が行われること。
- ② 中小企業活性化協議会が早期経営改善計画策定支援事業に基づく費用支払いを決定すること。

(2)当協会による補助の範囲

早期経営改善計画策定支援費用(計画策定支援費用に限る)のうち3分の1(自己負担分)かつ10万円を限度としています。

再生支援の取組み

過去に経営環境の変化等によって大幅な業績悪化や経営破綻を招いた中小企業の中には、企業再生に向けて努力した結果、事業の再建に見通しが出てきた企業も少なくありません。

当協会では、平成17年4月、企業再生にかかる専門部署として「再生支援センター 再生支援課」を創設し、平成24年4月の「経営支援部」創設時に業務を同部「企業支援課」に移管しました。また、平成27年4月より名称を「経営支援課」とし、金融支援と経営支援の一体的取組みを推進しています。

平成18年度には、国の中小企業政策審議会の答申を踏まえた要件の見直し等があり、求償権消滅保証の取扱いが可能になったことで、再生支援保証の実績が大幅に増加しました。当協会では再生支援保証を、雇用の維持、連鎖倒産の防止、集客力低下の防止、地域経済における消費の維持が図られること等、非常に重要な制度と考えており、同制度を推進するために東京都中小企業活性化協議会や他の中小企業支援機関等と協力関係を築いています。

また、再生支援企業（中小企業活性化協議会等が関与した企業や求償権消滅保証等再生関連保証の利用企業）に対して、定期的にモニタリングを実施して業況把握に努め、追加資金の保証申込や返済方法の見直しをはじめ、様々なご相談をお受けしています。

東京都中小企業活性化協議会との連携

「中小企業活性化協議会」は、中小企業の再生支援や収益力改善支援を目的に各都道府県に1つずつ設置されている公的機関です。

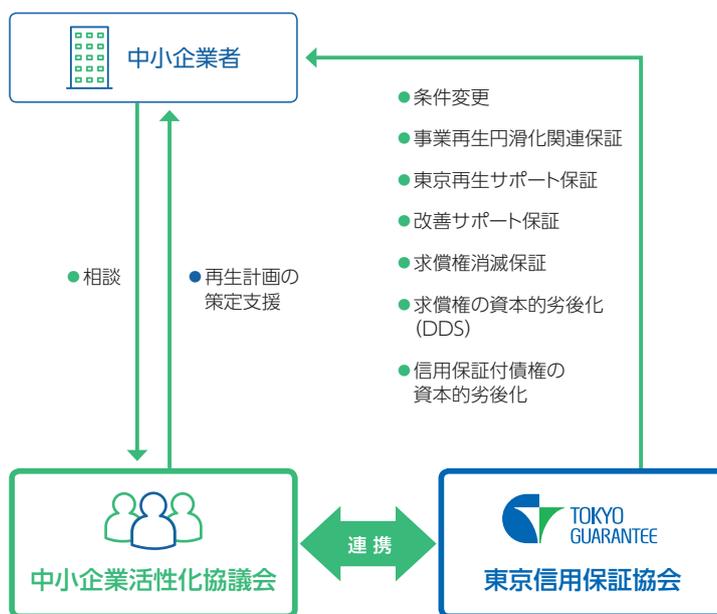
弁護士や公認会計士、金融機関での再生実務経験者等の専門家等が構成されており、東京では東京商工会議所に設置されています。

平成19年8月には、事業再生計画期間中の金融支援を目的とした「事業再生円滑化関連保証（プレDIP保証）」が国の制度として制定され、当協会は全国に先駆けて実行し、平成20年3月には、これも全国で初めての試みとなる「求償権の資本的劣後化（DDS）」による事業再生にも取り組みました。

平成26年1月には、「事業再生計画実施関連保証」（略称：改善サポート）が創設され、事業再生計画実行段階での金融支援も可能となりました。また、DDSについては、求償権だけではなく信用保証付債権（代位弁済前の債権）も対象となりました。

その他、中小企業活性化協議会が策定に関与した事業再生計画に基づいた「求償権の放棄」や、「求償権の不等価譲渡」等、様々な再生手法による取組みを実施しています。

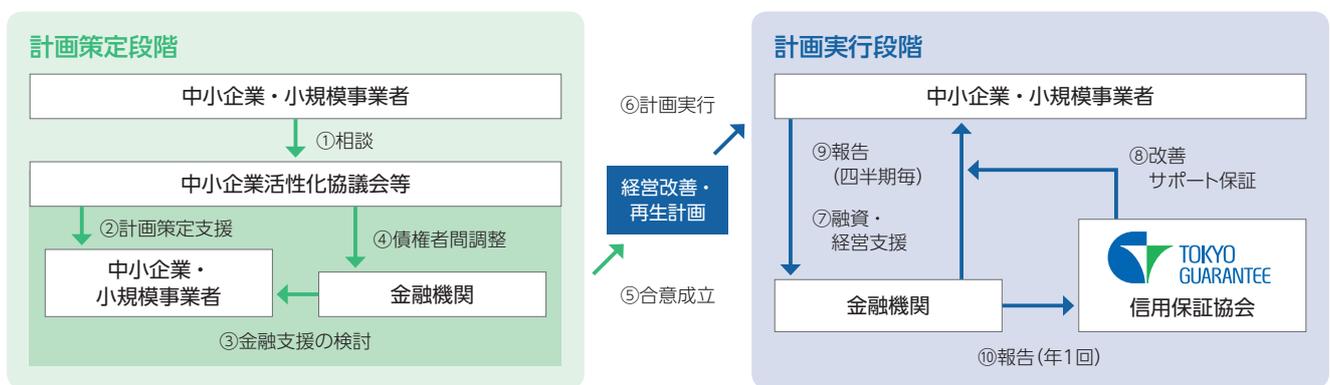
なお、中小企業の資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進を加速するため、令和4年9月には、東京都中小企業活性化協議会、関東経済産業局および当協会の三者による「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。



事業再生計画実施関連保証

中小企業活性化協議会が策定に関与した計画や、信用保証協会が事務局を務める「経営サポート会議」において検討・合意された計画等、所定の経営改善・再生計画に基づき事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な推進を図り、もって中小企業の活力の再生をはかることを目的として、平成26年1月に全国統一の保証制度「事業再生計画実施関連保証」(略称：改善サポート)が創設されました。

本制度は、申込人の財務状況等によらず定率(0.8~1.0%)の保証料率が適用(国からの補助で申込人負担は0.2%)され、融資期間を最大15年までとすることができます。また、責任共有制度対象外の既存保証付融資を同融資残高の範囲内で本制度にて借り換える場合は責任共有制度対象外の扱いとなるなど、中小企業者、融資金融機関双方にとってメリットが高く、当協会においても積極的に取り組んでいます。

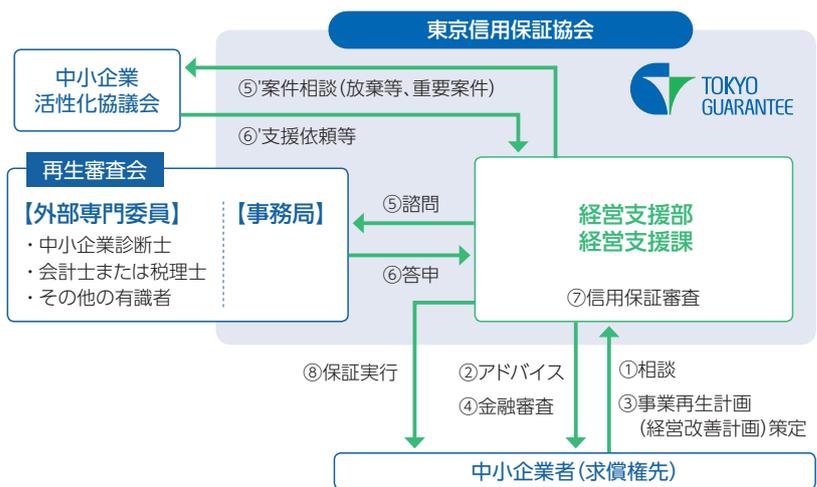


求償権消滅保証

求償権を回収条件とする新規保証のことをいい、自力再生の可能性がある求償権先に対して、金融正常化を支援することを第一の目的としています。

当協会では、求償権消滅保証を実施するために外部の専門家(税理士、中小企業診断士、有識者)で構成された「再生審査会」を設置しており、事業再生計画に基づく求償権消滅保証は基本的にこの審査会で承認を得ることが必要となります。さらに、中小企業活性化協議会が策定した、事業再生計画に基づいて実施される求償権消滅保証についても積極的に取り組んでいます。

【再生審査会スキーム図】



〈令和5年度の実績〉

東京都中小企業活性化協議会等関与案件	事業再生計画実施関連保証案件	求償権消滅保証案件
保証承諾額 831 百万円	保証承諾額 11,448 百万円	保証承諾額 112 百万円
保証企業数 12 社	保証企業数 131 社	保証企業数 4 社

各種ファンドへの出資について

当協会では東京都内の中小企業の再生支援や事業承継支援を目的として、東京都や独立行政法人中小企業基盤整備機構、地域金融機関等が出資して設立したファンドへの出資を行っています。

再生ファンド

①「とうきょう中小企業支援2号ファンド投資事業有限責任組合」

ファンド総額	20億円(うち、当協会出資約束額1億円)
組合員	無限責任組合員：(株)東京リバイタル 有限責任組合員：東京信用保証協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)きらぼし銀行、(株)ゆうちょ銀行、多摩信用金庫、西武信用金庫、東京東信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、瀧野川信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫
設立日・存続期間	平成30年8月30日から令和8年8月29日
主な投資対象	過剰債務等により経営不振となっているものの、優良な経営資源を有する等、再生が期待しうる主に東京都内の中小企業者

②「とうきょう・かながわ中小企業支援3号ファンド投資事業有限責任組合」

ファンド総額	30億円(うち、当協会出資約束額1.5億円)
組合員	無限責任組合員：(株)東京リバイタル 有限責任組合員：東京信用保証協会、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)きらぼし銀行、(株)ゆうちょ銀行、(株)横浜銀行、(株)東日本銀行、(株)神奈川銀行、城南信用金庫、西武信用金庫、足立成和信用金庫
設立日・存続期間	令和6年2月29日から令和16年2月28日
主な投資対象	新型コロナウイルス感染症の影響等での経営環境の悪化を背景として、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務改善や事業見直し等により再生が見込まれる東京都および神奈川県の中小企業者

事業承継ファンド

「TOKYO・リレーションシップ1号投資事業有限責任組合」

ファンド総額	37.5億円(うち、当協会出資約束額3億円)
組合員	無限責任組合員：日本プライベートエクイティ(株) 有限責任組合員：東京信用保証協会、東京都、(株)きらぼし銀行、(株)ゆうちょ銀行、西武信用金庫、(株)フォーバル、城南信用金庫
設立日・存続期間	平成30年12月25日から令和9年12月31日
主な投資対象	経営者の高齢化等により事業承継が喫緊の課題となる中、優れた技術やノウハウを有し、成長可能性のある中小企業者

東京企業力強化連携会議（元気・東京ネットワーク）の取組み

東京企業力強化連携会議（元気・東京ネットワーク）の概要

平成24年4月内閣府・金融庁・中小企業庁より公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の施策を踏まえ、都内中小企業の経営改善・事業再生の環境整備を進めることで迅速な事業改善・事業再生を推進することを目的として、それまでの金融機関・関係機関との自律的連携による枠組みを発展させた連携会議「東京企業力強化連携会議（略称：元気・東京ネットワーク）」を、当協会が事務局となり、同年9月に構築しました。

この会議は、都内に拠点を置く金融機関、中小企業支援機関、専門家団体など計78の機関・団体により構成されるほか、アドバイザーとして中小企業庁、関東経済産業局、関東財務局東京財務事務所及び東京都にも参画いただいています。

企業再生事例や経営改善に関する情報共有を行うことを主な目的とした「全体会議」、そして、自ら経営改善計画を策定した個別企業と取引金融機関とが情報を共有することにより、中小企業の経営改善計画実施の円滑化を促進し、早期経営改善や再生を図ることを目的とした「経営サポート会議」において、当協会は事務局として、中小企業者、金融機関及び各関係機関との連絡・調整の役割を担っています。



全体会議の実施状況

●全体会議の実施状況

令和5年度は、1月に「全体会議」を実施し、中小企業支援施策の情報共有等を行いました。

【第19回全体会議】

開催日	令和6年1月26日(金)
会場	全国信用組合会館 講堂
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者支援について ・最近の金融行政について ・東京都よろず支援拠点における支援機関との連携について ・「とうきょう中小企業支援2号ファンド」の取組みについて ・事例発表「金融機関・中小企業活性化協議会・信用保証協会が連携した求償権消滅保証の取組み事例について」

専用ホームページ開設

当協会では、本ネットワークに関する専用ホームページを開設し、中小企業者への情報発信及び参加機関との情報共有・連携強化に努めています。また、会員専用ページを設け、会員機関間のより緊密な情報共有・連携ツールとしてご活用いただいています。なお、同ホームページへは当協会ホームページのパナーからアクセスすることができます。



SDGsへの取組み



東京信用保証協会は、「信用保証」と「経営支援」を通じて中小企業の活力と信用力を新しい可能性に結びつけ、経営の発展を力強くサポートしてまいります。

私たちは、SDGsの趣旨に賛同し、SDGsの3つの側面である「経済分野」「社会分野」「環境分野」の課題解決に向け、関係する各機関と協働して取組みを進めてまいります。

経済分野



① 信用保証を通じた中小企業への金融支援

① 中小企業のニーズに応じた金融支援

金融機関と連携し、中小企業のニーズに応じて、都・区市町の制度融資(伴走融資、社会課題解決融資など)や当協会の独自制度(SDGs保証、健康DS保証など)を活用した金融支援に取り組み、中小企業の円滑な資金繰りを支えるとともに、中小企業における「SDGs」の普及に貢献します。

② セーフティネット機能の発揮

感染症拡大をはじめ自然災害あるいは経済ショック発生時等において、セーフティネット機能を果たし、中小企業に対して積極的かつ柔軟な金融支援を行います。

③ 経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用

保証時、期中時における経営者保証不要の取組みを進め、経営者の意欲的な事業展開や事業承継等を後押しします。

② 専門家派遣等を活用した中小企業への経営支援

持続可能な経営に向けた経営支援

専門家派遣を活用した経営改善支援、事業承継支援等に取り組みます。経営改善支援の有効な手段となる「経営サポート会議」や金融機関と連携した伴走型支援である「東京応援/パッケージ」も活用することで、中小企業の持続可能な経営に貢献します。また、専門家派遣の全支店展開により支店職員のスキルアップを図り、多様な人材の活躍推進にもつなげていきます。

③ 経営改善支援、再チャレンジ支援

資金繰り改善支援・事業再生支援等

関係する各機関と連携して資金繰り改善支援、事業再生支援、経営者の再チャレンジ支援(経営者保証ガイドラインの適用など)に取り組みます。

社会分野



① ウェブアクセシビリティへの配慮

誰もがアクセスしやすい協会ホームページ

ホームページ上に文字拡大、音声読み上げ・画面の色調変更・ふりがな機能を追加するなど、視力の弱い方や色の識別、文字を読むのが苦手な方が安心して利用できるよう配慮していきます。

② 事業継続計画（BCP）運用態勢の推進

役職員に対する周知徹底、計画の適宜見直しを図るとともに、定期訓練の実施により、感染症拡大、自然災害等への強靭性や適応力を高めていきます。

③ 多様な人材の活躍推進

①多様な人材の育成と活躍推進

経営支援・デジタル分野の人材育成に努めるとともに、職員の心身の健康に資する取組や各種ハラスメント対策を徹底することで、職員が働きやすい、能力を発揮できる職場作りを進めていきます。

②仕事と育児・介護の両立支援

育児・介護休職が取得しやすい環境整備（育児休職に関する相談体制の整備など）と職場復帰支援を通じて、仕事と育児・介護の両立を後押し、引続き男女分け隔てなく取得できる環境作りを進めていきます。

環境分野



① 環境負荷低減に向けた取組み

①保証業務等の電子化推進

保証申込手続きの電子化や電子信用保証書の取扱金融機関拡大、保管文書の電子化等によるペーパーレス化、RPA導入など、各種業務を省力化し、環境負荷低減に貢献します。

②役職員一人ひとりができる取組み

クールビズ実施による節電、ベジタブルオイルインクや再生紙など環境配慮型の素材を使用した発行物・印刷物（名刺など）の活用により、地球温暖化防止・環境保全に寄与します。

② SDGs債購入等による未来への投資

投資による側面支援

資金用途を環境問題に限定したグリーンボンド、社会問題に限定したソーシャルボンド、その両方を扱うサステナビリティボンドへの投資等を通じて課題解決（SDGs達成）を側面支援します。

なお、当協会では、「SDGs推進応援保証制度（略称：SDGs保証）」として、保証料率が通常より15%割引された制度を取扱いし、SDGsに賛同の上、社会課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者を支援しています。



関係機関とのネットワーク

ビジネスフェアなどへの参加

中小企業者にとって、より身近で信頼される存在の実現を推進するために、ビジネスフェア等のイベントに参加し、中小企業者の皆さまからの相談に応じるとともに、リーフレットを配布する等のPR活動を行っています。

令和5年度に参加した主なイベント

●11月20日(月)～11月22日(水)
「産業交流展2023」

主催：産業交流展2023運営事務局(東京都・東京商工会議所ほか)



●3月13日(水)～15日(金)
「フランチャイズショー2024」

東京ビッグサイト 主催：日本経済新聞社



関係機関との連携強化

当協会では関係機関と積極的に情報交換を行うことで、連携強化を推進しています。

保証業務や事務手続等についてより一層ご理解いただくとともに、さらなる事務効率化と利便性向上を図るべく金融機関や関係機関との間で訪問や来訪による説明会等の情報交換を行っています。

また、関係機関が開催しているビジネススクール等に職員が講師として参加し、資金調達についての講義や協会業務についてのプレゼンテーションを行っています。

東京都内4つの支援機関との連携

令和6年1月から3月にかけて、当協会を含む5つの支援機関(東京都よろず支援拠点、東京都中小企業活性化協議会、東京商工会議所ビジネスサポートデスク東京セントラル、東京都事業承継・引継ぎ支援センター)が一堂に会し、各機関の支援メニューや知見を持ち寄って、メイン金融機関とともに様々な経営課題を抱える中小企業者に対する支援方針を協議する「東京チームサポート アシスト会議」を開催しました。

独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携

独立行政法人中小企業基盤整備機構とは、「東京企業力強化連携会議」を通じた情報交換や、当協会主催の公開講座に同機構のアドバイザーを講師として招へいするなど、さまざまな面で連携を図っています。今後のより広範な連携の展開を見据え、平成28年7月に、同機構と「中小企業支援等の協力に関する覚書」を締結しました。

東京都中小企業振興公社との連携

東京都中小企業振興公社が東京・丸の内に設置する「TOKYO創業ステーション」の中に相談ブースを設け、週3回、当協会の職員が相談員として、来所された創業を希望される方への事業計画立案のアドバイスや金融相談をお受けしています。

東京商工会議所との連携

創業予定者を対象とした講習会「東商創業ゼミナール」(東京商工会議所主催)では、当協会職員をアドバイザーとして派遣しており、これまでに数多くの起業家を輩出しています。

地域に密着した経営支援活動の実施

地域プラットフォーム等の活用

経済産業省による中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の一環として、専門家派遣事業の窓口機能を担い、その構成機関が地域における中小企業・小規模事業者の経営を支援するための取組みを行う連携体として、全国各地に「地域プラットフォーム」が設けられました。当協会は、平成25年9月、東京全域をカバーする地域プラットフォーム「とうきょうビジネス創造連携プラットフォーム」へ発足と同時に加入し、金融機関、関係機関等と連携して地域の中小企業者を支援する体制のさらなる充実を図りました。

また、平成26年2月には、多摩地域における創業支援の充実及びノウハウ向上・蓄積を図るために、相互に協力することを目的として創設された創業支援のプラットフォーム「創業支援センターTAMA」へ加盟し、金融機関・関係機関等と連携した地域における創業支援の充実も図っています。

地域に密着した経営支援活動の実施

〔令和5年度 各支店の主な取組み〕

部署名	プログラム名	主催者	内容	実施日	会場
八重洲	金融相談会	東京商工会議所 千代田支部	金融相談	毎月開催 (12月を除く)	東京商工会議所 千代田支部
	中央区起業塾	中央区	協会PR活動・金融相談	7/1	中央区立産業会館
	創業勉強会	港区	金融相談	7/16 2/25	港区産業振興センター
	令和5年「ゼロゼロ融資後の保証制度活用について」	大東京信用組合	協会PR活動・金融相談	10/11	大東京信用組合本店
池袋	城北・経営支援ネットワーク	連携10団体	協会PR活動・情報交換	6/19 12/5	板橋区立企業活性化センター
	第27回 いたばし産業見本市 製造と加工技術展2023	板橋区	協会PR活動・金融相談	11/9～10	植村記念加賀スポーツセンター
	板橋区実践型創業マスター スクール	板橋区産業振興公社	創業制度等説明・協会PR活動	6/9 8/4 10/6 12/8 3/1	ハイライフプラザ板橋
	経営・融資相談会 関係機関会議	練馬区・東京商工会議所 練馬支部	協会PR活動・金融相談・ 情報交換	10/18 11/27 3/22	東京商工会議所 練馬支部
	板橋支援機関研修会	板橋区産業振興課・ 板橋区企業活性化センター	協会PR活動・情報交換	3/8	ハイライフプラザ板橋
	第17回としま MONOづくりメッセ	豊島区	協会PR活動・情報交換	2/29～3/2	サンシャインシティ 展示ホールB
	経営・融資相談会	東京商工会議所 目黒支部	協会PR活動・金融相談	9/14	目黒区民センター
五反田	よろず経営相談会	東京商工会議所 品川支部・ 日本公庫五反田支店	協会PR活動・金融相談	11/16	品川区立中小企業センター
	第60回目黒区商工まつり (目黒リバーサイドフェスティバル2023)	目黒区	協会PR活動・金融相談	11/18～19	目黒区民センター
	品川区商店街連合会大商業まつり	品川区商店街連合会	協会PR活動・金融相談	11/25	品川区立中小企業センター

部署名	プログラム名	主催者	内容	実施日	会場
錦糸町	第12回 シグマバンクグループビジネス交流会	シグマバンクグループ 4信金主催…亀有信用金庫、小松川信用金庫、東栄信用金庫、足立成和信用金庫	協会PR活動・金融相談	中止	東武ホテルレバント東京
	第25回産業ときめきフェア in EDOGAWA	江戸川区	協会PR活動・金融相談	11/17～11/18	タワーホール船堀
	ひがしんビジネスフェア2023	東京東信用金庫・関東経済産業局	協会PR活動・金融相談	11/17	両国国技館
	こましんえどがわ創業塾	小松川信金・東京都信用金庫協会	協会PR活動・金融相談	3/2	江戸川区民センターグリーンパレス
新宿	新宿区中小企業支援ネットワーク会議	新宿区	協会PR活動・情報交換	4/26	BIZ新宿1階多目的ホール
	金融相談会	商工会議所新宿支部	協会PR活動・金融相談	10/19	BIZ新宿1階多目的ホール
千住	足立区独立起業セミナー2023(実践編)	足立区	創業制度等説明・協会PR活動	7/22	あだち産業センター
	葛飾区創業塾	葛飾区	創業制度等説明・協会PR活動 葛飾区創業塾	4/30 8/27	4/30(新小岩地区センター) 8/27(堀切地区センター)
	第39回 葛飾区産業フェア(工業・商業・観光展)	葛飾区、東京商工会議所葛飾支部	協会PR活動・金融相談	10/20～22	テクノプラザかつしか
	あだちせいわ創業者セミナー	足立成和信用金庫	創業制度等説明・協会PR活動	11/7	足立成和信用金庫中央支店
	足立区独立起業セミナー2024(実践編)	足立区	創業制度等説明・協会PR活動	2/3	あだち産業センター
上野	マル経融資制度・公的融資制度相談会	東京商工会議所 文京支部・日本公庫	金融相談	5/11 6/8 7/13 10/12 11/9 2/8	文京シビックセンター研修室
	TAITOビジネス交流フェスタ2023	台東区/東京商工会議所 台東支部・文京支部	協会PR活動・金融相談	8/22	台東区民会館
	たいとう朝日創業塾	朝日信用金庫お客様サポート部 (台東区後援)	協会PR活動・金融相談	9/21	朝日信用金庫西町ビル
	したまちTAITO創業塾	台東区産業振興事業団	協会PR活動・金融相談	11/19	台東区中小企業振興センター
渋谷	金融相談会	東京商工会議所 渋谷支部	金融相談	6/21 11/15	渋谷区立商工会館
	金融相談会	東京商工会議所 世田谷支部	金融相談	6/30 11/17	渋谷区立商工会館
	金融相談会	世田谷信用金庫	金融相談	7/12	世田谷信金本支店
	金融相談会	世田谷信用金庫	金融相談	11/10	世田谷信金本支店
	金融相談会	世田谷信用金庫	金融相談	2/14	世田谷信金本支店
大田	中小企業の為のワンストップ融資相談会	東京商工会議所 大田支部	金融相談	10/23	東京商工会議所大田支部
立川	西東京市創業スクール	西東京商工会、創業支援・経営革新相談センター	協会制度説明・協会PR活動	6/23	西東京市イングリッドビル
	絶対創活塾 第25期	調布市	協会制度説明・協会PR活動	6/17	調布市産業労働センター
	令和5年むさしの創業塾	武蔵野商工会議所	協会制度説明・協会PR活動	9/7	武蔵野商工会館
	立川創業応援塾	立川商工会議所	協会制度説明・協会PR活動	9/23	立川商工会議所

部署名	プログラム名	主催者	内容	実施日	会場
立川	令和5年度『創業塾スタンダード講座』	都創業支援指導事業・都商工会連合会	協会制度説明・協会PR活動	9/24	三鷹商工会館
	第32回府中市工業技術展 ふちゅうテクノフェア	府中市	協会制度説明・協会PR活動	10/13~14	府中市市民活動センタープラッツ
	小平市創業塾	小平商工会・西武信用金庫	協会制度説明・協会PR活動	10/28	西武信用金庫小平支店
	あおしんビジネス支援マッチング大会	青梅信金・東京都信用金庫協会	協会制度説明・協会PR活動	10/18	フォレスト・イン昭和館
	絶対創活塾 第26期	調布市	協会制度説明・協会PR活動	10/28	調布市産業労働センター
	創業塾ハイブリッド講座	東京都商工会連合会	協会制度説明・協会PR活動	12/23	国立市商工会館
	第21回 たま工業交流展	立川商工会議所	協会PR活動・金融相談	2/21~22	多摩職業能力開発センター
	チャレンジショップ出店者選考委員への参加	立川商工会議所	起業出店者選考委員会	3/8	立川商工会議所
八王子	まちだ創業スクール2023	町田商工会議所	協会PR活動・金融相談 (町田商工会議所)	9/9	町田商工会議所
	令和5年度稲城市創業元気塾	稲城市	創業制度等説明・金融相談 (稲城市地域振興プラザ)	8/5	稲城市地域振興プラザ
	あおしんビジネス支援マッチング大会	青梅信用金庫・東京都信用金庫協会	協会PR活動・金融相談 (フォレスト・イン昭和館)	10/18	フォレスト・イン昭和館
	新技術創出交流会2023	東京都中小企業振興公社	協会PR活動・金融相談	10/25~26	多摩産業交流センター 東京たま未来メッセ
	制度融資個別相談会	稲城市商工会	協会PR活動・金融相談	11/8	稲城市商工会
	制度融資個別相談会	多摩商工会議所・日本公庫八王子支店	協会PR活動・金融相談	11/22	多摩商工会議所
	第19期本気の創業塾	八王子市・八王子商工会議所	創業制度等説明・金融相談	11/18	シルクロード八王子
	令和5年度稲城市事業承継セミナー	稲城市	協会制度等説明・金融相談	2/9	シルクロード八王子
令和5年度稲城市創業セミナー	稲城市	創業制度等説明・金融相談	3/14	稲城市地域振興プラザ	

信用保証申込手続きの電子化への取組み

「信用保証協会電子受付システム」の概要

当協会では令和4年4月より、全国の協会に先駆けて、一部の金融機関との間で、電子での保証の申込・受付を行う「信用保証協会電子受付システム(以下、本システムという。)」の利用を開始いたしました。

本システムは、全国信用保証協会連合会が事務局となり、金融機関団体等と共同で検討を進めてきたもので、全国の金融機関と全国の信用保証協会が利用できる共通のプラットフォームとしてクラウド上に構築されました。

■システムの特長

- ・事務手続きの電子化・効率化により、融資実行までのリードタイムの短縮が図れます。
- ・非対面での手続きが可能となります。

■システム概要

- ・本システムを介し、金融機関・保証協会間で保証申込にかかる各種データを授受することで、手続きを電子化するシステムです。
- ・金融機関からは本システムへのデータ連携はAPI連携、HULFT連携、web連携の3種類があります。

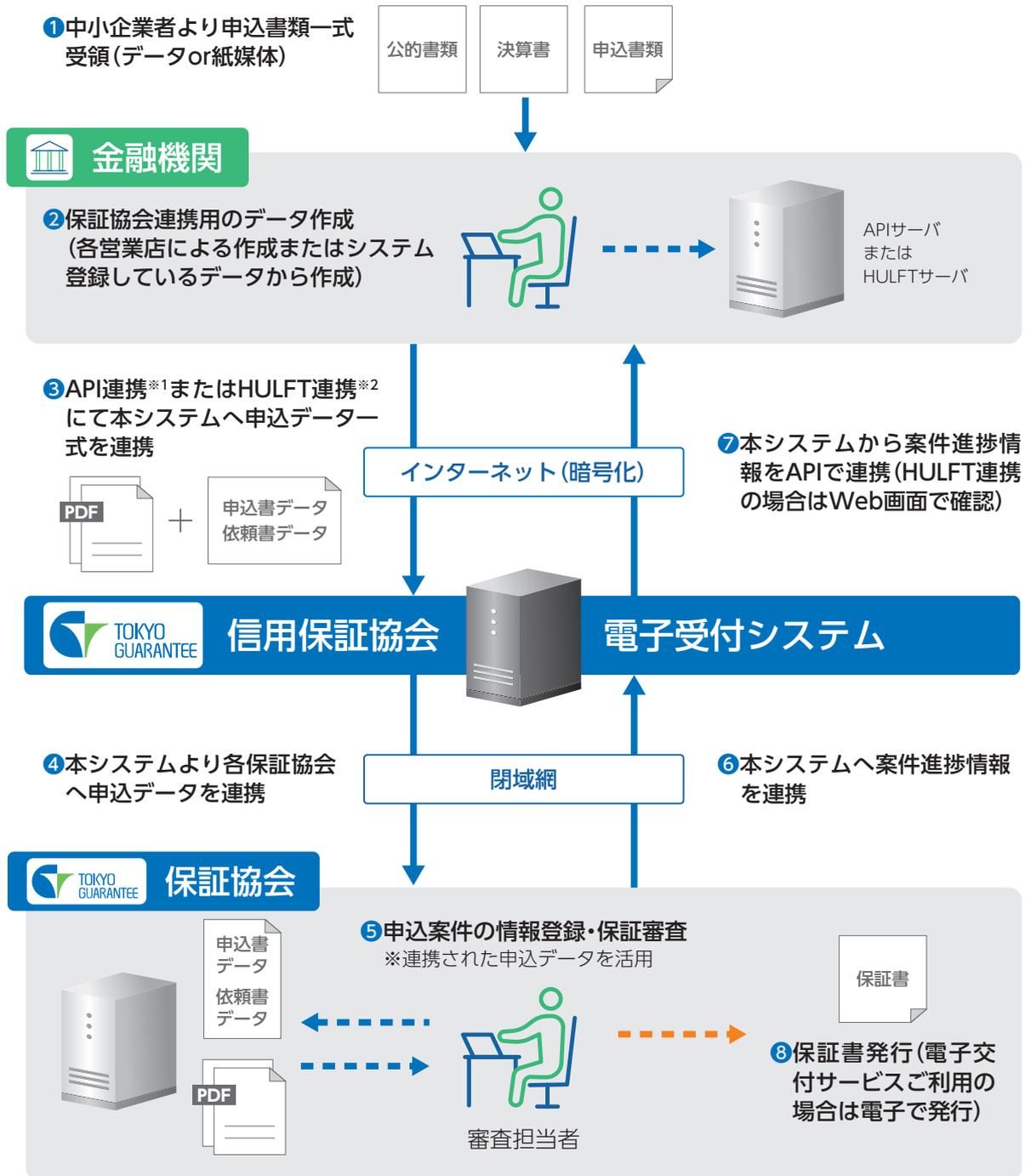
■主な機能

- ・保証申込の受付機能
 - …申込書、依頼書の記載内容をデータ化したもの(CSV、PDFファイル等)と決算書等の添付書類のPDFファイルを金融機関から受信する機能
- ・不足書類の追送・申込書等の訂正(差替え)機能
 - …審査状況に応じて金融機関から不足書類の追送や申込書等の訂正(差替え)を行う機能
- ・保証協会からの案件情報連携機能
 - …保証協会から保証申込の案件情報(進捗ステータス、協会担当者、不足書類等)を金融機関に連携する機能

保証申込手続きの電子化における流れ

- ①中小企業者よりデータまたは紙媒体で申込書類一式を受領
- ②保証協会連携用のデータを作成
- ③API連携またはHULFT連携にて本システムへ申込データ一式を連携
- ④本システムより各保証協会へ申込データを連携
- ⑤連携された申込データを活用し、申込案件の情報登録・保証審査を行う
- ⑥保証協会から本システムへ案件進捗情報等を連携
- ⑦本システムから案件進捗情報等をAPIで連携(HULFT連携の場合はWEB画面で確認)
- ⑧保証書を発行(電子交付サービスをご利用の場合は電子で発行)

●全体イメージ



*1 API連携:金融機関と共通プラットフォームのプログラム間でデータを連携する方法

*2 HULFT連携:ファイル転送ツールで共通プラットフォームにデータを送付する方法

その他の事業

国際関係業務

当協会では、海外機関との会議・協議会における情報交換や、研究・研修の目的で来日したお客さまの受け入れを行う等、信用補完制度にかかる国際交流を深めています。また、制度の仕組みや当協会の概要について紹介する英文年報の発行等、国際広報活動にも積極的に取り組んでいます。

主な国際関係業務

【海外機関との交流】

ACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)加盟機関とは、年1回開催される本会議、実務者研修会のほかに、毎年英文年報の交換をはじめ業務の問い合わせや意見交換等の交信を頻繁に行っています。また、ACSIC加盟機関以外からの信用保証業務研修等を目的とした訪問についても積極的に受け入れています。

【日韓実務協議会の開催】

当協会と韓国信用保証基金は、昭和63年9月に締結した「相互協力に関する覚書」に基づき、毎年実務者による実務協議会を開催しています。両機関からそれぞれ数名の職員が参加し、「業務実績や事業計画」、「各部門の課題と対策」、「新たに導入した制度」等を相互で紹介するなど、活発な情報交換、意見交換を行っています。

なお、令和5年度は韓国の大邱にて、4年振りの対面開催となりました。

●令和5年度に実施した国際関係業務

フィリピン中央銀行の役職員受入

来訪日：令和5年5月12日
来訪者：フィリピン中央銀行の役職員
11名
目的：信用保証業務におけるCRD
活用について



第35回ACSIC会議

開催日：令和5年8月6日～12日
訪問先：モンゴル ウランバートル
目的：アジア地域の信用補完実施
機関による情報交換



JICAケニア企業競争力 強化プロジェクト・訪日研修受入

来訪日：令和5年8月31日
来訪者：中小企業支援に携わる政府
機関、経済団体の幹部職員
2名
目的：信用保証業務研修



第33回日韓実務協議会

開催日：令和5年9月4日～8日
訪問先：韓国信用保証基金
(韓国・大邱)
目的：信用保証業務に関する実務
担当者会議



台日技術協力研修

来訪日：令和5年10月25日
来訪者：台湾經濟部(経済産業省に
相当する)職員4名
目的：「アフターコロナ時代の中小企
業の収益性向上支援～資金調
達と経営改善の仕組み～」



南部アフリカ地域開発金融機関の 強化に係る研修

来訪日：令和5年11月30日
来訪者：南部アフリカ開発共同体(SADC)
10諸国及び関連する周辺諸国
の開発金融機関(DFIs)に所属
する中堅職員5名
目的：信用保証業務研修



フィリピンCARD MRIグループの 職員受入

来訪日：令和6年2月29日
来訪者：CARD MRIグループに所属
する中堅職員5名
目的：信用保証業務研修



コンピュータ共同システム

信用保証事業の持続的な発展を図るためのインフラ整備の一環として、平成19年5月に当協会を含む5協会がコンピュータ共同システムを稼働させました。このほか、これまでに38の信用保証協会が加入し、現在43の信用保証協会が稼働しています。参加43協会*の保証債務残高の合計は、令和6年3月末時点で全国51協会の約8割を占めています。

当協会は、本システムの運用委託先である保証協会システムセンター株式会社、参加協会が構成する共同システム運用協議会との連携強化により、今後もシステムの保守・改善を図りながら、機能の向上、安定運用に取り組んでまいります。

※東京、千葉県、静岡県、愛知県、福岡県、三重県、茨城県、栃木県、名古屋市、新潟県、長野県、山口県、山梨県、徳島県、北海道、岐阜県、岐阜市、福井県、鹿児島県、富山県、広島県、埼玉県、滋賀県、京都、兵庫県、奈良県、神奈川県、横浜市、川崎市、大分県、宮崎県、群馬県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県、宮城県、岩手県、福島県、石川県、香川県、岡山県、愛媛県

外部評価委員会

当協会では、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確に認識し、適切な業務運営を確保するために、中期事業計画及び年度経営計画を策定しています。

さらに、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、これらの計画等を積極的に公表し、計画等の実施状況について自己評価を行うとともに、第三者による評価を受け、その結果を公表します。

この第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士等で構成される外部評価委員会を平成18年4月に設置しました。

外部評価委員会の意見・提言を踏まえて行った自己評価について、ホームページ等で公表しています。

令和5年度開催実績

【第1回】

開催日	令和5年6月16日
議題	①令和4年度経営計画の達成状況について ②令和4年度決算概要について ③令和4年度コンプライアンス推進状況等について ④令和5年度経営計画について

【第2回】

開催日	令和5年7月21日
議題	令和4年度経営計画の自己評価について

緊急事態発生時の事業継続計画（BCP）

当協会では、大規模災害や感染症流行等の緊急事態発生時において、都内中小企業者が資金調達に支障を来すことなく被害や損失を最小限にとどめ、事業を継続できるように事業継続計画(BCP)を策定しています。

事業継続計画(BCP)は、有事に備えての平常時の準備事項、緊急事態発生直後の初期対応から、暫定業務、本格復旧に至るまでの対応及び当該計画の維持管理体制等を定め、有事の際の実務対応のみならず、日常の準備・訓練体制及び役職員の心構えに関する項目を網羅する内容となっています。

事業継続計画(BCP)をより実効性のあるものとするため、定期的な見直しを行うとともに、役職員に対し継続的な教育・訓練を実施することで、事業継続計画(BCP)の周知・徹底を図り、非常時にも業務運営に支障を来すことがないよう努めてまいります。

広報活動の推進

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、次のような広報活動を行っています。

月刊情報誌「保証マンスリー」の発行

金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として月次発行し、制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。平成28年度に全面リニューアルを実施し、よりわかりやすい誌面づくりに努めています。



「信用保証の手引き」、リーフレットの作成

信用保証の仕組みや保証対象企業等、信用保証の基本事項を説明した「東京信用保証協会のご案内」や、東京都制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証MENU」等、各種リーフレットを作成しています。

また、金融機関等の実務担当者向けに、信用保証の実務解説書「信用保証の手引き」を毎年発行しています。

そのほか、個別の保証制度等、ニーズに応じてリーフレットを作成し、制度等の理解促進に努めています。



外国人経営者・研修生向け PR映像・ディスクロージャー誌の制作

当協会では、外国人経営者や海外から来日した研修生向けに、日本における信用補完制度の概要、当協会の事業内容等を紹介するPR映像や、英語版ディスクロージャー誌をご用意しています。



ディスクロージャー誌「東京信用保証協会レポート」

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。

お客さま向けガイドブック「社長さんになる本」の作成

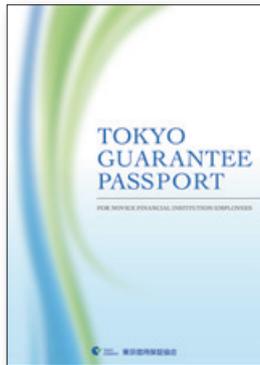
信用保証協会をご存じでない方や金融に不慣れな方にもご理解いただけるよう、イラスト入りで保証制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成しています。



「社長さんになる本」は、信用保証協会の利用時に必要な情報がわかりやすく盛り込まれている中小企業者向けのガイドブックです。主人公の夢野社長が、ギャランとともに事業の発展に向けて奮闘するストーリーで展開します。

金融機関新入職員向け冊子「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」の作成

主に各金融機関の新入職員研修用の資料として活用していただくためマンガやイラスト入りで、保証申込について解説した冊子を作成しています。



「TOKYO GUARANTEE PASSPORT」は、「信用保証付融資が身近で有効な選択肢であること」をシンプルかつ実践的なストーリー展開のマンガや豊富なイラスト、金融機関先輩職員の実体験に基づいたコラム等を絡めて構成しています。

お客さま向け情報誌「T.G.Press」の発行

平成18年11月、中小企業のお客さまに向けた情報誌「Guaranteeプラス」を創刊しました。どなたにも気軽に手にとりて読んでいただけるよう、元気な企業の社長さんへの取材記事や経営者向けお役立ちコラム等、役立つ情報満載の季刊誌です。平成22年度に誌名を、「Guaranteeプラス」から「T.G.Press」へ変更し、内容のさらなる充実に努めています。令和3年度から表紙の体裁を含め、誌面を刷新しました。



上記の広報誌は当協会窓口にて備えております。お気軽にお申しつけください。
また、当協会ホームページでもご覧いただけます（一部を除く）。

マスコミへの対応

当協会は、「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組みについて多くの方々に理解を深めていただけるようマスコミからの取材要請に積極的に応じています。

広告の掲載

多くの方々に当協会の取組みへの理解を深めていただくため、定期的に新聞広告（日本経済新聞、東京新聞、日刊工業新聞、東商新聞など）を掲載しています。

東京信用保証協会
 東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

ご利用のメリット

- 1 無担保での利用が可能
 当協会の信用保証制度の枠内であれば無担保でのご利用です。
- 2 ニーズに応じた資金調達が可能
 資金調達の目的や、事業計画に合わせた利用がご利用いただけます。短期資金から長期20年の返済まで豊富なメニューをご用意しています。
- 3 さまざまな経営支援メニューが利用可能
 各種セミナーの開催や事業継承支援、海外展開支援、外部専門家派遣など、様々なメニューをご用意し、中小企業のみでまに立ていただける取組みを行っています。

都内中小企業利用数 約23万社
 保証付融資残高 約6.4兆円

信用保証を通じた金融支援と経営に関するご相談は下記の支店にご相談ください。
 本協会 03-3887-6400 浦和支店 03-447-7850 立川支店 03-232-0827
 練馬支店 03-569-2011 新豊支店 03-3344-2251 千住支店 03-3885-7231 八王子支店 042-949-2511
 上野支店 03-3847-3171 渋谷支店 03-5488-0135 大田支店 03-571-03810

東京信用保証協会
 東京信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金を借入する際「保証人」となることで資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。

LINE 友だち募集中
 役立つ最新情報をタイムリーにお届け！
 各種保証制度のご案内
 経営支援メニューのご案内
 経営窓口のご案内
 各種セミナーイベント情報

東京信用保証協会 ご利用のメリット

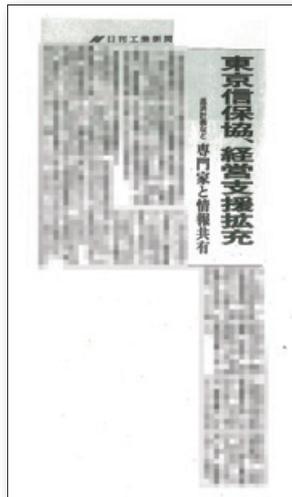
- 01 無担保での利用が可能
 当協会の信用保証制度の枠内であれば無担保でのご利用です。
- 02 ニーズに応じた資金調達が可能
 資金調達の目的や、事業計画に合わせた利用がご利用いただけます。短期資金から長期20年の返済まで豊富なメニューをご用意しています。
- 03 様々な経営支援メニューが利用可能
 各種セミナーの開催や事業継承支援、海外展開支援、外部専門家派遣など、様々なメニューをご用意し、中小企業のみでまに立ていただける取組みを行っています。

パブリシティ活動

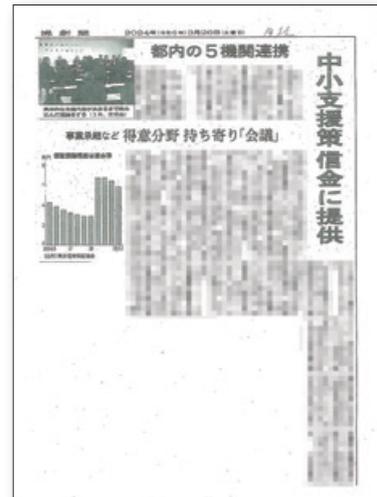
東京都の協力を得て、都庁記者クラブを通じ、当協会の動向についての情報発信を行っています。また、経営支援に関する情報についても積極的な情報提供を行っています。



令和5年10月24日
 日本経済新聞



令和5年10月27日
 日刊工業新聞



令和6年3月26日
 日本経済新聞

自治体や関係機関等の広報誌やメールマガジンへの広告掲載

区市役所や関係機関等の協力を得て、「信用保証」や「経営支援」に関する情報やお知らせを広報誌やメールマガジンに掲載しています。これからも、地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行ってまいります。

ホームページの活用

当協会では、ホームページを対外広報の重要なツールとして位置づけ、信用補完制度の仕組みやご利用方法等の金融支援に関する情報や、ビジネスフェアや公開講座等の経営支援に関する情報等、当協会のさまざまな取組みを幅広くご紹介しています。



メールマガジン

平成18年4月より配信しているメールマガジン「保証ほっと通信」は、多くの方にご登録いただいています。新しい保証制度や融合展の出展者募集等のご案内をはじめ、皆さまに役立つ情報をこれからも内容を充実させ、いち早くお届けしてまいります。

LINE

令和6年2月1日に当協会のLINE公式アカウントを開設しました。皆さまのお役に立つ最新情報をタイムリーにお届けできるほか、ホームページに簡単にアクセスできるメニューをトーク画面に常設し、便利な仕様となっています。



教育機関での講義

当協会では、学生の方にも信用補完制度及び当協会への理解を深めていただけるよう、大学等教育機関の協力を得て、中小企業金融や信用補完制度等をテーマとした講義を行っています。



慶應義塾大学



東洋大学

東京都庁内「都民情報ルーム」を通じての情報提供

東京都庁内の「都民情報ルーム」のご協力のもと、平成14年度から当協会の事業報告書、本レポートを配架し、一般の皆さまにも縦覧していただいています。

東京信用保証協会オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」

当協会では、オリジナルキャラクター「まるガモ応援隊」を定め、ホームページ、ノベルティ等各種広報媒体で活用しています。

「まるガモ応援隊」を通じて、より親しみ易く、身近で頼りになるパートナーを目指して、中小企業の皆さまとともに歩んでまいります。



各種アンケートの実施

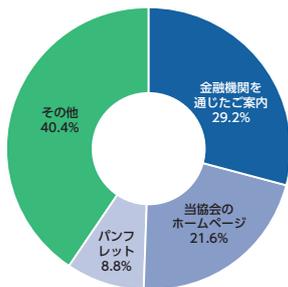
当協会では、平成7年度より協会をご利用いただいている中小企業者の皆さまの意識や要望等を直接把握することにより、今後の保証業務及び広報業務の課題を認識のうえ改善を行い、協会業務基盤の充実を図っていくことを目的としたアンケートを実施しています。

また、日本政策金融公庫と共同して、景況感や金融機関の借入状況等に関するアンケートを実施しています。令和5年度に実施した各アンケートは次のとおりです。

第29回中小企業者アンケート(東京信用保証協会実施)	
【実施概要】	
○ 調査目的	東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの当協会に対するご意見やご要望を把握し、今後の保証業務及び広報業務の取組みに役立てること。
○ 対象企業	10,000企業(法人7,000 個人3,000) ※12ヶ月以内に当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
○ 調査方法	郵送およびWEBによる無記名アンケート方式
○ 実施期間	令和5年10月初旬～10月末
○ 有効回答数	2,790企業(有効回答率27.9%)
○ 結果報告	当協会ホームページに掲載 (トップページ「新着情報」に、アンケート終了後に一定期間掲示しています。)

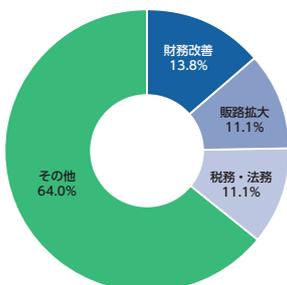
Q：当協会の広報活動についてお伺いします。信用保証や経営支援など、当協会に関する情報は、どのように入手できたらよいと思いますか(アンケートより一部抜粋)

「金融機関を通じたご案内」(29.2%)が最も多く、続いて「当協会のホームページ」(21.6%)、「パンフレット」(8.8%)となった。



Q：信用保証などの金融支援以外のことで、今後、当協会や、支援機関、専門家などに相談したい項目をお選びください。

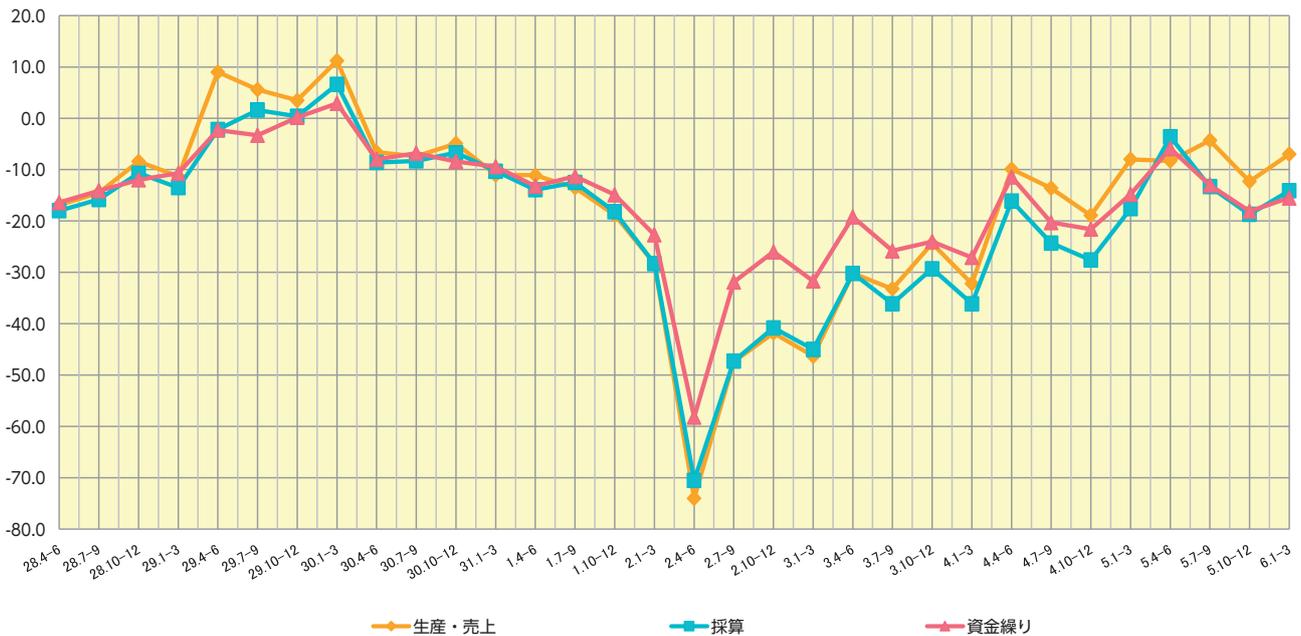
「財務改善」(13.8%)が最も多く、「販路拡大」(11.1%)、「税務・法務」(11.1%)と続いた。



信用保証利用企業動向調査(東京信用保証協会・日本政策金融公庫共同実施)	
【実施概要】	
○ 調査目的	東京信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまの景況感や金融機関の借入状況を把握することで、今後の信用保証制度の適切な運営に役立てること。
○ 対象企業	5,656企業 ※当協会の保証をご利用いただいている企業から無作為抽出
○ 調査方法	郵送による無記名アンケート方式
○ 実施期間	令和5年度四半期ごと(年4回)
○ 有効回答数	平均1,414企業(有効回答率平均25.0%)
○ 実施結果	当協会及び日本政策金融公庫のホームページ等に掲載 (トップページ > 東京信用保証協会について > 東京信用保証協会の概況 > 信用保証利用企業動向調査)

※平成25年度第4四半期実施分より「保証先中小企業金融動向調査」から標記の名称となりました。なお調査内容等に変更はありません。

【「生産・売上」「採算」「資金繰り」の景気動向指数*(総合値)の推移】



※生産、採算など経済活動での重要かつ景気に敏感な指標の動きを統合することにより、景況把握や将来予想するための指数をいいます。

信用補完制度のしくみ

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めたときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約を締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払い（代位弁済）ます。
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。

また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収（株）（保証協会サービサー）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

信用保険制度（日本政策金融公庫と当協会の関係）

日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という)と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は信用保証料から、信用保険料を日本公庫に支払います。日本公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

東京都と当協会との関係

東京都は都内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び都内金融機関と協調して制度融資を実施しています。東京都は、制度融資の円滑な実施を目的として当協会に対して資金を貸付し、当協会はこの資金を全額、金融機関に預入れ(預託)します。

また、東京都は、都の制度融資で当協会が代位弁済したものについて損失補助契約に基づき、日本公庫の保険でカバーされない部分について、その全部または一部を補助金として当協会に交付します。

令和5年度は、東京都から37億円の補助金の交付を受けました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を補助金の受領割合に応じて東京都に納付します。

預託

当協会が金融機関に行う預託は、金融機関が中小企業に対して金融をより積極的に行いやすくする効果と貸出金利を引き下げる効果があります。

預託の原資としては、東京都からの借入金があり、都の制度融資を推進するための預託金となります。

預託は適正保証の推進等を目的に保証付貸出のある金融機関に対して行い、その配分は、保証の量的側面(保証債務残高、保証債務平均残高、保証承諾額または件数)と質的側面(代位弁済率または代位弁済額等)の両方を東京都が考慮して決定しています。

保証協会債権回収(株)との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この求償債権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

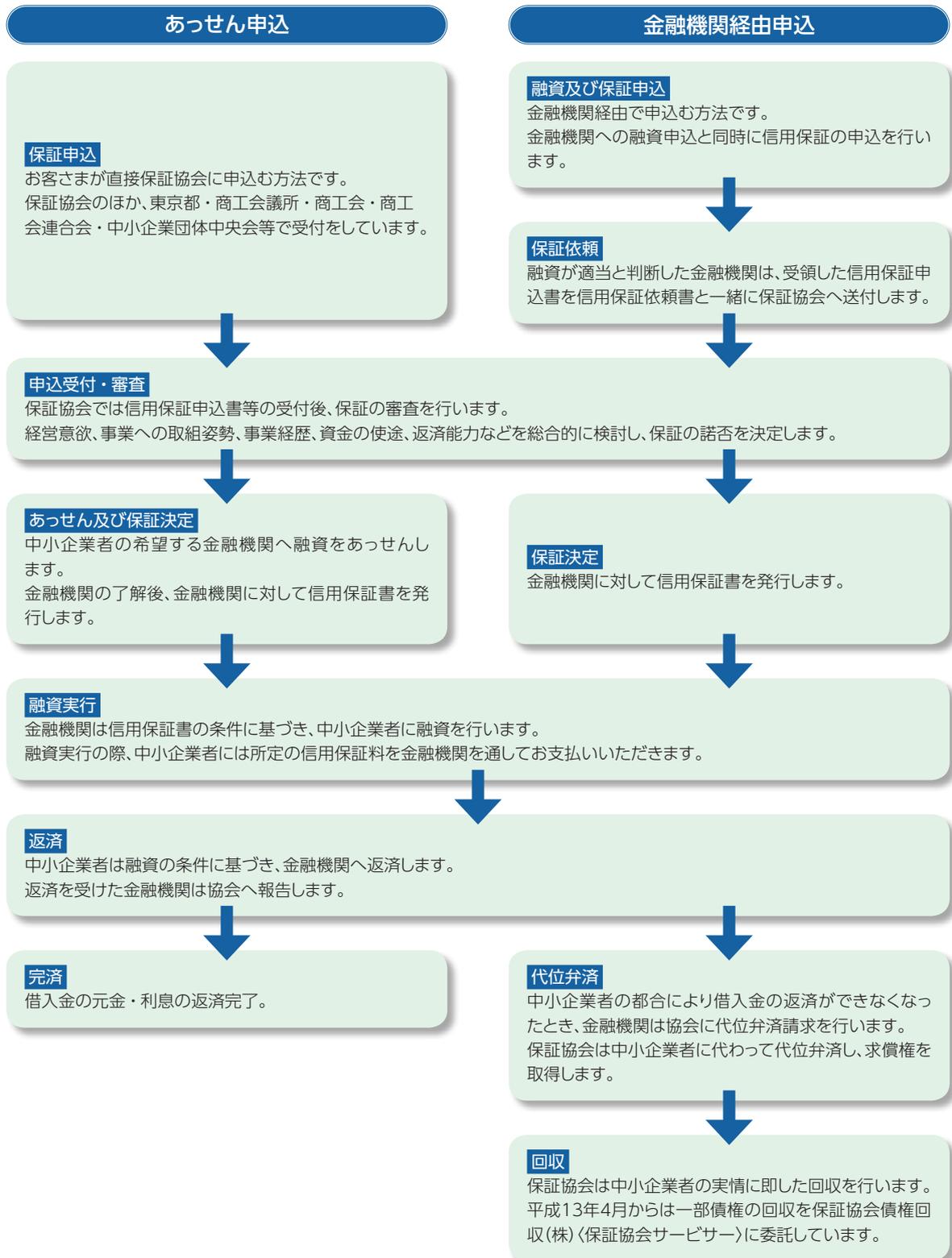
平成13年4月、全国の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収(株)が営業を開始しました。当協会は、無担保求償権の管理回収業務を同社の東京営業所に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

同社は、平成14年4月に東京営業所多摩分室を開設、平成15年4月には五反田、錦糸町、上野に分室を開設しお客さまの個々の実情に即したきめ細かな対応のできる態勢をとってきました。しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権が増加するに伴い、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。このような背景の中、同社では、組織のスリム化や意思疎通の迅速化を図るため、平成20年3月に上野分室、平成21年3月に五反田・錦糸町分室を廃止し、東京営業所に統合しました。

なお、令和5年度の保証協会債権回収(株)東京営業所による委託回収額は55億円、前年度比99.9%となっています。

信用保証業務の流れ

信用保証の申込には、次の2つの方法があります。



ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数(小規模企業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下※(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下(20人以下)
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下(20人以下※)
旅館業	5,000万円以下	200人以下※(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)の場合、ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数5人以下が小規模企業者となります。

- 注1 臨時の使用人、会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
- 注2 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
- 注3 NPO法人の場合、NPO法人には資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。
- 注4 資本金が上表の制限を超えている会社で、かつ従業員数が上表の制限の9割を超えている場合(例：製造業271人以上)は、従業員数の確認資料が必要となります。
- 注5 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいいます。
【業種例】／建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業、仲介業、不動産管理業)、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業(生命保険、損害保険等)、土石採取業、木材伐出業、鉱業
- 注6 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等をいいます。

なお、上記以外にも「中堅企業者」としてご利用いただける場合がございます。

(2) 業種

基本的に商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、貸金業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態等についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(注1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(注2)または事業所のいずれかを東京都内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要項等で定めがある場合はその定めによります。

(注1)本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(注2)住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

保証の内容

(1)保証限度額

1 中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円(組合の場合は4億円)に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。

また、東京都・区市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要項等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

(2)保証期間

保証の形態	資金用途	期 間
個別保証(個々の借入に対する保証)	運転・設備	原則として10年以内 ※長期経営資金(運転15年以内、設備20年以内)など一部10年を超える保証期間でご利用いただける制度があります。
	運 転	30日以上6か月以内(手形・電子記録債権割引)
根(極度)保証	運 転	1年または2年以内
当座貸越根保証	事 業 資 金	1年または2年
特定社債保証	運転・設備	2年以上7年以内(年単位)
流動資産担保融資保証	運転・設備	1年(根保証型: ABL 1)
		1年以内(個別保証型: ABL 2)

(3)資金用途

①事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

②資金用途が次のような場合には、対象となりません。

ア.生活資金、住宅資金、投機資金

イ.既存の借入金返済資金(旧債償還資金)

(ただし、当該金融機関からの既存保証付融資の返済資金や高利の返済資金などで、協会が認めた場合を除きます)

(4) 連帯保証人

連帯保証人は、次の基準によってお願いすることになります。

- ①法人の場合…必要となる場合があります。
- ②個人の場合…連帯保証人は原則として不要とします。
- ③組合の場合…必要となる場合があります。

なお、平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

(5) 担保について

担保は、次の基準によってお願いすることになります。

原則として保証付融資合計金額8,000万円以下の場合、担保は不要です。ただし、「当座貸越根保証」及び東京都・区市町制度融資等で特別の規定のあるものについては、その要領等の定めるところによります。

なお、保証付融資合計金額8,000万円以下であっても、担保が必要になる場合があります。

*協会が担保として取扱いできるもの。

①不動産

不動産の所在地は、原則として東京駅から概ね半径100km以内の範囲とします。

農地、山林、原野等管理や処分が困難なものは担保とすることはできません。

②有価証券

公債(特殊法人債を含む)、上場会社の株式及び社債に限ります。

③その他

- ・工場抵当、工場財団は必要に応じて取り扱います。
- ・入居保証金は、差入先が上場会社等安定した先の場合に限ります。
- ・東京都制度融資《ABL1・2》等をご利用の場合は、売掛債権や棚卸資産を担保とすることができます。
 - 棚卸資産を担保とできるのは、法人に限られます。また、担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記を行うことができるものに限られます。

責任共有制度

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。なお、金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

	【負担金方式】	【部分保証方式】
保証時	保証部分(100%)	保証部分(80%) 非保証部分(20%)
代位弁済時	保証協会からの代位弁済額(100%) 負担金(20%)	保証協会からの代位弁済額(80%) プロパー分(20%)

【対象となる制度】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度対象外となる保証(100%保証)】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号～4号及び6号(なお、5号については、平成30年3月31日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外)
- 災害関係保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)
- 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号の小規模企業者に限る)
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠した自治体制度)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証(中堅企業特別保証)
- 東日本大震災復興緊急保証
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証5号の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 危機関連保証
- 伴走支援型特別保証制度(令和5年1月10日以降に保証協会が申込受付したもの(セーフティネット保証4号を除く)であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)

【小口零細企業保証制度の概要】

(令和6年4月1日現在)

ご利用いただける方	従業員数 製造業……20名以下 卸・小売・サービス業……5名以下の法人・個人等(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者)
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円 ※既にご利用いただいている保証付融資残高との合計が2,000万円以内となることが必要です。
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引 ※極度設定のある貸付・割引(根保証形式のものは除きます)。
融資期間	証書貸付……10年以内(据置1年以内) 手形貸付……1年以内 手形(電子記録債権)割引……6か月以内
返済方法	分割返済または一括返済(期間1年以内)
信用保証料	保証協会所定の料率

★本保証制度は全国統一の保証制度ですが、東京都制度融資の「小口」をはじめ、区市町など各自治体においても国が定めた要件に沿って、同様の制度融資が設けられている場合があります。

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

1. 保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状況等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有外保証料率」が適用されます。また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

2. 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下、「CRD」という)により評価しています。CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

3. 小口利用等の負担軽減

利用の合計金額が1千万円以下など小口利用の場合は、保証料率を低く設定し、小口利用や規模の小さい事業者の負担軽減を図っています。

また、東京都制度融資については、一般保証の料率よりも引き下げた保証料率が適用されます(一部の料率区分を除く)。

4. 割引制度

保証料率の割引制度として、「その他の割引制度」と「有担保割引」があります。

【その他の割引制度】

次の①、②のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して、0.1%の割引が適用される場合があります。

- ①会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類
- ②公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等は対象になりません。

※一括支払契約保証及び事業承継特別保証(専門家確認)は対象になりません。

【有担保割引】

物的担保を提供していただいた場合に、0.1%の割引が適用される場合があります。

5. 保証料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的な配慮から一律の保証料率で料率が低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択していただくことができます。

*個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6. 信用保証料のお支払等

信用保証料は、融資実行と同時に(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載しています。

保証申込時に「信用保証料分割支払承認依頼書」を提出いただき、保証協会が承認した場合は、信用保証料を分割支払することができます。

7. 信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

(1)返済方法が満期一括返済の場合(確定日保証の場合を除く)

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

貸付金額 1,200万円 保証料率 年1.15% 保証期間24か月の場合
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 24 / 12 = 276,000\text{円}$

(2)返済方法が均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \times \text{分割係数} \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

貸付金額 1,200万円 保証料率 年1.15% 保証期間60か月の場合
 返済方法 1か月目から60か月目まで1か月ごと200,000円割賦
 分割係数 0.55
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 60 / 12 \times 0.55 = 379,500\text{円}$

(3)確定日保証の場合

信用保証料は日割り(年365日の日割り)で算定します

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期(期日)の具体的日付を特定した保証をいい、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証(ABL)、手形(電子記録債権)割引根保証、手形(電子記録債権)割引個別保証等が該当します。

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(日)} / 365 \quad (\text{円未満切捨て})$$

計算例

当座貸越根保証 貸越極度額1,200万円 保証料率 年1.15%
 融資実行日(貸越契約締結日) 令和6年5月24日
 期日(満了日) 令和7年5月24日の場合
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 365\text{日} / 365 = 138,000\text{円}$

8. 信用保証料の返戻

最終約定期限内に保証付融資を完済された場合は、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻する場合があります。

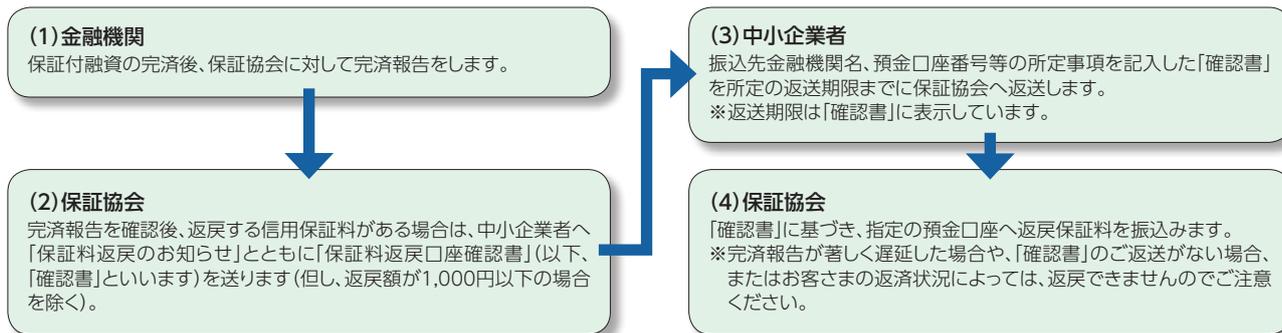
信用保証料の返戻、免除に関する取扱要領(抜粋)

1. 繰上償還により債務を完済した場合(完済した旨の報告が著しく遅延した場合を除く)は、信用保証料の一部返戻をすることができる。また、その際未納付の信用保証料がある場合は、未経過期間部分について、その納付を免除する。
2. 信用保証料の返戻又は納付免除の範囲は、次の(イ)及び(ロ)により算出した額(円未満切捨て)の合計とする。
 (イ)保証期間を1年毎に区分して計算した信用保証料のうち完済した日の属する区分までの信用保証料を除いた額
 (ロ)完済した日の属する区分の信用保証料については、完済した日までの信用保証料を除いた残額に90%を乗じた額
 ただし、同時完済条件付保証で、新規保証の信用保証料から完済により返戻する信用保証料を差し引く場合は、(イ)及び(ロ)の「完済した日」を「完済を予定した日(新規保証の信用保証書記載の貸付実行可能期間の初日)」に読み替えるものとする。
3. 信用保証料の返戻は金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとし、原則として被保証人から「保証料返戻口座確認書」が提出され、協会が適当と認めたものに限る。ただし、返戻額が1,000円以下のものについては返戻しない。
4. 信用保証料の納付免除は、金融機関からの完済の報告を確認のうえ行うものとする。
5. 信用保証料の返戻方法は、原則として口座振込の方法による。
 (付則)
 この改正要領は平成29年4月3日から施行する。

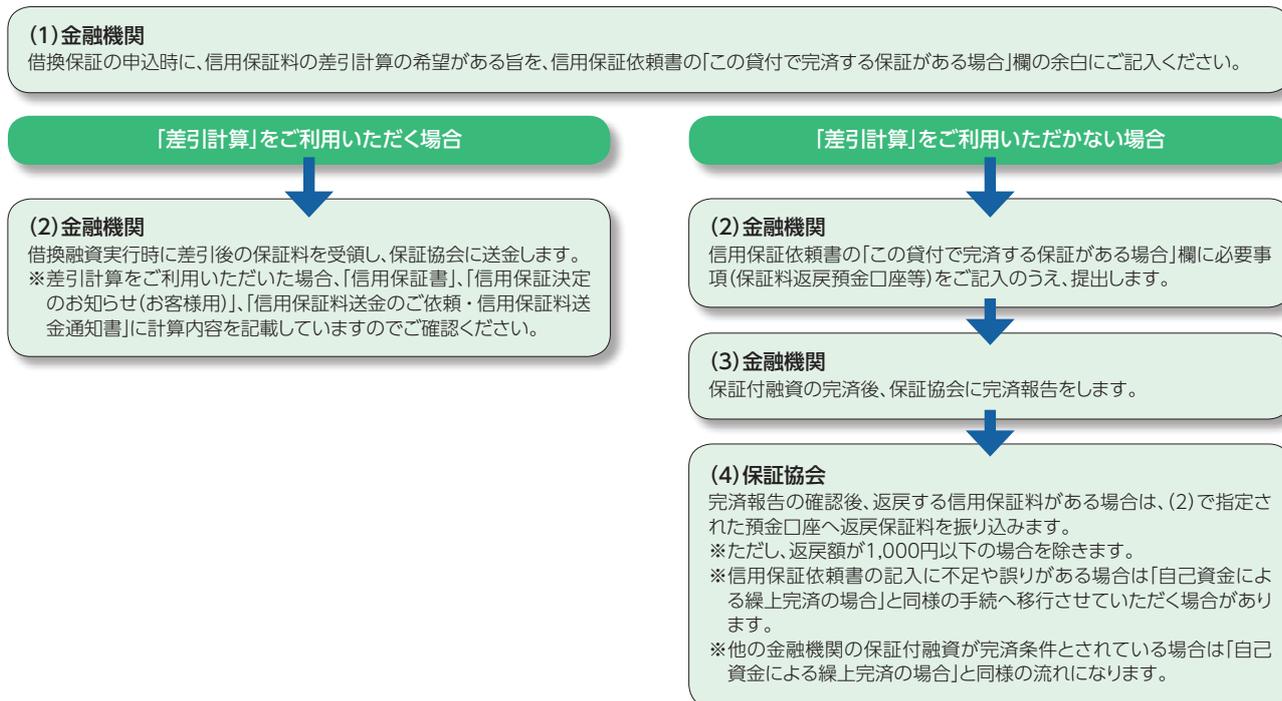
信用保証料の返戻等の手続の流れ

信用保証料の返戻手続の流れは次のとおりです。

－ 自己資金による繰上完済の場合 －



－ 同時完済条件付の借換保証による繰上完済の場合 －



責任共有保証料率表(注1A)

(年率%)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注3)(注8)(注9)(注11)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4A)	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債 保証(私募債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証、経営承継借換関連(注5)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係保険関連 (注6A)	500万円以下	0.34									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.68									
特定保険関連 (注7A)	500万円以下	0.77									
	500万円超1000万円以下	0.94									
	1000万円超	有担保	1.05								
		無担保	1.15								
流動資産担保融資保証(ABL)		0.68									
事業再生円滑化関連 保証(プレDIP)	有担保	1.66									
	無担保	1.76									
事業再生計画実施関連保証		0.80									
下請振興関連保証(注10)		0.56									

(注1A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注1B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。

1. 経営安定関連保険1号~4号及び6号に係る保証
2. 災害関係保険に係る保証
3. 特別小口保険(中小企業信用保険法第2条第3項第1号~第6号の小規模企業者に限る)に係る保証
4. 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)に係る保証
5. 事業再生保険に係る保証
6. 小口零細企業保証制度(全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度)
7. 求償権消滅保証
8. 中堅企業特別保証
9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
10. 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)
11. 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証5号の保証付既往借入金を既往融資残高の範囲内で借り換えるもの)
12. 危機関連保証
13. 伴走支援型特別保証制度(令和5年1月10日以降に保証申込受付したもの(セーフティネット保証4号を除く)であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)。

(注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

(注3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

(注4A) 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

(注4B) 経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。

(注5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合(以下、「承継(専門家確認)」という。)に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

(注6A) 次の保険を利用した保証。

1. 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
2. 経営安定関連(1号~4号及び6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連(流動資産担保保険利用分を除く)、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。

責任共有外保証料率表（注1B）

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無		料率区分(注3)(注8)(注9)(注11)								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
一般保証(注4B)	500万円以下		1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33
	500万円超1000万円以下		1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40
	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下		1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30
	500万円超1000万円以下		1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37
	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保		1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33
	無担保		1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
特別小口保険・ 特例関係保険関連 (注6B)	500万円以下										0.40
	500万円超1000万円以下										0.70
	1000万円超										0.80
創業関連保険	500万円以下										0.35
	500万円超1000万円以下										0.50
	1000万円超										0.60
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保険	500万円以下										0.40
	500万円超1000万円以下										0.60
	1000万円超										0.70
特定保険関連 (注7B)	500万円以下										0.90
	500万円超1000万円以下										1.10
	1000万円超	有担保									1.25
		無担保									1.35
事業再生保証(DIP) 企業再生支援融資(法的整理型)	有担保										2.10
	無担保										2.20
事業再生計画実施関連保証											1.00
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下									0.60
		1億円超									0.70

3. 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)
(注6B) 次の保険を利用した保証。
1. 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く)及び新事業開拓保険(低保険料率適用分)
2. 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。
(注7A) 次の保険を利用した保証。
1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経

済牽引支援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農林水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保険。
(注7B) 次の保険を利用した保証。
1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特例保険。
(注8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。
(注9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。
①会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
②公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
※個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
※一括支払契約保証及び承継(専門家確認)は対象とならない。
(注10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。
(注11) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した保証は、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%割増した料率を適用する。

業務概要

信用保証メニュー（東京都制度融資）

融資メニュー	融資メニュー		融資対象	
	細目	略称		
政策課題対応対応資金 （D・X・産業等）	DX・イノベ・産業育成支援融資（DX）	DX・イノベ・産業育成支援	DX	別紙1（別紙1）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DXにおける融資対象（1）から（38）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	女性活躍推進融資（女性）	女性活躍推進	女性	別紙1（別紙1）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① 女性における融資対象（1）から（20）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	社会課題解決融資（社会課題）	働き方改革支援	働き方	別紙1（別紙2）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② 働き方における融資対象（1）から（10）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	別紙1（別紙2）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② ソーシャルにおける融資対象（1）又は（2）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		HTT・ゼロエミッション支援	HTT・ゼロエミ	別紙1（別紙2）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②または③ HTT・ゼロエミにおける融資対象（1）から（51）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
脱炭素化促進支援特例 地域金融機関による脱炭素化支援特例		ゼロエミ・促進 ゼロエミ・連携	別紙1（別紙3）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ ゼロエミ・促進における融資対象（1）に該当する中小企業者又は組合 別紙1（別紙3）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ ゼロエミ・連携における融資対象（1）に該当する中小企業者又は組合	
BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCP サイバ	別紙1（別紙2）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② BCP・サイバにおける融資対象（1）から（10）のいずれかに該当する中小企業者又は組合		
一般的な事業運営資金	小規模事業融資（小）	小口フリーランス（国の全国統一保証制度）	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者
		小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること。 (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。
		クイックつなぎ（小口）（国の全国統一保証制度）	小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
	一般事業融資（事業）	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注（取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。）があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合
		経営者保証非提供促進型（事業一般）	経営非提供促進	(国の全国統一保証制度) 国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む。）に定める要件に該当すること。
		プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）	プロパー借保	(国の全国統一保証制度) 国のプロパー融資借換特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む。）に定める要件に該当すること。
		クイックつなぎ（事業一般）	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の(1)から(5)に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1)東京都が所管するもの (2)東京都内の区市町村が所管するもの (3)国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4)都の係団等・都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人が所管するもの (5)上記(1)から(3)の機関が他の団体に委託・補助して行うもの
		極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。
組合向け ㉓	組	事業協同組合等		
官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合		
新たな事業展開資金	創業融資（創業）	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的な計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
		創業支援特例	創業・支援 創業経保支援	創業の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
		スタートアップ支援	スタートアップ	別紙1（別紙3）令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ スタートアップ支援における融資対象（1）から（28）のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	販路開拓融資（販路）	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型（略称：ナビA）】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型（略称：ナビB）】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合
	設備融資（設備）	設備投資 企業立地促進	設備立地	【設備投資（略称：設備投資）】 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う中小企業者 【企業立地促進（略称：立地促進）】 引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者
経営強化融資（強化）	経営強化	強化	【強化認定（略称：強化認定）】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	
チャレンジ融資（チャレンジ）	強化認定 革新特例	強化認定・革新	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。（経営強化認定（略称：強化認定）の融資対象者のみ利用可能）	
チャレンジ融資（チャレンジ）	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和6年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。	

* 「責任共有利率」：責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」：責任共有制度の対象外（全部保証）となる融資に適用される利率
㉓ 商工中金のみ取扱い可

※表中の別紙1、2、3は省略。（令和6年4月1日現在）

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融 資 利 率 (年率)*		保 証 人	物 的 担 保	保 証 料 補 助	
	運転資金	設備資金						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	必要となる 場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.3%以内 7年超15年以内 1.8%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.1%以内 7年超15年以内 1.6%以内			全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			上記利率より0.4%優遇	全事業者 3分の2 又は 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)			[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内				全事業者 2分の1
2億8,000万円 (4億8,000万円)			上記利率より0.6%優遇					全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)			上記「HTT・ゼロエミ」利率より0.2%優遇					全事業者 3分の2
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内				小規模企業者 2分の1
2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利[短プラ+0.7%]以内 ※小口・支援は小口の金利より0.4%優遇				原則として不要	全事業者 2分の1
300万円 (同)	2年以内	—						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定				徴求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—			徴求不可	全事業者0.15% 圏が補助		
8,000万円(同) (対象となる保証毎に設定(一般、 SN(4号又は5号に限る)))	10年以内 (1年以内)	—						
2億8,000万円 (4億8,000万円) ただし経営者保証を差控していない プロパー融資残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)	—			必要となる 場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要		
500万円 (同)	2年以内	—						
1億円 (2億円) 補助金・助成金交付決定額の 未交付金額の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定から助成対象 期間終了の日の属する月の6か月後の月末までの期 間とする。	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		—		
1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定		必要となる 場合がある	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保		
(2億円) (融資1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 または変動金利[短プラ+0.9%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利[短プラ+0.7%]以内				
	上記より0.1%優遇							
	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内	原則として不要			
3,500万円 (創業経歴を除き同)	10年以内 (1年以内又は3年以内)	—	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内			徴求不可	全事業者 3分の2	
	創業の各融資対象と同様		上記より0.4%優遇		創業の各融資対象と同様			
2億8,000万円 (同)	15年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内	必要となる 場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要		
2億8,000万円	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		小規模企業者 2分の1		
2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		—		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金 等が入金される までの期間	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要		
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		原則必要	全事業者 3分の2	
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1	
	上記より0.2%優遇							
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利[短プラ+0.4%]以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利[短プラ+0.2%]以内			—	

	融資メニュー		融資対象	
	細目	略称		
新たな事業展開資金	事業承継融資（承継）	事業承継	<p>【事業承継一般（略称：承継一般）】</p> <p>(1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合</p> <p>(1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。</p> <p>(2)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。</p> <p>(3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化に係る都道府県知事の認定を受けたこと。</p> <p>(4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化に係る都道府県知事の認定を受けたこと。</p> <p>【事業承継経営者保証不典型（略称：承継経営）】（国の全国統一保証制度）</p> <p>(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。</p> <p>(2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。</p> <p>(3)アからエまで全てを満たすこと。</p> <p>ア 資産超過であること、イ EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済遅滞している借入金が無いこと。</p> <p>【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】</p> <p>(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。</p> <p>(2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。</p>	
		事業承継支援特例	承継・支援	<p>【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】</p> <p>(1)から(3)のいずれかに該当するもの（ただし、事業承継個人型(2)は本特例の適用範囲外）</p> <p>(1)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。</p> <p>(2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。</p> <p>(3)一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。</p>
		M&A促進	M&A	M&Aに取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側が廃業を前提としている場合、売却側企業が融資申込することはできない。）
経営の安定化資金	経営安定融資（経営）	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合	
		経営一般	経営一般	<p>(1)から(7)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。</p> <p>(2)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。</p> <p>(3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。</p> <p>(4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。</p> <p>(5)倒産等企業に事業上の債権を有していること。</p> <p>(6)災害により事業活動に影響を受けていること。</p> <p>(7)東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)</p>
		経営改善	経営改善	<p>【改善支援（略称：改善支援）】</p> <p>保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合</p> <p>【フェニックス金融支援パッケージ（略称：フェニックス）】（国の全国統一保証制度）</p> <p>国の「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。</p>
	借換融資（借換）	特別借換	特別借換	<p>(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)保証協会の保証付融資を利用していること。</p> <p>(2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。</p>
	再生支援融資（再生）	企業再生	企業再生	<p>【再生法的整理（略称：再生法的整理）】</p> <p>民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合</p> <p>【再生私的整理（略称：再生私的整理）】</p> <p>中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合</p>
	災害復旧資金融資（災）	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
	危機対応融資（危機）	危機対応	危機	<p>(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。</p> <p>(2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。</p>
	事業再構築・業態転換等支援融資（事業・業態転換）	事業再構築・業態転換	事業・業態転換	事業再構築・業態転換事業計画書を策定している又は国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けている中小企業者又は組合
		省エネルギー推進支援特例	省エネ推進支援	<p>(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)事業再構築・業態転換事業計画書において、エネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載していること。</p> <p>(2)国の「事業再構築補助金」において、「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること。</p>
	伴走支援融資（伴走）	伴走全国（国の全国統一保証制度）	伴走全国	<p>(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)経営行動計画書を策定していること。</p> <p>(2)アからカのいずれかに該当すること。</p> <p>ア セーフティネット保証4号の認定の取得</p> <p>イ セーフティネット保証5号の認定の取得</p> <p>ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。</p> <p>エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>カ 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。</p>
伴走対応		伴走対応	<p>(1)から(3)に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)経営行動計画書を策定していること。</p> <p>(2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。</p> <p>(3)アからカのいずれかに該当すること。</p> <p>ア セーフティネット保証4号の認定の取得</p> <p>イ セーフティネット保証5号の認定の取得</p> <p>ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。</p> <p>エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>カ 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。</p>	
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（エネルギー・ウクライナ・円安等）	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	<p>(1)及び(2)又は(3)及び(4)に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1)「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。</p> <p>(2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。</p> <p>(3)ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。</p> <p>(4)次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 「最近1か月の売上・業態見込」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。</p> <p>イ 最近1か月の売上高総利益率が直近同期と比較して、10%以上減少していること。</p> <p>ウ 「最近1か月の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。</p> <p>※「借換対象コロナ融資」</p> <p>令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換、令和2年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの）</p>	
環境保全全資金融資あっせん	環境保全	環境保全	最新規制適合車への買い替え	
流動資産担保融資	ABL1	ABL1	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合	
	ABL2	ABL2		

* 「責任共有利率」：責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」：責任共有制度の対象外（全部保証）となる融資に適用される利率
 ※ 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

（令和6年4月1日現在）

融資限度額 （ ）内は組合	融資期間 （ ）内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助	
	運転資金	設備資金						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 ※「承継経保」は責任共有利率のみを適用する	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		—		徴求不可		全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分	
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	経営者保証免除 対応(※)を適用 する場合は不要		全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇				事業承継の 各融資対象と同様	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			全事業者 3分の2	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内				[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	小規模企業者 2分の1
1億円 (2億円)								
2億8,000万円 (4億8,000万円)								
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内			国補助後の事業者 負担を都が補助 (事業者負担なし)	
既往の保証付融資残高 及び事業計画実施に 必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (1年以内)	—	金融機関所定				必要となる 場合がある	小規模企業者 2分の1
2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定			必要に応じ有担保		小規模企業者 2分の1
原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		[責任共有利率] 固定金利 1.7%以内	[全部保証利率] 固定金利 1.5%以内		必要となる 場合がある	全事業者 全額	
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		—	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	全事業者 2分の1			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超 2.0%以内	全事業者 3分の2			
1億円(同)	10年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	経営者保証免除 対応(※)を適用 する場合は不要	全事業者に対し、 事業者負担が 0.2～1.15% になるよう国が補助		
1億8,000万円 (3億8,000万円)	10年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1		
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内		全事業者5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4又は4分の3)		
1億円 (同)	—	7年以内 (6か月)	東京都が申込受付をした長期プライムレート以内			不要	全事業者 3分の2	
2億5,000万円 (同) ※保証限度額は2億円 …融資額の80%を保証	1年		金融機関所定		申込人の有する売掛 債権・棚卸資産を譲 渡担保とする		—	

信用保証メニュー（主な保証制度）

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象																								
小規模企業者の安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 (全国小口)	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第2条第1号(以下「特定事業」という)を行う事業者 ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主業を行う事業者 ③事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑤に掲げる事業)																								
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 (長経)	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過2業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上し、前各号に準ずるもので債務超過でなく当期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として) 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある																								
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者(創業を予定している方) ①事業を営んでいない個人で、2カ月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方 ②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 ③事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満																								
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証 (SDGs保証)	SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする中小企業者																								
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証 (健康DS保証)	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録等を受けている 1. 「健康企業宣言の証」、2. 「トライくるみん」「くるみん」または「プラチナくるみん」、3. 「安全衛生優良企業」、ナエス(ばし認定)、5. 「ユースエール認定」、6. 「とうきょう次世代育成サポート企業」、7. 「T O K Y O働き方ワーク・バランス認定企業」(過去認定企業を含む) ②以下のいずれかの取組みを推進している 1. 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる																								
極度を設定し簡便迅速な資金調達するための保証	無担保当座貸越根保証 (当貸ホップ)	次の各要件を全て満たす中小企業者(個人事業者及び組合を除く) ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として1年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が15%以上であること 2. インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること 3. 売上高が1億円以上であること																								
	当座貸越根保証 貸付専用型 (当貸1)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100万円以上を計上し、(法人)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上																								
	当座貸越根保証 事業者カードローン (当貸2)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の(法人)保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上																								
	当座貸越根保証 創業カードローン (アーリーカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの																								
	当座貸越根保証 スマートカードローン (スマートカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、以下の要件を全て満たすもの ①与信取引(信用保証付融資を含む)がある ②法人の場合は(1)、個人の場合は(2)に該当する (1)直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない (2)直近の決算において、所得金額がある																								
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証 資金繰1	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、(安定化) (安定化S) (安定化V) の既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること																								
	借換保証 資金繰2																									
	借換保証 資金繰3																									
	借換保証 資金繰4																									
借換保証 条件変更改善型借換保証 (条変改善借換)	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既存借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗																									
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 (私募債)	次の基準(1)～(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤の																								
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 (財務無保証人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>② 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>③ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 (私募債)は、中小企業信用保険法に定める「会社」 (財務無保証人)は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」</p>	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)																							
① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																							
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																							
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																							
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																							
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																							

(令和6年4月1日現在)

	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
1条第1項に定める業種に属する たる事業とするもののうち特定事 者を除く)	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高 (または融資極度額)との 合計が2,000万円以下と なる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 無担保
過でない 上しており、繰越欠損がない 取扱う)	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不動産担保を要 す
体的な計画がある は、6カ月以内 である	1企業3,500万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年以内)		不要	不要
とする、またはすでに取り組んで	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	必要に応じ
4.「えるぼし認定」または「プラチ 改革宣言企業」、8.「東京ライフ・ している 取り組んでいる	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む)			
	1企業 100万円以上 3,000万円以内	事業資金 2年以内		法人…必要となる 場合がある	不要
業者及び組合(組合は企業組合、 義の不動産(自宅・店舗等)がある 動産等物的担保提供がある	1企業・1組合 100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 5,000万円超の 場合は必要
業者及び組合(組合は企業組合、 動産(自宅・店舗等)を所有する	1企業・1組合 100万円以上 2,000万円以内				原則として 不要
	1企業・1組合 300万円	事業資金 1年		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 不要
	1企業・1組合 500万円	事業資金 1年			
	左記①の借入金残高 (資金繰1)、(資金繰2)の 融資残高を含みます)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として、借 換を行う既存の 保証条件と同じ	
	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円			原則として、借 換を行う既存の 保証条件と同じ。 返済資金以外の 新規融資を含む 場合は、通常の 借入に対する保 証条件と同じ	
の報告を行うこと いずれかを満たす方	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額 4億4,800万円) *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)②	社債利息、発行 費用等は申込金 融機関に確認し てください	不要	必要に応じ
充足要件 必須要件 ストック要件 (1つ以上充足) フロー要件 (1つ以上充足)	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内			

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象
一定の要件を満たすことで、保証料の上乗せにより経営者保証が不要となる保証（上乗せ保証料に対して、国からの一部補助あり）	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 （国補助選択型経保）	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込資格要件は問わない。 (1) 当協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められること (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(注1) ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(注2) (4) 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当 (5) 信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること (注1) 「純資産の額≧0」であること (注2) 「経常利益+減価償却≧0」であること
一定の要件を満たすことで、既存の経営者保証を提供したプロパー融資から、経営者保証を不要とする保証付融資への切換えが可能となる保証	プロパー融資 借換特別保証 （プロパー借換）	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たすこと (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率(注1)が15倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと(注2) (注1) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) (注2) 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4の確認基準日に基づき緩和期間があります。
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証 （短期一括）	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ① 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ② 個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	ティアアップ成長 支援保証 （ティアアップ）	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針で(申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災復興緊急保証 （震災緊急）	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 （危機関連）	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長組合(国が指定した危機指定期間のみ利用可能)
法的な再建手続きを行う中小企業者の事業再生のための保証	事業再生保証 （再生）	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ① 再生事件または更生事件が係属しているもの ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの他の経済産業省令で定める場合を除く (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ② 償還が見込まれること
主力取引金融機関・中小企業再生支援協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者に対する保証	東京再生 サポート保証 （再生サポート）	申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る)から、得られる中小企業者(個人及び組合を除く)で、次のすべての要件を満たすもの ① 中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること ② 原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来 ③ 経営者等が企業再生に向けて真摯な取組姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情
所定の計画に従い事業再生を行うための保証	事業再生計画実施関連保証 （改善サポート）	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議においての計画に基づき事業再生を行うもの
破綻金融機関等と金融取引を行っていたため金融取引に支障が生じている中堅事業者に対する保証	中堅企業特別保証 （中堅）	適正かつ健全に事業を営む中堅事業者で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、の要件にすべて該当するもの ① 破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること ② 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証 （承継特別）	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保 ① 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を策定している法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経 ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継 サポート保証 （持株承継）	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を ① 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定してい ② 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であ ③ 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④ 承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っ ⑤ 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 （自主廃業支援）	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ① 事業譲渡や経営者交代等による事業承継が見込めず、自ら廃業を選択するもの ② 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③ パンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討す 画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの)
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証※1	伴走支援型特別保証 （伴走特別）	(1) から(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 経営行動計画書を策定していること (2) アからカのいずれかに該当すること ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5% の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較し 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少してい カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証※3	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) （改善サポート感染）	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議においての計画に基づき事業再生を行うもの

※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が保証料率0.2%~1.15%になるよう国が補助。
 ※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。
 ※3 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が0.2%になるよう国が補助。

(令和6年4月1日現在)

	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保		
(1)、(2)及び(3)、設立事業年度間が2年間に満たない場合は、その額を超えていないこと と認められる額を超えないこと	1企業 8,000万円 ※経営安定関連保証4号・5号の場合は別に8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関 所定利率	不要	不要		
件を満たす法人である中小企業者	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円 (ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ		
	1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内					
ある中小企業者	1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6か月以内を含む)					
	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)					
の認定を受けた中小企業者及び	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)					
の(再生計画が遂行された場合そ	1企業・1組合 2億円	事業資金 10年以内					
企業再生に向けた取引の支援が れた経営改善計画に基づき、適切 的に収益改善が期待できること 報開示に積極的であること	1企業 5,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)				法人…必要となる 場合がある	原則として 無担保
て検討、決定された計画など、所	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る				法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ
金融取引に支障が生じており、次 定する都道府県知事の認定を受	1企業 6億円 (既存保証残を含む) 原則として破綻金融機関等からの借入金を上 限とする保証付借入額は借入額の8割を上 限とする。2割以上は融資実行金融機関の固有貸 付とし、必ず保証付融資との協調融資とする	運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備資金 7年以内 (据置期間1年以内を含む)				法人…必要となる 場合がある	この融資を含め て保証合計額が 1億円超は原則 として有担保
証申込みを行うものに限る。 過していないもの。	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換 えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前 における個人保証を提供している既往借入金 (申込金融機関以外のプロパー借入金含む)の 返済資金に限る				不要	
満たす持株会社 ること ること いること 計画に基づく事業承継の必要が	1企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計 画の実施に必要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の 発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括 で取得する資金および附帯費用に限る				法人…必要となる 場合がある	
る場)により合意に至った廃業計	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある			必要に応じ	
以上減少している又は直近決算 て5%以上減少している又は直 こと 六年能登半島地震による災害に	1企業・1組合 1億円	事業資金 10年以内 (据置期間5年以内を含む)	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある 経営者保証 免除対応(※2)を適 用する場合は不要				
検討、決定された計画など、所定	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内(据置期間5年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る					

保証金額の最高限度一覧表

(令和6年4月1日現在)

保証金額の最高限度一覧表

	区 分	個人・法人	組合等
一般 関 係 保 険 に 係 る 保 証	普通保険に係る保証	2億円	4億円
	無担保保険に係る保証 ※1	8,000万円	8,000万円
	特別小口保険に係る保証 ※2	2,000万円	2,000万円
	流動資産担保保険に係る保証	2億円	2億円
	公害防止保険に係る保証	5,000万円	1億円
	エネルギー対策保険に係る保証	2億円	4億円
	海外投資関係保険に係る保証	2億円	4億円
	新事業開拓保険に係る保証	2億円	4億円
	事業再生保険に係る保証	2億円	2億円
	特定社債保険に係る保証 ※3	4億5,000万円	—
	特定支払契約保険に係る保証 ※4	10億円	10億円
	破綻金融機関等関連特別保険に係る保証	5億円	—
	破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証	1億円	—
	特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	特定新技術事業活動関連保証 ※5	3億円
経営安定関連保証 ※6 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
		3億8,000万円	4億8,000万円
危機関連保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
災害関係保証 ※7		2億8,000万円	4億8,000万円
労働力確保関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中小小売商業関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
商店街整備等支援関連保証		2億8,000万円	—
伝統的工芸品支援関連保証		2億8,000万円	—
地域伝統芸能等関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
流通業務総合効率化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
小規模事業者支援関連保証		2億8,000万円	—
中心市街地商業等活性化関連保証		2億8,000万円	4億8,000万円
中心市街地商業等活性化支援関連保証 ※8		5億6,000万円	—
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証 ※9	2億8,000万円	—	
	3億円	—	
	3億円	—	
経営革新関連保証 ※9	2億8,000万円	4億8,000万円	
	3億円	6億円	
	3億円	6億円	

	区 分	個人・法人	組合等
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	経営力向上関連保証 ※9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	経営革新等支援関連保証	2億8,000万円	——
	情報処理支援関連保証	2億8,000万円	——
	先端設備等導入関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業継続力強化関連保証 ※9	2億8,000万円 4億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	連携事業継続力強化関連保証 ※9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	特定連携事業継続力強化関連保証 ※10	2億8,000万円	——
	事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業再生計画実施関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億8,000万円	——
	創業関連保証	3,500万円	——
	連携創業支援等関連保証	2億8,000万円	——
	特定信用状関連保証	2億円	4億円
	特定中小企業再生支援関連保証	2億8,000万円	——
	周辺地域整備関連保証 ※11	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	下請振興関連保証 ※12	2億8,000万円 2億円	4億8,000万円 2億円
	特定下請連携事業関連保証 ※11	2億8,000万円 4億円	4億8,000万円 6億円
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証 ※13	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	地域経済牽引事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域経済牽引支援関連保証	2億8,000万円	——
	農商工等連携事業関連保証 ※9	4億8,000万円 4億円 4億円	6億8,000万円 6億円 6億円
農商工等連携支援関連保証	2億8,000万円	——	
経営承継関連保証	2億8,000万円	——	

	区 分	個人・法人	組合等
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	特定経営承継準備関連保証	2億8,000万円	————
	経営承継借換関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	商店街活性化支援関連保証	2億8,000万円	————
	東日本大震災復興緊急保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報提供支援関連保証	2億8,000万円	————
	商店街活性化促進事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報処理システム運用・管理関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	2億8,000万円	————
	供給確保関連保証 ※9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円

(注) 普通保険及び無担保保険に係る保証以外の保証は、法律等が定める特別の要件を具備した中小企業者等が対象となります。また、「組合等」については、個々の保険により対象となる組合が限定されており、すべての組合が対象となるものではありません。

- ※1 創業関連保証と合算での限度額です。
- ※2 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更されます。
- ※3 普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。)との合計額は5億円が限度となります。
- ※4 普通保険に係る保証、無担保保険に係る保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。)及び特定社債保険に係る保証との合計額は10億円が限度となります。
- ※5 新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。
- ※6 下段は経営安定関連6号の認定を受けた場合の限度額です。
- ※7 災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る。)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証は合算で5億6千万円(組合は9億6千万円)が限度となります。また、災害関係保証及び経営安定関連保証は合算で2億8千万円(組合は4億8千万円)が限度となります。
- ※8 保証対象者が特定会社の場合は、他の一般関係保険に係る保証及び中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。また、保証対象者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は、中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。
- ※9 中段は海外投資関係保険に係る保証であり、他の海外投資関係保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。
- ※10 限度額は、他の一般分(大企業者になる前に中小企業者として利用した一般分)との合計額です。
- ※11 下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。
- ※12 下段は流動資産担保保険に係る保証です。
- ※13 下段は新事業開拓保険に係る保証(一般関係保険及び特例関係保険)を含む限度額です。

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証※

区 分	対 象 者
商店街整備等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人
経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報処理支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
連携創業支援等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関(商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人)
地域経済牽引支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者個人
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報提供支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	一般社団法人、一般財団法人

※各特例関係保険の根拠法令が定める一定の要件(主務大臣の認定等)を満たす一般社団法人、一般財団法人、特定会社等に限られます。

※上記の保証以外の場合は医業を主たる事業とする一般社団法人及び一般財団法人のみ保証対象となります。

管理業務

信用保証書を交付すると、保証協会では融資の実行、返済をはじめ、名称住所変更等についての報告を受けて保証債権の管理を行います。また、保証条件に変更が生じるようなことがあれば金融機関から依頼を受けて協議等を行います。

貸付実行報告

取扱部署：管理部代位弁済課

信用保証書に基づき保証付融資が実行された場合、金融機関から伝送もしくは書面（貸付実行報告書）により、すみやかに報告していただきます。

信用保証書の有効期限は保証日の翌日から30日となっており、その期間に実行されることを要します。但し、都合により有効期間内に融資実行できない場合、60日以内であれば、書面（信用保証書有効期限延長依頼書）の提出により協会の承認を得て、実行することができます。

なお、確定日保証については保証条件の日付で融資実行していただく必要があります。

返済報告

取扱部署：管理部代位弁済課

融資条件に基づく約定返済、一部内入、繰上返済等返済を受けた場合、金融機関より伝送もしくは書面（償還報告書）にて報告していただきます。

各種報告

取扱部署：支店保証課等（保証審査担当部署）

保証契約に影響を及ぼさないような変更があった場合、書面（被保証人名称・住所等変更届出書）により報告していただきます。例えば、名称・住所の変更、組織変更、代表者変更（連帯保証人の追加を伴わないもの）等が該当します。

条件変更手続

取扱部署：支店保証課等（保証審査担当部署）、管理部管理統括課

貸付実行後に保証条件にかかる変更事由が生じた場合は書面（保証条件変更申込書・依頼書）を提出の上、保証協会の承認を得る必要があります。保証協会の承認を必要とする主なものとしては期間延長・返済方法の変更、連帯保証人の追加・解除、債務引受、担保の変更等があります。このうち、期間延長・返済方法の変更については担当地域の本・支店保証課等の保証審査担当部署、その他の変更は管理部管理統括課が担当します。

保証協会は承認後、金融機関に対して変更保証書を発行します。条件変更の手続完了後に報告の必要がある場合、変更実行報告書を提出していただきます。

事故報告

取扱部署：管理部管理統括課

保証付融資をご利用いただいている中小企業者等の信用状態が悪化し、債権の保全を必要とする事由や回収困難な事由が生じた場合、金融機関から書面（事故報告書）による報告が必要です。具体的な事由としては法的整理、不渡発生、差押等です。事故報告書を提出していただき、その後の対応について協議します。

協議の結果、引き続き金融機関に管理していただくか、保証協会が代位弁済の手続に移行するかの方向づけを行います。

代位弁済手続

取扱部署：管理部代位弁済課

保証協会と協議の結果、返済が困難であると判断された場合、金融機関は書面（代位弁済請求書）を提出の上、代位弁済請求を行います。金融機関からの代位弁済請求に基づき、保証協会が元金及び一定範囲の利息を支払い、求償権を取得します。

完済報告

取扱部署：管理部代位弁済課

保証付融資が完済となった場合、金融機関から伝送もしくは書面（償還報告書）にて報告していただきます。

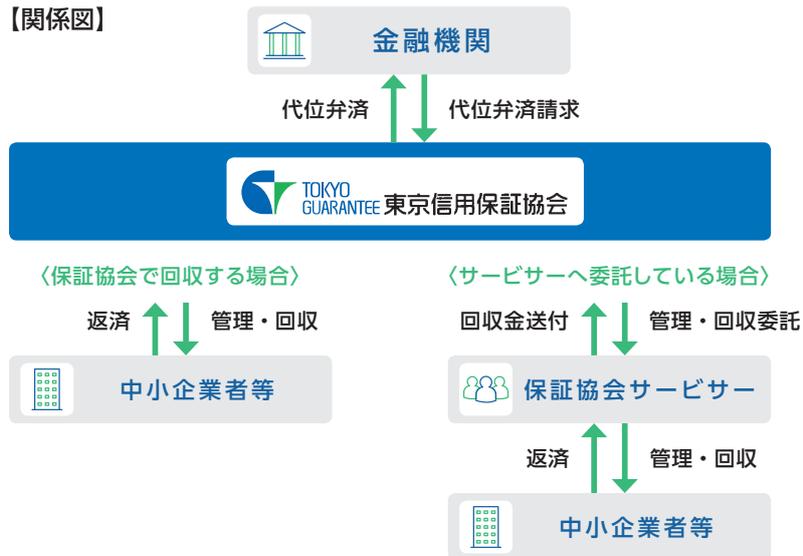
整理業務

中小企業者からの返済が困難な状況となると、金融機関と保証協会の協議の上、保証協会が金融機関に代位弁済を行い、求償権を取得します。

求償権取得後、保証協会は債権者として、直接、求償権の管理・回収を行います。回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細やかな管理を行い、公正かつ厳正な回収に努めています。

なお、無担保求償権については全国の信用保証協会が共同で設立した保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)へ管理・回収を委託しています。令和5年度の保証協会債権回収株式会社東京営業所による委託回収額は55億円(前年度比99.9%)となっています。

【関係図】



《保証協会債権回収株式会社の都内事業所一覧》

- 東京営業所／中央区新川1-23-4 I・Sリバーサイドビル5F・6F 03-6891-6140
- 多摩分室／立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル7F 042-526-0531

個人情報保護

個人情報保護宣言

東京信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さま(以下、「お客さま」といいます。)が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

個人情報の保護に関する法律などの法令・ガイドライン等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には利用いたしません。
- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。
- ・個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客さまの返済能力に関するものをお客さまの返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの安全管理に係る基本方針

当協会は、個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)の安全管理に係る基本方針として、次の事項を定めます。

- ・個人データについては、法令等を遵守して厳重管理します。
- ・当協会は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止を図るため適切な安全管理体制を構築します。
- ・当協会は、当協会の役職員としてとるべき行動を具体的に示すものとして、別途、個人データの管理に関する内部規程を制定します。
- ・当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底させるため計画的に教育・研修などを行います。
- ・当協会は、本基本方針の遵守状況などを定期的に点検、評価して適宜安全管理対策を見直し、適正な安全管理に努めます。
- ・当協会は、本基本方針を必要に応じて継続的に改善することに努めます。
- ・安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(5) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、所定事項を記載した「保有個人データ開示等申請書」を当協会窓口にご提出いただくこととなりますが、その際、書類にてご本人の確認をさせていただきます。なお、「保有個人データ開示等申請書」は、当協会窓口に設置してある他、当協会ホームページからもダウンロードすることができます。

(6) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記(9)の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

(7) 上記(5)(6)の手続について

(5)(6)の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(4)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、当協会ホームページの事業所一覧または備え付けのパンフレット「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」をご覧ください。

当協会ホームページ
<https://www.cgc-tokyo.or.jp>

「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」
<https://www.cgc-tokyo.or.jp/privacy/publication.html>

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

東京信用保証協会 理事長 山本 隆

(2005年4月 1日制定)
(2006年4月 1日改定)
(2010年4月 1日改定)
(2011年9月13日改定)
(2013年7月16日改定)
(2017年5月30日改定)
(2022年4月 1日改定)
(2024年4月 1日改定)

記

1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し次の(1)～(3)に掲げる事項を遵守いたします。

(1) 法に基づき、お客様の個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに次の①～⑩の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること

- ① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案
- ② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定
- ③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理
- ④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥ 信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
- ⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施
- ⑧ 保証料率・保険料率の算定及び保証料の返戻
- ⑨ 求償権の行使
- ⑩ 信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
- ⑪ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

(2) 個人信用情報機関から提供を受けた情報であってお客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的のため利用しないこと

(3) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用しないこと

2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

3. 個人情報の取得元またはその取得方法について

当協会では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- (1) 信用保証委託申込書など、お客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- (2) お客様が信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- (3) 債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合
- (4) 個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

4. ダイレクト・メールの中止について

当協会は、お客様からダイレクト・メールの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。中止を希望されるお客様は、最寄りの当協会本・支店保証課までお申し出ください。

5. 個人データの取り扱いの委託について

当協会がお客様の個人情報の取り扱いを委託する場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- (1) 行方不明先等の調査業務
- (2) 債権管理回収業務

6. 個人情報の第三者提供について(法27条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません*。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、書面によりお客様の同意を得ることとしております。

*本取扱い開始前の信用保証により取得させていただいた個人情報は、信用保証の制度をご利用いただく上で一般的に推定が及びと思われる範囲でお取り扱いさせていただきます。

7. 共同利用に関する事項(法27条5項3号関係)

法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客様の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1) 共同利用される個人データの項目

- ① 創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載された情報
- ② 財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③ 保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④ 条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤ 事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥ 代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦ 求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧ その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

(2) 共同利用者の範囲

- ① 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会
具体的な名称についてはこちらをご覧ください。
<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>
- ② 一般社団法人全国信用保証協会連合会

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名

〒101-8534

東京都千代田区神田司町二丁目1番地

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆

8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法32条1項関係)

次のとおりです。

- (1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称、住所、代表者の氏名
〒104-0061
東京都中央区銀座六丁目17番1号
東京信用保証協会 理事長 山本 隆
- (2) 開示等の対象となる個人情報は、当協会の保有する個人情報のうち、当協会が開示等の権限を有するもの(以下、「保有個人データ」といいます。)に限り
ます。
- (3) すべての保有個人データの利用目的
1.をご参照ください。
- (4) 「開示等の請求等」に応じる手続等に関する事項(法37条関係)
当協会では、法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示(第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。)、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。
なお、「開示等の請求等」を行う場合は、開示を求める「保有個人データ」を具体的に特定されるようお願いいたします。
- ① 「開示等の請求等」のお申出先
「開示等の請求等」は、最寄りの当協会本・支店までお越しいただくようお願い申し上げます。
なお、遠方のお客さまなどで窓口にお越しいただけない場合は、事前にご相談ください。
- ② 「開示等の請求等」に際してご提出いただく書面(様式)等
「開示等の請求等」を行う場合は、当協会ホームページより次の申請書(A)をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、当協会窓口にご提出
ください。その際、書類(B)でご本人の確認をさせていただきます。
(A) 当協会所定の申請書
・保有個人データ開示等申請書
(B) 本人確認のための書類
(例) 運転免許証、パスポート等
- ③ 代理人による「開示等の請求等」
「開示等の請求等」を行う方が、本人または未成年者等の法定代理人である場合、もしくは、「開示等の請求等」を行うことにつき本人が委任した代理人
である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類((A)または(B))を添付してください。当協会所定の書式は、ホームページよりダウンロードいた
だけます。
(A) 法定代理人の場合
・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
・法定代理権があることを確認するための書類((例)戸籍謄本) 1通
※未成年者または成年後見人の法定代理人本人であることを確認するため、法定代理人の運転免許証、パスポート等を確認させていただきます。
(B) 委任による代理人の場合
・当協会所定の代理人選任届 1通
・本人の印鑑証明書 1通
※代理人本人であることを確認するため、代理人の運転免許証、パスポート等を確認させていただきます。
- ④ 「開示等の請求等」に対する回答方法
「開示等の請求等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のうちお客さまが指定された
方法によることとし、原則として郵送または当協会窓口での手渡しにてご回答いたします。
なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。
※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。
- ⑤ 「開示等の請求等」に関して取得した個人情報の「利用目的」
「開示等の請求等」に伴い取得した個人情報は、「開示等の請求等」に応じるために必要な範囲内で取り扱うものとし、
※次に定める場合等は、「開示等の請求等」には応じることはできません。その決定をした場合は、その旨、ご通知申し上げます。
・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
・所定の申請書類に不備があった場合
・開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
・保証審査内容等、当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
・他の法令に違反することとなる場合

9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法23条関係)

当協会は、個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。
以下本項において同じ。)について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

(基本方針の策定)

- ・個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定
- (個人データの取扱いに係る規律の整備)
- ・取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定
- (組織的安全管理措置)
- ・個人データの取扱いに関する管理責任者等を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人
情報の保護に関する法律や個人データの取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施
- (人的安全管理措置)
- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に記載
- (物理的安全管理措置)
- ・個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止す
る措置を実施
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体
等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施
- (技術的安全管理措置)
- ・アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

10. 苦情の受付窓口に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法40条関係)

- (1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
当協会の個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先は、以下に掲げる窓口となります。

- ① お電話による場合
最寄りの当協会本・支店までお願いします。
- ② お手紙による場合
当協会総務部総務課までお願いします。
〒104-0061
東京都中央区銀座六丁目17番1号
東京信用保証協会 総務部総務課

11. 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、
以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

コンプライアンス態勢

～コンプライアンスの実践に取り組みます～

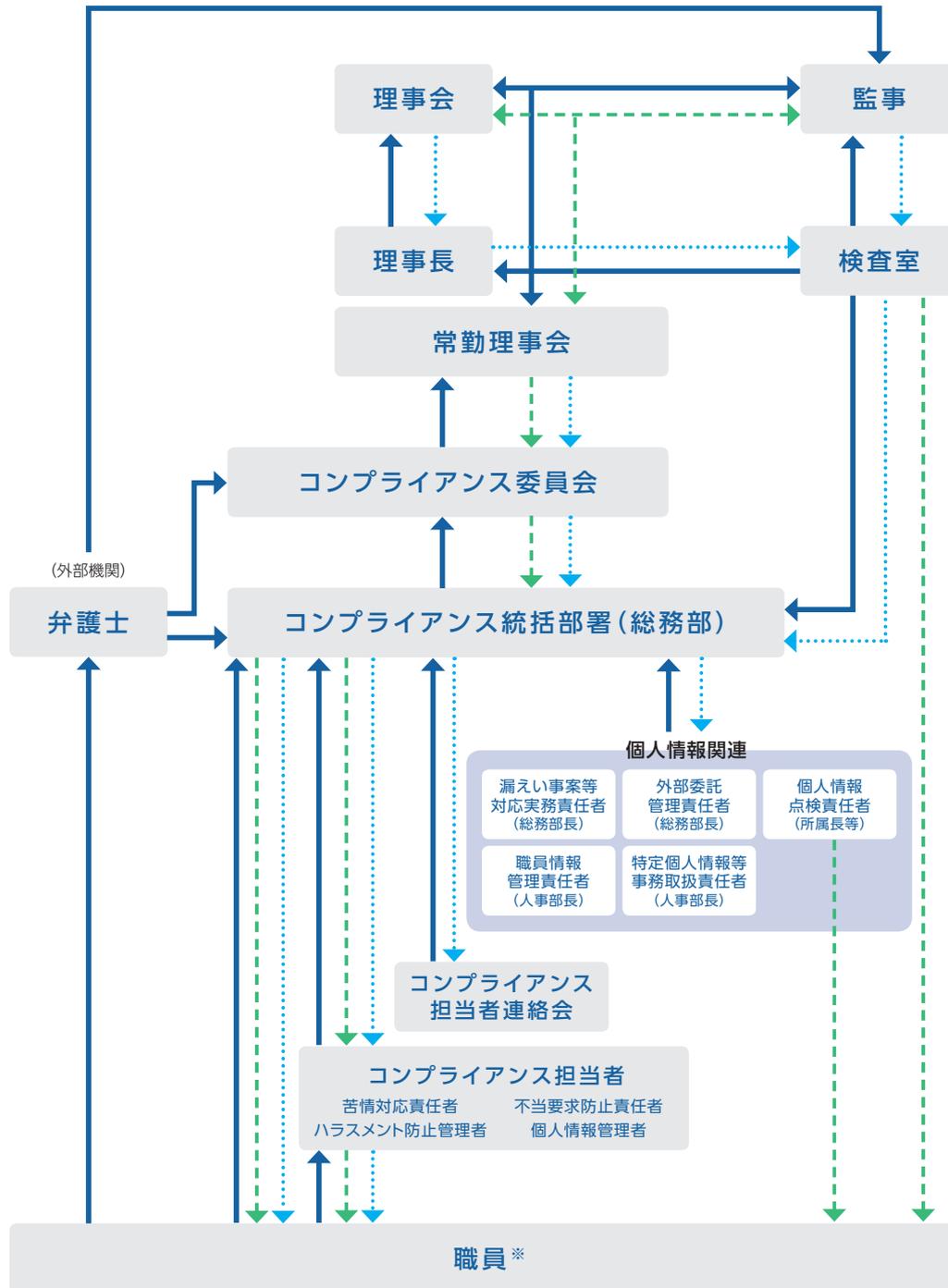
当協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に役員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「東京信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動の指針として「行動基準」を策定しています。

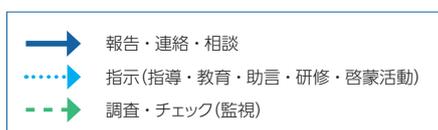
また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、遵守状況の把握、諸施策の評価などを行うとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況を監視しています。また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、さらにコンプライアンス違反を発見した職員が外部の弁護士に通報できる仕組みをつくるなど、きめ細かい実践体制を整えています。



コンプライアンス推進体制図



※公益通報については協会に勤務・就業する(1)出向者、(2)パート・アルバイト、(3)派遣労働者及び(4)協会の取引業者の労働者等、(5)協会の役員、(6)協会の取引業者の役員、(7) (1)～(4)であった者を含む



定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために主たる業務として信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、東京信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

- 立川支店 東京都立川市
- 池袋支店 東京都豊島区
- 五反田支店 東京都品川区
- 錦糸町支店 東京都墨田区
- 新宿支店 東京都新宿区
- 八王子支店 東京都八王子市
- 千住支店 東京都足立区
- 上野支店 東京都台東区
- 渋谷支店 東京都渋谷区
- 大田支店 東京都大田区

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって決する。

(公告)

第5条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 業 務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- 一 中小企業者等又はこれ等の組織する組合が銀行その他の金融機関から資金の貸付けを受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 二 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - 三 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務
- 2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。
- 一 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
 - 二 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
 - 三 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第一号から第三号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
 - 四 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
 - 五 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 3 本協会は、前項第三号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条及び次条において「中小企業者」とは、東京都内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、東京都内に住所若しくは居所を有する者又は東京都内において勤労に従事する者をいう。

(協会と銀行その他の金融機関との連携)

第6条の2 本協会はその業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。(保証債務の最高限度)

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の18倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

- 2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
- 3 出えん金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 4 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受け入れ、これを基本財産に充てることができる。
金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。
この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
- 6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は、変更しないものとする。

(事業年度)

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本協会に役員として理事22名以内及び監事3名以内を置く。

(委しよく)

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから東京都知事が委しよくする。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

- 2 理事が11名以下、監事が1名となったときは、遅滞なく、これを補充するものとする。
補欠又は新たに定められた理事又は監事の任期は、現在の理事又は監事と同時に終了する。
- 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職を行う。

(理事長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから理事長1名、専務理事1名、常務理事2名以内を互選する。

- 2 理事長は本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、本協会を代表し、理事長を補佐して本協会の業務を処理し、理事長に事故あるときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決定により処理しなければならない。

(同前)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して理事長に理事会の招集を請求したときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の決議は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。
- 4 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。
- 5 前項の書面による決議には、理事会の決議に関する規定を準用する。
- 6 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

第5章 解散

(解散事由)

第16条 本協会は、次の事由によって解散する。

- 一 理事会の決議
- 二 破産手続開始の決定
- 三 設立認可の取消し

2 前項第1号の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第17条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じ、且つ、その出えんの額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は東京都に帰属する。

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成15年1月6日から施行する。

附 則 この改正は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。

附 則 この改正は、平成20年9月12日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年2月2日から施行する。

附 則 この改正は、平成22年6月17日から施行する。

附 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和4年10月11日から施行する。

附 則 この改正は、令和4年11月1日から施行する。

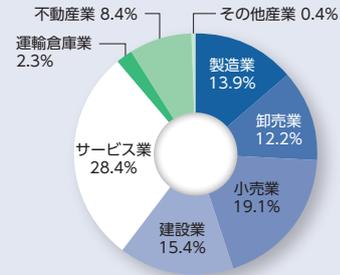
統計資料

保証利用企業数（令和6年3月31日現在）

業種別

業種名	5年度	
	保証利用企業数	構成比%
製造業	30,522	13.9
卸売業	26,829	12.2
小売業	41,767	19.1
建設業	33,797	15.4
サービス業	62,145	28.4
運輸倉庫業	4,965	2.3
不動産業	18,321	8.4
その他産業	804	0.4
全体	219,150	100.0

業種別構成比

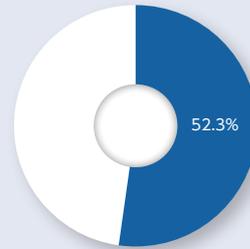


保証利用率

3年度	4年度	5年度
54.5%	54.8%	52.3%

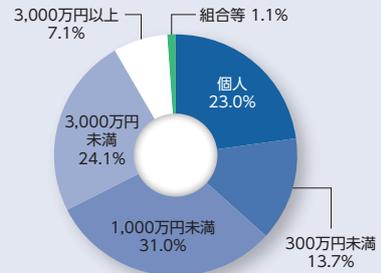
(注) 都内中小企業数は、都内の全中小企業から保証対象外である農業・林業・水産業を営む企業を除いた419,013者。「中小企業白書2024年版」より引用。

保証利用率



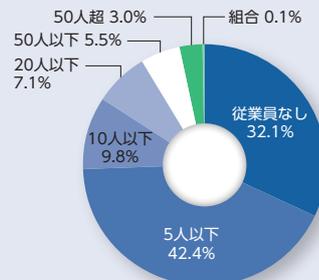
資本金別

	5年度	
	企業数	構成比%
個人	50,400	23.0
300万円未満	30,010	13.7
300万円以上1,000万円未満	67,910	31.0
1,000万円以上3,000万円未満	52,918	24.1
3,000万円以上	15,454	7.1
組合等	2,458	1.1
全体	219,150	100.0



従業員別

	5年度	
	企業数	構成比%
従業員なし	70,394	32.1
5人以下	92,884	42.4
6人以上10人以下	21,404	9.8
11人以上20人以下	15,628	7.1
21人以上50人以下	12,047	5.5
50人超	6,647	3.0
組合	146	0.1
全体	219,150	100.0



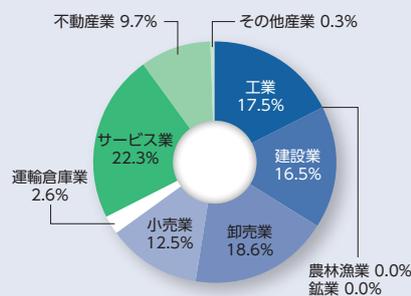
(金額と%(パーセント)は四捨五入している為、合計(全体)と一致しません)

保証承諾

業種別保証承諾状況

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
食料品工業	7,633	7,715	6,765	0.6
繊維品工業	2,863	2,437	2,953	0.2
木材・木製品工業	829	528	836	0.1
家具・建具工業	2,263	2,601	2,488	0.2
紙工業	3,600	2,942	3,347	0.3
印刷製本業	21,324	21,704	22,830	1.9
化学工業	2,812	3,241	2,631	0.2
石油・石炭製品工業	232	180	183	0.0
ゴム工業	9,620	8,603	9,682	0.8
皮革工業	3,418	2,406	2,734	0.2
窯業	2,481	2,640	1,550	0.1
機械工業	19,059	19,849	20,674	1.7
電気機器工業	8,402	11,005	10,849	0.9
車輛工業	3,186	2,912	3,717	0.3
船舶工業	90	234	232	0.0
金属工業	18,514	18,003	17,478	1.5
その他工業	97,140	93,612	101,231	8.4
工業小計	203,465	200,610	210,180	17.5
農林漁業	19	24	85	0.0
鉱業	455	150	115	0.0
建設業	202,879	198,139	197,775	16.5
卸売業	248,595	235,616	223,455	18.6
小売業	164,838	142,212	150,098	12.5
運輸倉庫業	32,337	32,904	30,711	2.6
サービス業	250,283	233,483	266,809	22.3
不動産業	133,198	114,248	115,941	9.7
その他産業	3,421	2,341	3,826	0.3
商業小計	1,036,023	959,118	988,814	82.5
合計	1,239,488	1,159,727	1,198,994	100.0

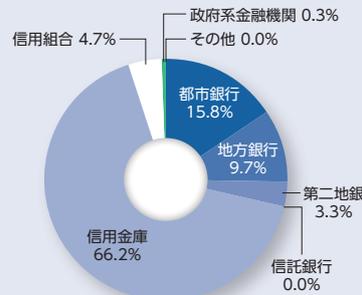


令和5年度

金融機関別保証承諾状況

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
都市銀行	223,748	188,506	189,792	15.8
地方銀行	112,891	125,101	116,430	9.7
第二地銀	61,604	36,092	39,502	3.3
信託銀行	0	0	0	0.0
信用金庫	780,510	757,178	793,694	66.2
信用組合	57,758	50,306	56,388	4.7
政府系金融機関	2,647	2,448	3,131	0.3
その他	330	96	57	0.0
合計	1,239,488	1,159,727	1,198,994	100.0



令和5年度

*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・漁協・外国銀行・RCC・SBI新生銀行・あおぞら銀行・SBI銀行・イオン銀行・PayPay銀行(実績のないものも含む)

地区別保証承諾状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
千代田区	95,734	88,553	98,737
中央区	88,823	79,624	89,352
港区	103,265	100,229	115,192
新宿区	53,758	52,837	48,097
文京区	25,049	21,571	23,295
台東区	68,726	52,802	52,742
墨田区	39,516	21,528	24,010
江東区	45,098	24,520	22,530
品川区	33,182	40,078	38,908
目黒区	18,068	25,290	25,157
大田区	54,255	50,032	51,392
世田谷区	46,514	44,381	49,025
渋谷区	102,576	87,611	90,612
中野区	13,654	13,461	11,786
杉並区	15,980	16,791	16,272
豊島区	28,573	27,022	29,258
北区	15,789	12,662	14,209
荒川区	19,380	20,108	20,315
板橋区	29,366	30,507	30,063
練馬区	27,188	28,582	25,865
足立区	44,780	60,420	59,146
葛飾区	45,089	40,391	33,646
江戸川区	54,312	34,397	32,857
市町村	170,677	185,975	195,521
島しょ	137	355	1,006
合 計	1,239,488	1,159,727	1,198,994

資金使途別保証承諾状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
運転資金	1,165,640	1,083,813	1,115,846
設備資金	55,843	57,719	63,139
運転・設備	18,004	18,195	20,009
合 計	1,239,488	1,159,727	1,198,994

制度別保証承諾状況

(単位：百万円)

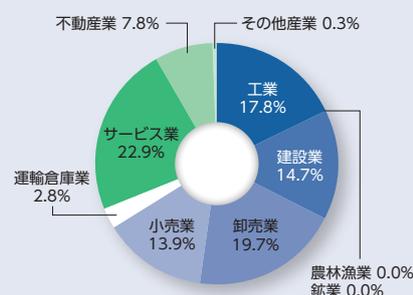
区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	855,933	819,120	850,039
区 市 町 村 制 度	298,740	252,746	212,776
そ の 他 制 度	84,815	87,861	136,179
合 計	1,239,488	1,159,727	1,198,994

保証債務残高

業種別保証債務残高状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
食 料 品 工 業	49,177	46,867	41,042	0.7
織 維 品 工 業	19,156	17,608	14,681	0.3
木 材 ・ 木 製 品 工 業	4,203	3,941	3,479	0.1
家 具 ・ 建 具 工 業	11,654	11,245	9,812	0.2
紙 工 業	22,325	21,080	18,012	0.3
印 刷 製 本 業	152,981	141,751	118,501	2.1
化 学 工 業	22,448	21,469	16,325	0.3
石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業	868	825	755	0.0
ゴ ム 工 業	55,656	52,518	44,998	0.8
皮 革 工 業	18,508	17,119	14,669	0.3
窯 業	16,573	15,009	11,545	0.2
機 械 工 業	122,543	112,755	93,578	1.7
電 気 機 器 工 業	58,703	55,832	47,592	0.8
車 輛 工 業	23,120	21,551	18,316	0.3
船 舶 工 業	692	731	423	0.0
金 属 工 業	119,310	111,438	92,436	1.6
そ の 他 工 業	528,380	501,582	455,260	8.1
工業小計	1,226,297	1,153,320	1,001,425	17.8
農 林 漁 業	201	167	176	0.0
鉱 業	1,341	1,297	1,167	0.0
建 設 業	1,005,680	954,663	827,809	14.7
卸 売 業	1,377,128	1,295,968	1,110,682	19.7
小 売 業	908,759	868,613	781,814	13.9
運 輸 倉 庫 業	189,619	179,971	157,212	2.8
サ ー ビ ス 業	1,515,981	1,433,266	1,286,410	22.9
不 動 産 業	519,770	497,643	441,455	7.8
そ の 他 産 業	18,619	17,320	16,689	0.3
商業小計	5,537,098	5,248,908	4,623,415	82.2
合 計	6,763,396	6,402,228	5,624,839	100.0

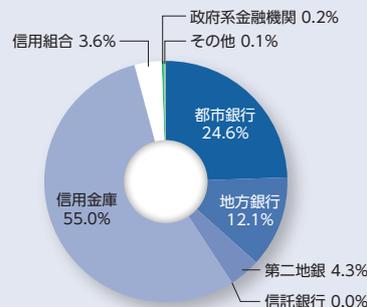


令和5年度

金融機関別保証債務残高状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
都 市 銀 行	1,931,935	1,720,249	1,384,845	24.6
地 方 銀 行	809,089	775,196	680,321	12.1
第 二 地 銀	312,875	285,113	243,041	4.3
信 託 銀 行	113	106	16	0.0
信 用 金 庫	3,458,930	3,381,623	3,095,771	55.0
信 用 組 合	229,249	221,676	204,339	3.6
政 府 系 金 融 機 関	17,515	14,881	13,519	0.2
そ の 他	3,689	3,386	2,988	0.1
合 計	6,763,396	6,402,228	5,624,839	100.0



令和5年度

*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・漁協・外国銀行・RCC・SBI新生銀行・あおぞら銀行・SBI銀行・イオン銀行・PayPay銀行(実績のないものも含む)

地区別保証債務残高状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
千 代 田 区	496,976	480,185	431,913
中 央 区	491,680	468,830	417,019
港 区	558,737	530,618	484,448
新 宿 区	411,331	379,207	318,819
文 京 区	156,809	147,064	129,181
台 東 区	344,849	326,936	287,667
墨 田 区	185,289	170,623	141,843
江 東 区	202,683	187,293	157,063
品 川 区	184,155	176,488	159,446
目 黒 区	122,582	119,141	108,219
大 田 区	270,649	249,113	219,209
世 田 谷 区	245,774	229,996	201,885
渋 谷 区	523,770	490,730	438,775
中 野 区	103,397	93,272	78,722
杉 並 区	126,493	116,227	98,588
豊 島 区	199,626	182,954	153,318
北 区	96,786	88,444	73,483
荒 川 区	100,622	97,826	86,248
板 橋 区	165,888	157,126	134,326
練 馬 区	161,191	153,011	131,732
足 立 区	238,336	237,855	216,124
葛 飾 区	174,383	176,833	157,427
江 戸 川 区	260,852	240,725	199,238
市 町 村	935,022	896,384	795,899
島 し よ	5,516	5,348	4,247
合 計	6,763,396	6,402,228	5,624,839

資金用途別保証債務残高状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
運 転 資 金	6,525,860	6,153,432	5,366,489
設 備 資 金	174,583	184,743	193,115
運 転 ・ 設 備	62,952	64,054	65,235
合 計	6,763,396	6,402,228	5,624,839

制度別保証債務残高状況

(単位：百万円)

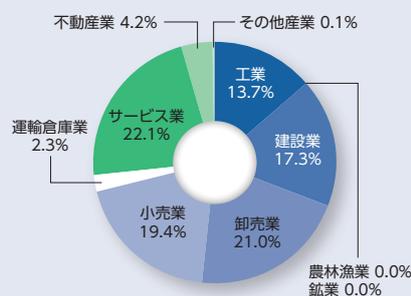
区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	5,629,313	5,282,802	4,527,495
区 市 町 村 制 度	734,135	777,179	757,282
安 定 化	6,850	6,028	5,235
一 般	393,098	336,219	334,827
合 計	6,763,396	6,402,228	5,624,839

代位弁済

業種別代位弁済状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
食 料 品 工 業	537	152	381	0.5
織 維 品 工 業	256	303	264	0.4
木 材 ・ 木 製 品 工 業	11	19	7	0.0
家 具 ・ 建 具 工 業	57	46	35	0.0
紙 工 業	25	76	30	0.0
印 刷 製 本 業	750	1,208	1,907	2.6
化 学 工 業	17	53	208	0.3
石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0.0
ゴ ム 工 業	111	58	357	0.5
皮 革 工 業	391	436	336	0.5
窯 業	7	0	2	0.0
機 械 工 業	502	797	1,095	1.5
電 気 機 器 工 業	587	376	416	0.6
車 輛 工 業	0	180	138	0.2
船 舶 工 業	0	0	0	0.0
金 属 工 業	413	620	650	0.9
そ の 他 工 業	1,917	3,514	4,268	5.8
工業小計	5,580	7,838	10,094	13.7
農 林 漁 業	0	1	3	0.0
鉱 業	0	0	0	0.0
建 設 業	4,566	8,521	12,731	17.3
卸 売 業	9,436	14,657	15,468	21.0
小 売 業	5,054	9,004	14,276	19.4
運 輸 倉 庫 業	687	889	1,672	2.3
サ ー ビ ス 業	6,070	9,256	16,246	22.1
不 動 産 業	1,070	1,338	3,078	4.2
そ の 他 産 業	20	2	56	0.1
商業小計	26,903	43,670	63,530	86.3
合 計	32,483	51,508	73,624	100.0

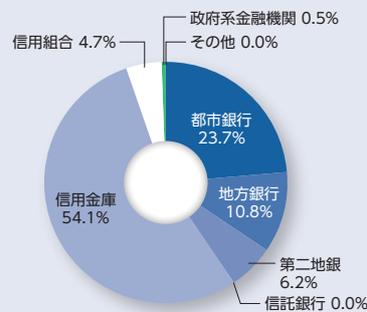


令和5年度

金融機関別代位弁済状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度	
	金額	金額	金額	構成比%
都 市 銀 行	9,197	14,326	17,479	23.7
地 方 銀 行	4,221	5,499	7,978	10.8
第 二 地 銀	1,294	2,309	4,540	6.2
信 託 銀 行	0	0	0	0.0
信 用 金 庫	16,319	26,411	39,812	54.1
信 用 組 合	1,193	2,488	3,437	4.7
政 府 系 金 融 機 関	259	445	347	0.5
そ の 他	0	30	30	0.0
合 計	32,483	51,508	73,624	100.0



令和5年度

*その他とは、保険会社・労働金庫・農協・漁協・外国銀行・RCC・SBI新生銀行・あおぞら銀行・SBJ銀行・イオン銀行・PayPay銀行(実績のないものも含む)

地区別代位弁済状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
千 代 田 区	2,202	3,542	5,348
中 央 区	3,554	4,090	6,280
港 区	2,847	5,026	6,946
新 宿 区	2,619	3,935	6,703
文 京 区	661	823	1,415
台 東 区	1,863	2,456	3,887
墨 田 区	1,177	1,154	1,346
江 東 区	596	1,374	1,520
品 川 区	1,210	1,237	1,707
目 黒 区	386	970	840
大 田 区	1,413	2,094	2,653
世 田 谷 区	1,206	1,714	3,059
渋 谷 区	2,499	5,573	6,834
中 野 区	531	665	643
杉 並 区	470	1,312	1,461
豊 島 区	1,047	1,587	2,541
北 区	615	620	729
荒 川 区	557	1,032	1,114
板 橋 区	647	1,353	1,476
練 馬 区	616	1,004	1,510
足 立 区	951	1,991	2,292
葛 飾 区	633	1,293	1,452
江 戸 川 区	1,206	1,710	2,727
市 町 村	2,960	4,951	9,138
島 し よ	20	0	5
合 計	32,483	51,508	73,624

資金使途別代位弁済状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
運 転 資 金	31,580	50,212	71,293
設 備 資 金	393	541	1,428
運 転 ・ 設 備	510	755	903
合 計	32,483	51,508	73,624

制度別代位弁済状況

(単位：百万円)

区 分	3年度	4年度	5年度
	金 額	金 額	金 額
都 制 度	23,420	40,990	59,986
区 市 町 村 制 度	2,207	3,677	5,644
安 定 化	167	187	280
一 般	6,688	6,654	7,714
合 計	32,483	51,508	73,624

代位弁済額と回収金額の推移

全国倒産企業数の推移

(単位：件)

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
8,631	7,163	5,980	6,880	9,053

(出典：東京商工リサーチ「倒産月報」)

代位弁済額の推移

(単位：億円)

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
495	358	325	515	736

代位弁済率の推移

(単位：%)

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1.74	0.66	0.47	0.78	1.23

$$\text{代位弁済率} = \frac{\text{当該年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

回収金額の推移

(単位：億円)

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
112	98	89	98	94

求償権残高の推移

(単位：億円)

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
268	230	213	296	356

令和5年度決算

貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

※各金額は単位未満を四捨五入しているため合計金額と一致しません。

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	3,088	基本財産	356,085,927
預け金	425,460,502	基金	15,364,751
金銭信託	20,500,000	基金準備金	340,721,176
有価証券	481,346,429	制度改革促進基金	0
動産・不動産	7,338,266	収支差額変動準備金	177,952,022
保証債務見返	5,624,839,356	責任準備金	37,540,355
求償権	35,633,392	求償権償却準備金	15,263,092
雑勘定	11,312,639	退職給与引当金	7,164,317
未収利息	625,359	保証債務	5,624,839,356
未経過保険料	10,298,776	求償権補填金	48,311
その他	388,504	借入金	230,065,000
合計	6,606,433,672	長期借入金	230,065,000
		短期借入金	0
		雑勘定	157,475,291
		仮受金	130,072
		保険納付金	573,098
		損失補償納付金	62,405
		未経過保証料	156,608,439
		未払保険料	12,872
		未払費用	88,405
		合計	6,606,433,672

預け金・現金
保証の呼び水として、この内2,301億円を各金融機関へ預託しています。

有価証券
代位弁済の支払準備資産として国債・地方債等を保有しています。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、日本公庫からの保険金及び東京都・全国信用保証協会連合会からの損失補償補填金によるもの)を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係わる部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と金融機関等負担金からなる【基金】(154億円)と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】(3,407億円)の2つから構成されています。
87ページもご参照ください。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

借入金
東京都から借入をしています。借入金は保証の円滑な活用促進のため預託金として金融機関へ預け入れています。

未経過保証料
受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降に係わる保証料)を計上します。

収支計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

※各金額は単位未満を四捨五入しているため合計金額と一致しません。

(単位：千円)

科目	金額
経常収入	61,742,379
保証料	55,044,077
預け金利息	346,144
有価証券利息・配当金	3,423,341
損害金	205,275
事務補助金	106,698
責任共有負担金	2,444,991
雑収入	171,852
経常支出	37,766,957
業務費	12,101,200
借入金利息	0
信用保険料	25,564,463
責任共有負担金納付金	0
雑支出	101,293
経常収支差額	23,975,423
経常外収入	119,735,086
償却求償権回収金	421,476
責任準備金戻入	41,361,686
求償権償却準備金戻入	13,284,505
求償権補填金戻入	62,258,907
保険金	55,752,104
損失補償補填金	6,506,802
その他収入	2,408,512
経常外支出	117,172,319
求償権償却	64,339,913
譲受債権償却	0
雑勘定償却	10,200
退職金	11,936
責任準備金繰入	37,540,355
求償権償却準備金繰入	15,263,092
その他支出	6,823
経常外収支差額	2,562,767
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	26,538,190
収支差額変動準備金繰入額	8,800,000
基本財産繰入額	17,738,190

責任共有負担金
責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

信用保険料
日本公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未経過保険料)を計上しています。

求償権償却
年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入
協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

保証料
決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

預け金利息等
代位弁済の支払準備金資産として金融機関に預け入れた預金の受取利息と保有している国債・地方債等からの利息・配当金です。

求償権補填金戻入
代位弁済により日本公庫から受領した保険金と東京都及び連合会から受領した損失補償補填金からなっています。

基本財産について —保証需要に応えるために不可欠な基本財産の充実—

基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものといえます。

当協会の最終的な代位弁済支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となってくるのです。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3,225億円	3,383億円	3,561億円

当協会の場合、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の60倍と定められています。これを定款倍率※といえます。令和5年度末の基本財産は3,560億86百万円となりましたので、当協会がなし得る保証債務の最高限度額は、21兆3,651億円となります。

※令和5年度末の債務残高5兆6,248億円に対して基本財産は3,560億86百万円ですので、実際倍率は15.8倍となり、定款倍率60倍に対する消化率は26.3%となっております。

基本財産の構成

基本財産の内訳(令和5年度末)

基本財産		3,560億86百万円	構成比
内 訳	基金	153億65百万円	4.3%
	出えん金	133億円	(3.7%)
	金融機関等 負担金	20億65百万円	(0.6%)
	基金準備金	3,407億21百万円	95.7%

*出えん金の主な拠出者は都市銀行3億11百万円、東京都129億20百万円(国庫負担分66億8百万円)となっています。

*金融機関等負担金の主な拠出者は都市銀行17億8百万円、地方銀行1億47百万円等となっています。

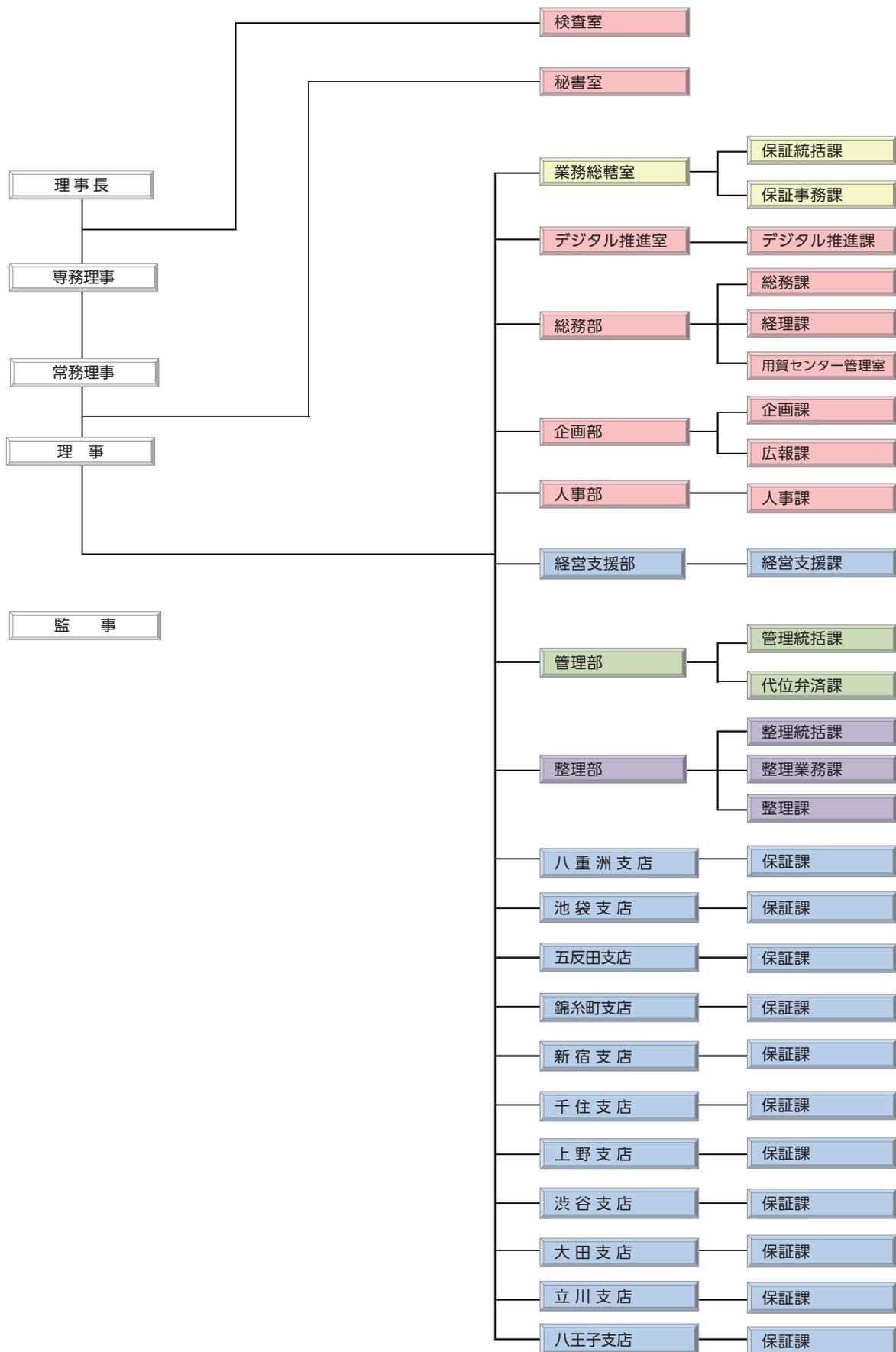
*表中の各金額及び構成比は単位以下四捨五入しているため合計額と一致しません。

役員名簿

令和6年5月15日現在

役名	氏名	備考
理事長	山本 隆	常勤
専務理事	根本 厚	常勤
常務理事	後藤 康博	常勤
同	池上 智	常勤
理事	御園 栄一	常勤
同	有竹 博史	常勤
同	平川 昌弘	常勤
同	田中 慎一	東京都産業労働局長
同	小林 治彦	東京商工会議所常務理事
同	澁谷 哲一	東京都信用金庫協会会長
同	柳沢 祥二	東京都信用組合協会会長
同	宇井 昭如	みずほ銀行執行役員
同	青木 耕	三井住友銀行執行役員
同	増村 智彦	きらぼし銀行取締役常務執行役員
同	山口 琢磨	三菱UFJ銀行執行役員
同	山田 真也	商工組合中央金庫常務執行役員
同	大森 剛	りそな銀行執行役員
監事	深山 尚美	常勤
同	山下 聡	東京都財務局長
同	新江 孝	日本大学商学部教授

組織機構図



(令和6年4月1日現在)

当協会のあゆみ

昭和30年12月	八王子支所開設
同 45年 1月	池袋支所開設
同 46年 4月	五反田支所開設
同 47年 4月	立川支所開設
同 47年10月	錦糸町支所開設・本所分室設置
同 50年 4月	新宿支所開設
同 55年 6月	千住支所開設
平成元年 5月	上野支所開設
同 3年 4月	渋谷支所開設
同 5年 9月	葛飾支所開設
同 7年 6月	用賀センター開設
同 8年 2月	大田支所開設
同 10年 5月	本所建替のため移転・有楽町分室設置
同 12年 5月	新本所ビル完成により現在地に移転・本所分室・有楽町分室を統合
同 16年 8月	「本所」「支所」を「本店」「支店」へ呼称変更
同 18年 5月	創業アシストプラザ開設
同 19年 4月	創業アシストプラザ多摩分室開設
同 22年 7月	八重洲分室設置
同 24年 4月	経営支援部設置
同 31年 4月	本店保証課を八重洲支店に呼称変更。創業アシストプラザを全支店に展開
令和 4年10月	葛飾支店を千住支店に統合
同 5年 5月	八重洲地区の再開発のため、本店を銀座6丁目に仮移転

昭和12年 8月	社団法人東京信用保証協会設立登記
同 12年 9月	業務開始
同 24年10月	財団法人東京信用保証協会設立登記

社団法人東京信用保証協会の一切を継承

同 28年 8月	信用保証協会法公布施行
同 29年 7月	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
同 33年 7月	中小企業信用保険公庫設立
同 38年12月	保証債務の最高限度額引上げ

基本財産の37.5倍から50倍

同 61年11月	当座貸越根保証(略称 当貸L)の取扱い開始
同 62年 2月	長期経営資金保証(略称 長経)の取扱い開始
同 62年 7月	事業者カードローン当座貸越根保証(略称 当貸S)の取扱い開始
同 63年11月	1中小企業(業務方法書第1の1項の規定)に対する保証限度額を2億円に引上げ実施(現行の限度額)
平成 2年 4月	保証債務の最高限度額引上げ(現行の限度額)

基本財産の50倍から60倍

同 3年10月	基本理念及びシンボルマークを改定、コミュニケーションネーム「東京ギャランティ」(TOKYO GUARANTEE)を制定
同 7年11月	保証限度額の一部引上げと信用保証料の一部引下げを実施

無担保保険に係る保証2,000万円から3,500万円

特別小口保険に係る保証500万円から750万円

新事業開拓保証1億5,000万円から2億円(組合等は3億円から4億円)

無担保保険または特別小口保険に係る保証の保証料率を5%引下げ

同 9年 6月	季節資金特別保証制度(略称 季節)創設
同 10年 4月	短期資金特別保証制度(略称 活力)創設
同 10年 6月	保証対象中小企業者の範囲を拡大 資本金1億円(卸売業7,000万円、小売・サービス業5,000万円)以下 従業員300人(卸売業100人、小売・サービス業50人)以下
同 10年10月	保証限度額の一部引上げ 無担保保険に係る保証3,500万円から5,000万円 特別小口保険に係る保証750万円から1,000万円 中小企業金融安定化特別保証制度(略称 安定化)創設
同 11年 2月	中堅企業特別保証制度(略称 中堅)創設
同 11年 9月	中小企業金融安定化特別保証制度 創業関連(略称 安定化S)、 経営資源活用関連(略称 安定化V)の創設
同 11年12月	保証対象中小企業者の範囲を拡大(現行の規模要件) 資本金3億円(卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円) 従業員300人(卸売・サービス業100人、小売業50人)
同 12年 3月	第1回東京都CLO対応資金融資保証制度(略称 CLO)実施
同 12年 4月	特定社債保証制度(略称 私募債)創設
同 12年12月	保証限度額の一部引上げ 無担保保険に係る保証5,000万円から8,000万円
同 13年 1月	保証協会債権回収(株)設立
同 13年 3月	中小企業金融安定化特別保証制度終了
同 13年 4月	保証協会債権回収(株)事業開始
同 13年12月	売掛債権担保融資保証制度(略称 売債)創設 保証限度額の一部引上げ 特別小口保険に係る保証1,000万円から1,250万円 新事業創出関連保証の無担保保険に係る保証1,000万円から1,500万円
同 14年 4月	保証協会債権回収(株)(東京営業所多摩分室)開設
同 14年12月	事業再生保証制度(略称 再生)創設
同 15年 2月	資金繰り円滑化借換保証制度(略称 資金繰)創設
同 15年 4月	信用保証料率改定 保証協会債権回収(株)(東京営業所五反田分室・錦糸町分室・上野分室)開設
同 16年 1月	東京再生サポート保証制度(略称 再生サポート)創設
同 16年10月	無担保当座貸越根保証制度(略称 当貸ホップ)創設
同 18年 1月	特定社債保証制度(略称 私募債)拡充
同 18年 4月	信用保証料率体系の改正 保証利用資格要件の緩和(所在地・業歴要件) 保証条件の緩和(連帯保証人) 当座貸越根保証制度改正
同 19年 5月	共同システムの稼働
同 19年 8月	流動資産担保融資保証(略称 ABL)、事業再生保証 特定信用状関連保証、事業再生円滑化関連保証、再挑戦支援保証の創設
同 19年10月	責任共有制度の実施 小口零細企業保証制度の創設
同 20年10月	原材料価格高騰対応等緊急保証制度の創設
同 20年11月	予約保証制度の創設
同 21年 6月	中小企業承継事業再生関連保証の創設
同 21年 8月	商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証の創設

- 同 21年12月 条件変更対応保証制度の創設
- 同 22年 2月 景気対応緊急保証制度の創設
- 同 23年 3月 東日本大震災により被災した中小企業者に対する「災害関係保証」の取扱い開始
景気対応緊急保証制度終了
- 同 23年 5月 東日本大震災復興緊急保証制度の創設
- 同 24年 9月 東京企業力強化連携会議の構築
- 同 24年10月 経営力強化保証制度の創設
- 同 26年 1月 事業再生計画実施関連保証制度(略称 **改善サポート**)の創設
- 同 26年 2月 「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始、経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設
- 同 26年10月 プロパー貸付同時実行型特別保証制度(略称 **タイアップ**)の創設
創業保証における信用保証料の一部割引実施(略称 **アーリー1000**、**アーリー1500**)
平成27年3月末日まで取扱)
- 同 27年 4月 「企業サポート推進プロジェクト」発足
創業関連保証・創業等関連保証の信用保証料率引下げ
短期資金特別保証制度(略称 **活力**)の改正(新略称 **活力プラス**)
- 同 27年 8月 地域産業資源活用支援関連保証の創設
- 同 27年10月 特定非営利活動法人(NPO法人)に対する保証取扱い開始
サポートワン特別保証制度(略称 **サポートワン**)の創設(平成28年3月末日まで取扱)
- 同 28年 3月 借換保証制度の改正(条件変更改善型借換保証(略称 **条変改善借換**))の創設
- 同 28年 7月 経営力向上関連保証の創設
- 同 28年12月 ビジネスチャンス・ナビ2020連携保証制度(略称 **ナビ連携**)の創設(平成29年3月末日まで取扱)
健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度(略称 **健康DS保証**)の創設
- 同 29年 7月 地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証の創設
- 同 29年 9月 創立80周年記念特別保証制度(略称 **サンクス80**)の創設(平成30年3月末日まで取扱)
- 同 30年 4月 信用補完制度の見直し
保証限度額の一部引上げ

創業関連保険に係る保証1,000万円から2,000万円
特別小口保険に係る保証1,250万円から2,000万円
小口零細企業保証1,250万円から2,000万円

- 危機関連保証制度の創設
- 経営安定関連保証5号の責任共有対象化
- 特定経営承継関連保証の創設
- 事業承継サポート保証制度(略称 **持株承継**)の創設
- 自主廃業支援保証制度(略称 **自主廃業支援**)の創設
- 財務要件型無保証人保証制度(略称 **財務無保証人**)の創設
- 経営者保証を不要とする保証事務取扱の変更
- 同 30年 8月 商店街活性化促進事業関連保証の創設
新技術等実証関連保証の創設
革新的データ産業活用関連保証の創設
先端設備等導入関連保証の創設
情報処理支援関連保証の創設
経営承継準備関連保証の創設
特定経営承継準備関連保証の創設
- 同 30年 9月 短期一括連携保証制度(略称 **短期一括**)の創設
長期一括連携保証制度(略称 **長期一括**)の創設
事業性評価連携保証制度(略称 **事業性評価**)の創設
- 同 30年10月 技術等情報漏えい防止措置関連保証の創設

- 同 31年 4月 創業支援窓口を全12支店に拡充
創業カードローン当座貸越根保証制度(略称 **アーリーカード**)の創設
スマートカードローン当座貸越根保証制度(略称 **スマートカード**)の創設
タイアップ成長支援保証制度(略称 **タイアップ**)の創設
- 令和元年 7月 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証の創設
事業継続力強化関連保証の創設
連携事業継続力強化関連保証の創設
- 同 元年 10月 環境変化対応特別保証制度(略称 **環境変化**)の創設
- 同 2年 3月 新型コロナウイルス感染症に関する危機関連保証の発動
- 同 2年 4月 事業承継特別保証制度(略称 **承継特別**)の創設
- 同 2年 5月 感染症対応融資(全国制度)(略称 **感染症全国**)の取扱開始
- 同 3年 4月 伴走支援型特別保証制度(略称 **伴走特別**)の創設
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(略称 **改善サポ感染**)の創設
- 同 4年 4月 SDGs推進応援保証制度(略称 **SDGs保証**)の創設
- 同 5年 3月 スタートアップ創出促進保証制度(略称 **SSS保証**)の創設
- 同 6年 3月 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(略称 **国補助制度**)の創設

(令和6年6月現在)

事業所のご案内



事業所一覧(令和6年4月1日現在)

● 本店

〒104-0061 中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階
 ○八重洲支店(担当地域/千代田区・中央区・港区・島しょ)
 TEL: 03-6264-1830 FAX: 03-3545-3100
 ○経営支援課
 TEL: 03-6264-1834 FAX: 03-3545-3104

● 池袋支店(担当地域/豊島区・板橋区・練馬区)

〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階
 TEL: 03-3987-5445 FAX: 03-3987-7523

● 五反田支店(担当地域/品川区・目黒区)

〒141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階
 TEL: 03-5447-8250 FAX: 03-3443-1130

● 錦糸町支店(担当地域/墨田区・江東区・江戸川区)

〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階
 TEL: 03-5608-2011 FAX: 03-5608-2320

● 新宿支店(担当地域/新宿区・中野区・杉並区)

〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル3階
 TEL: 03-3344-2251 FAX: 03-3344-2390

● 千住支店(担当地域/足立区・荒川区・葛飾区)

〒120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階
 TEL: 03-3888-7231 FAX: 03-3888-7293

● 上野支店(担当地域/台東区・文京区・北区)

〒111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
 TEL: 03-3847-3171 FAX: 03-3847-3191

● 渋谷支店(担当地域/渋谷区・世田谷区)

〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階
 TEL: 03-5468-0135 FAX: 03-5468-1037

● 大田支店(担当地域/大田区)

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20
 東京都城南地域中小企業振興センター3階
 TEL: 03-5710-3610 FAX: 03-5710-3091

● 立川支店

(担当地域/八王子支店担当地域以外の多摩地区)

〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階
 TEL: 042-525-6621 FAX: 042-525-8712

● 八王子支店

(担当地域/八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市)

〒192-0046 八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階
 TEL: 042-646-2511 FAX: 042-646-1970

東京信用保証協会レポート2024

年 月 2024年6月発行
 発行 東京信用保証協会 企画部 広報課
 住所 〒104-0061 中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE13階
 電話 03(6264)1695



東京信用保証協会

ホームページ



LINE公式アカウント



最新情報や経営支援に役立つ情報を配信中！

